

龍ヶ崎市 障がい者プラン 障がい福祉計画(第3期)



平成24年4月
龍ヶ崎市

はじめに

本市では、平成11年に「障がい者プラン」を策定し、「すべてのひとが健やかで安心して暮らせる社会の実現」を目指し、障がい者施策を推進してまいりました。その後、平成18年には障害者自立支援法が制定され、障がい者本人が主体的にサービスを選択・決定し、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援や社会参加を促進する仕組みが構築されてきました。そして現在、これまでの課題を踏まえ、制度の谷間をなくし、地域格差の是正やニーズにあった支援サービスの提供体制の確立を目指し、障害者自立支援法に代わる新法の整備が進められるなど、障がい者施策の見直しが図られているところであり、新たな転換期を迎えようとしております。



本計画は、こうした社会情勢を背景にして、障害者基本法に基づいた、障がい者施策全般について取り組む方向と姿勢、主な事業を定めた「障がい者プラン」と、障害者自立支援法に基づいた、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「障がい福祉計画（第3期）」を一体的に策定したものであります。今後は、この計画の基本理念である「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ソーシャル・インクルージョン」の概念に基づき、障がい者福祉のより一層の充実に向けて、市民と行政が一体となった施策を展開してまいりたいと考えております。そのため、市民の皆さまにおかれましても、本計画の趣旨と重要性をご理解いただき、障がいがある方もない方も共に生活できる社会の実現のため、より一層のご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定に際し熱心にご審議いただきました龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会の委員の方々をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました障がい者関係団体や市民の皆さまなど、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成24年4月

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付けと役割	2
第3節 計画期間と見直しの時期	3
障がい者プラン（平成24年度～平成29年度）	
第2章 障がい者を取り巻く現況と課題	4
第1節 龍ヶ崎市の概況	4
第2節 龍ヶ崎市の障がい者の現状	7
第3節 障がい福祉に求められていること	12
第3章 計画の基本理念と基本目標	39
第1節 基本理念	39
第2節 基本目標と施策の体系	39
第3節 重点的に取り組む施策	42
第4章 施策の具体的な展開	43
第1節 心のバリアフリーと地域の支えあい活動の推進	43
(1) 地域の支えあい活動の推進	43
(2) 広報・啓発活動の推進	44
第2節 障がい者の地域生活支援	46
(1) 在宅福祉サービスの充実	46
(2) 社会参加促進のためのサービスの充実	47
(3) 住まいの確保	47
(4) 相談・情報提供の充実	48
(5) 生活支援施策の充実	48
(6) 権利擁護のための施策の充実	49
第3節 障がい者の雇用・就労の推進	50
(1) 雇用の促進	50
(2) 就労への支援	51
(3) 福祉的就労への支援	51
第4節 障がい者の社会活動支援	52
(1) コミュニケーション支援の充実	52
(2) 生涯学習、文化・スポーツ・レクリエーションの充実	53

第5節	安心して生活できる保健・医療施策の推進	54
(1)	療育体制の整備	54
(2)	発達障がい者への支援	55
(3)	保健活動の推進	55
(4)	医療サービス・リハビリテーションの充実	56
(5)	精神保健施策の充実	57
第6節	障がい児とその家庭への支援の充実	58
(1)	就学前教育の充実	58
(2)	学校教育の充実	59
(3)	家庭への支援の充実	60
第7節	人にやさしいまちづくりの推進	61
(1)	人にやさしいまちづくりの推進	61
(2)	居住・生活環境の整備	62
(3)	移動手段の整備による行動圏の拡大	63
(4)	防犯・防災対策の充実	63
(5)	災害時における要援護者の避難支援の推進	64

障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）

第5章	障がい福祉計画（第3期）	65
第1節	基本的な考え方	65
第2節	基本目標	66
第3節	障害福祉サービス又は相談支援の見込量及び その見込量の確保のための方策	69
(1)	訪問サービス	70
①	居宅介護（ホームヘルプ）	70
②	重度訪問介護	70
③	同行援護	71
④	行動援護	71
⑤	重度障害者等包括支援	72
(2)	日中活動支援サービス	73
①	生活介護	73
②	自立訓練（機能訓練）	74
③	自立訓練（生活訓練）	74
④	就労移行支援	75
⑤	就労継続支援A型（雇用型）	75
⑥	就労継続支援B型（非雇用型）	76
⑦	療養介護	76

⑧ 短期入所（ショートステイ）	77
(3) 居住支援サービス	78
① 共同生活援助（グループホーム）	78
② 共同生活介護（ケアホーム）	78
③ 施設入所支援	79
(4) 相談支援	80
① 計画相談支援	80
② 地域移行支援	80
③ 地域定着支援	81
(5) 障がい児支援	82
① 児童発達支援	82
② 放課後等デイサービス	82
③ 医療型児童発達支援	83
④ 保育所等訪問支援	83
第4節 市が実施する地域生活支援事業	84
(1) 相談支援事業	85
(2) コミュニケーション支援事業	85
(3) 日常生活用具費給付事業	86
(4) 移動支援事業	86
(5) 地域活動支援センター事業	86
(6) その他の地域生活支援事業	89
第6章 計画の推進に向けて	91
第1節 計画の達成状況の点検・評価	91
第2節 進行管理体制	91
資料編	92
龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画策定経過	92
龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会設置条例	93
龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会委員名簿	94
龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画検討委員会設置要綱	95
用語解説	96

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

龍ケ崎市では、平成11年3月に「龍ケ崎市障がい者プラン～心からふれあう街づくりのために～」を策定し、障がい者^{※1}の「完全参加と平等」をテーマに、関係機関との連携を図りながら障がい者施策を推進してまいりました。平成19年3月には、「ノーマライゼーション」^{※2}「リハビリテーション」^{※3}「ソーシャル・インクルージョン」^{※4}の概念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあうことで、地域における自立した生活と社会活動を促進し、共に生活できるような共生社会の実現を目指し、「龍ケ崎市障がい者プラン」を改定いたしました。

また、障がい者プランに基づき、障がい者施策を展開していくために必要なサービスの量を見込み、具体的な方策を示した「障がい福祉計画」を策定し、計画的・総合的に障がい者施策を推進してまいりました。そして、平成21年3月には、これまでの進捗状況を分析、評価し、課題等を整理したうえで、平成23年度を目標年度に定め、障がい者施策の充実を図るための新たな目標値を定めた、「第2期障がい福祉計画」を策定いたしました。

その間、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいにも代表される、「新たな障がい」の認識が広がり、支援を必要としている障がい者の数は増加し、そのニーズも多様化してきました。これを背景として、法制度も短期間に大きく変化してきました。身体障害者福祉法の改正により、平成15年4月には「支援費制度」が新たに開始されました。平成16年には「障害者基本法」の改正、平成17年には「発達障害者支援法」、平成18年には「障害者雇用促進法」が施行されました。そして、平成17年に成立し、平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」は、これまで障がい種別ごとに異なる法律のもと、提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供することができるようになり、これまでの障がい者施策を大きく変革させることとなりました。

しかし、障害者自立支援法は、利用者負担の増加を始め、様々な問題点が指摘され、抜本的な見直しが求められてきました。そして、制度の谷間をなくすべく、障害者自立支援法に代わる、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が進められています。

こうした中、本市では、障がい者プランの計画期間の終了に伴い、これからの障がい者施策の指針となる、新たな障がい者プランを策定し、それに基づき、平成24年度からの施策の方向性を明らかにし、必要なサービス量及び提供体制について定めた第3期障がい福祉計画を策定するものです。

※1 障がい者……………障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします。

※2 ノーマライゼーション……………障がい者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

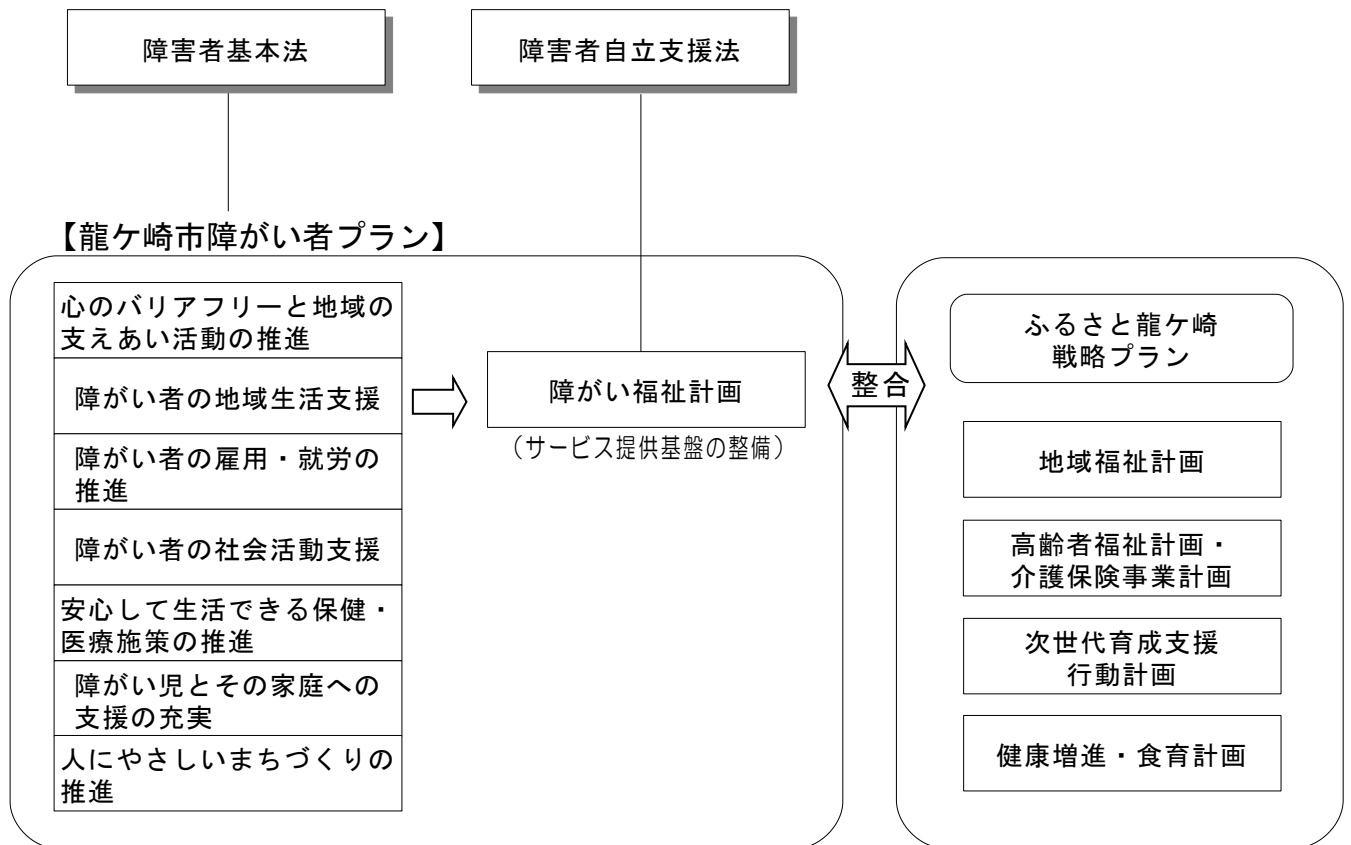
※3 リハビリテーション……………障がい者の能力を最大限に発揮させ、自立を促すために行われる専門的技術のことです。

※4 ソーシャル・インクルージョン…「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方で

第2節 計画の位置付けと役割

「障がい者プラン」は、障害者基本法第11条に基づき、龍ケ崎市が取り組む障がい者施策の方向性を示す指針となる基本的な計画を策定するものです。また、「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、「障がい者プラン」に掲げられた福祉・地域生活にかかわる施策のうち、障がい者の地域生活支援としてのサービス提供基盤の整備に関する計画であり、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービス^{※1}や相談支援並びに地域生活支援事業の種類毎に必要な量を見込むとともに、その見込量を確保するための具体的な方策を設定するものです。

「障がい者プラン」と「障がい福祉計画」は、本市の最上位計画である、ふるさと龍ケ崎戦略プランに、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、健康増進・食育計画、地域福祉計画や国・県の計画等との整合性を図りながら定められ、一体的に推し進められるものです。



障がい者プラン及び障がい福祉計画と市の各種計画との関連

^{※1} 障害福祉サービス…「障害者自立支援法」で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況をふまえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける「介護給付」（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）があります。

第3節 計画期間と見直しの時期

「障がい者プラン」の期間は、「障がい福祉計画」を第3期3年、第4期を3年として策定することから、平成24～29年度の6カ年間とします。ただし、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が進められていることから、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、より実効性のある計画推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

障がい者プラン	:	平成24～29年度の6カ年間
障がい福祉計画 第3期	:	平成24～26年度の3カ年間
第4期	:	平成27～29年度の3カ年間

第2章 障がい者を取り巻く現況と課題

第1節 龍ヶ崎市の概況

(1) 位置・地勢

龍ヶ崎市は、茨城県の南部、東京の北東約50km、筑波研究学園都市の南約20km、成田国際空港の北西約20kmに位置し、市域は東西約12km、南北約9km、面積は78.20平方kmを有しています。西部には牛久沼や、小貝川によって形成された沖積平野に広がる水田地帯があり、豊かな自然環境を保っています。また、首都50km圏内という地理的条件から龍ヶ崎ニュータウンやつくばの里工業団地などの開発による都市化が進みました。



(2) 人口・世帯

総人口は平成23年10月1日現在80,318人、世帯数は31,277世帯で、1世帯あたり2.57人です。男女別では女性の方がやや多く、男性100人に対して、女性は100.8人となっています。

< 人口・世帯数の現況 >

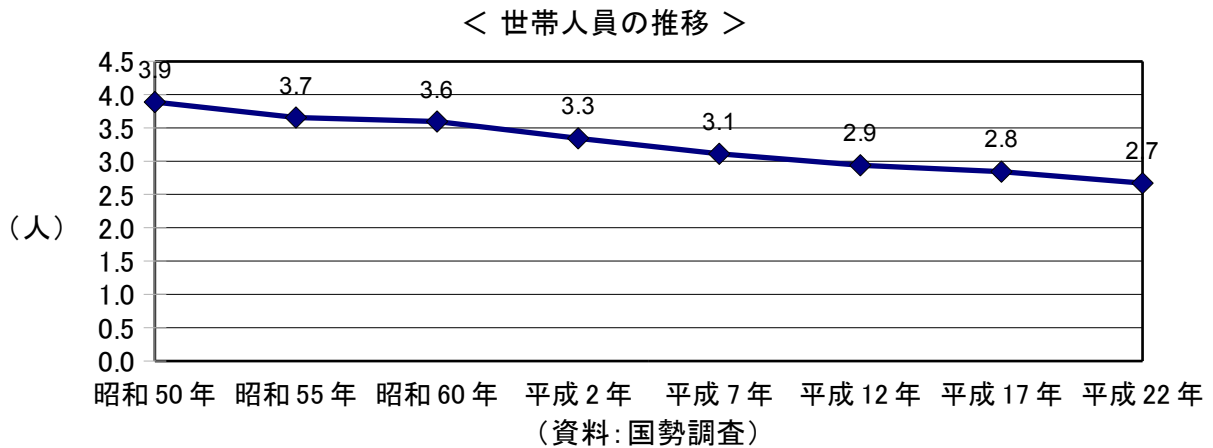
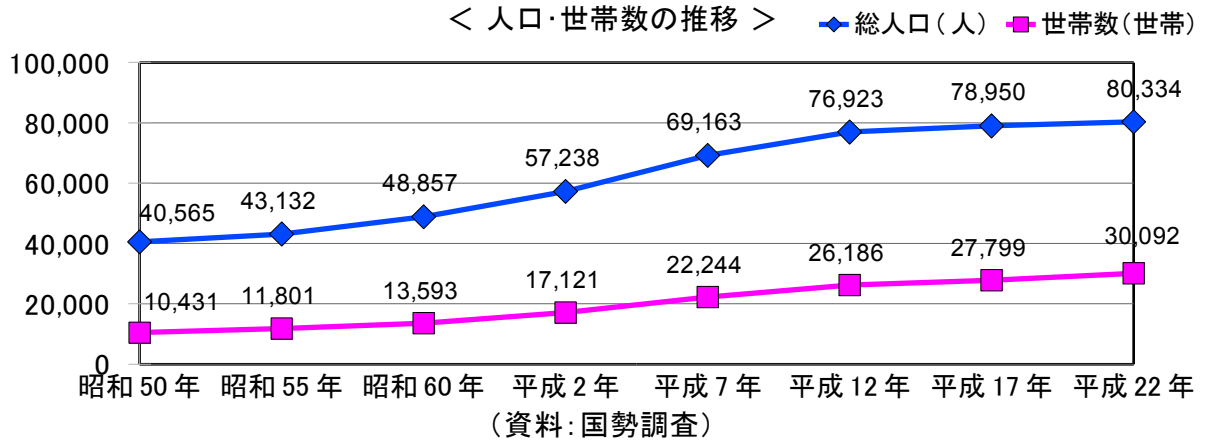
(平成23年10月1日現在)

総人口	男性 (構成比)	女性 (構成比)	世帯数	1世帯あたり人員
80,318人	39,992人(49.8%)	40,326人(50.2%)	31,277世帯	2.57人/世帯

(住民基本台帳登録者数+外国人登録者数)

最近の国勢調査人口の推移をみると、竜ヶ崎ニュータウンに代表される宅地開発が進んだ昭和50年代後半からの伸びは著しく、特に平成2年から平成7年までは増加率が約21%と高くなっていましたが、平成12年から平成22年まではゆるやかな伸び率となっています。

また、世帯数は平成22年において30,092世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.67人で、昭和50年の10,431世帯、1世帯あたり3.89人と比較すると、1世帯あたりの人員が減少しており、単身世帯の増加や核家族化、少子化の傾向を示しています。



年齢3区分別人口の構成比率は、年少人口の割合が年々減少し、平成22年は13.8%となっています。高齢者人口は年々増加していますが、高齢者人口の比率は全国水準の22.8%（平成22年国勢調査）と比べても低い値で推移し、平成22年は18.8%となっています。

< 年齢3区分別人口の推移 >

(単位:人、%)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	43,132	48,857	57,238	69,163	76,923	78,950	80,334
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
増加率	6.33	13.27	17.15	20.83	11.22	2.64	1.75
年少人口 (0~14歳)	10,200	11,177	11,384	12,659	12,828	11,954	11,118
	(23.6)	(22.9)	(19.9)	(18.3)	(16.7)	(15.1)	(13.8)
増加率	5.00	9.58	1.85	11.20	1.34	△6.81	△6.99
生産年齢人口 (15~64歳)	28,699	32,498	39,530	48,668	54,361	54,485	53,540
	(66.5)	(66.5)	(69.1)	(70.4)	(70.7)	(69.0)	(66.6)
増加率	4.27	13.24	21.64	23.12	11.70	0.23	△1.73
高齢者人口 (65歳以上)	4,233	5,182	6,299	7,820	9,657	12,043	15,132
	(9.8)	(10.6)	(11.0)	(11.3)	(12.6)	(15.3)	(18.8)
増加率	27.31	22.42	21.56	24.15	24.71	24.71	25.65
前期高齢者 (65歳~74歳)	2,916	3,417	3,750	4,541	6,909	6,909	8,881
	(6.8)	(7.0)	(6.6)	(6.6)	(8.8)	(8.8)	(11.0)
増加率	27.00	17.18	9.75	21.09	22.41	22.41	28.5
後期高齢者 (75歳以上)	1,317	1,765	2,549	3,279	5,134	5,134	6,251
	(3.1)	(3.6)	(4.5)	(4.7)	(6.5)	(6.5)	(7.8)
増加率	27.99	34.02	44.42	28.64	27.93	27.93	21.8

(資料:国勢調査)

注1:各欄の()内は、各年の総人口に対する比率

注2:総人口には年齢不詳者(昭和50年1人、平成2年25人、平成7年16人、平成12年77人、平成17年468人、平成22年544人)を含む。

第2節 龍ヶ崎市の障がい者の現状

(1) 障がい者の状況

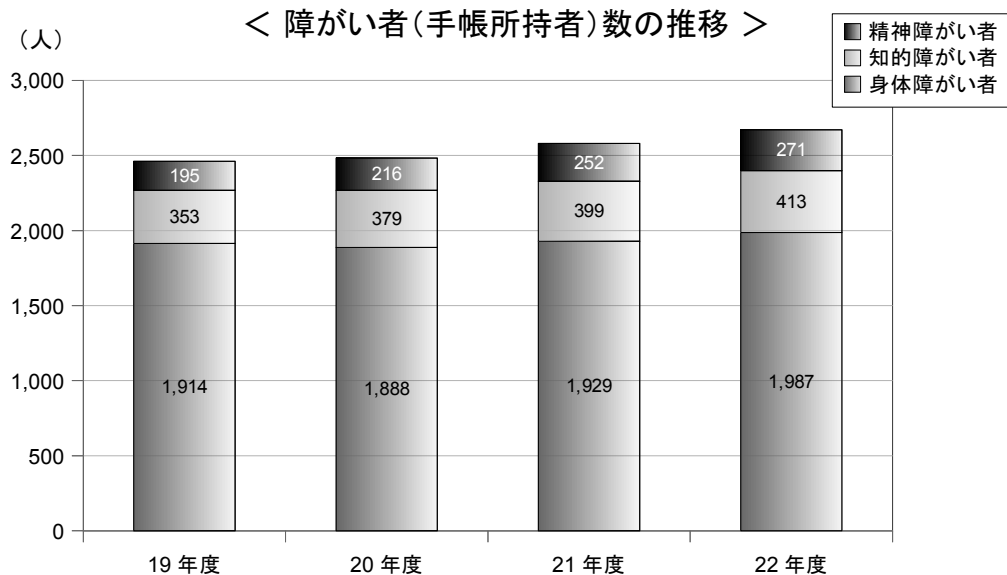
平成23年3月現在、龍ヶ崎市における身体障害者手帳^{※1}所持者は1,987人、療育手帳^{※2}所持者は413人、精神障害者保健福祉手帳^{※3}所持者は271人です。総人口に占める手帳所持者の割合は、3.3%となっています。

平成19年から平成22年までの障がい者数を比較すると、身体障がい者は約3.8%増加し、知的障がい者は約17%増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は約28%増加しています。

平成23年3月現在の身体障害者手帳所持者は、1・2級の重度障がい者が1,026人で全体の51.6%、3・4級の中度障がい者が749人で全体の37.7%、5・6級の軽度障がい者が212人で全体の10.7%で、重度障がい者が約半数を占めています。障がい種別では肢体不自由が1,114人の56.1%で、半数以上となっています。

療育手帳所持者は④とAを合わせると194人の47.0%で、18歳以上が283人の68.5%で半数以上を占めています。

また、自立支援医療^{※4}（精神通院医療）を受けている方は、654名います。



※1 身体障害者手帳…………… 身体に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、当市では平成22年度から、権限委譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度のものを1級とし、6級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がいの5つに分かれています。

※2 療育手帳…………… 知的障がいのある方が各種制度やサービスを受けやすくするもの。申請を受けて、児童相談所（18歳未満）又は福祉相談センター（18歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。

※3 精神障害者保健福祉手帳… 精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受けやすくするためのもの。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

※4 自立支援医療…………… 障がい者などの心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のこと。

< 身体障害者手帳交付件数 >

(平成23年3月31日現在)(単位:人)

障がい別		等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	2	0	1	0	0	0	3
	18歳以上	40	38	10	8	15	6	117
	計	42	38	11	8	15	6	120
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	2	0	0	0	1	3
	18歳以上	0	38	15	24	0	51	128
	計	0	40	15	24	0	52	131
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	2	2	15	2	0	0	15
	計	2	2	15	2	0	0	15
肢体不自由	18歳未満	25	11	0	3	0	0	39
	18歳以上	248	226	204	258	96	43	1075
	計	273	237	204	261	96	43	1114
内部障がい	18歳未満	10	0	4	0	0	0	14
	18歳以上	371	11	81	124	0	0	587
	計	381	11	85	124	0	0	601
合計	18歳未満	37	13	4	4	0	1	59
	18歳以上	661	315	325	416	111	100	1928
	計	698	328	329	420	111	101	1987

< 療育手帳交付件数 >

(平成23年3月31日現在)(単位:人)

年齢	区分					合計
		㊤	A	B	C	
18歳未満		29	31	35	35	130
18歳以上		54	80	86	63	283
合計		83	111	121	98	413

< 精神障害者保健福祉手帳交付件数及び精神通院医療利用者 >

(平成23年3月31日現在)(単位:人)

性別	区分				合計	精神通院医療
		1級	2級	3級		
合計		58	148	65	271	654

(2) 障がい者の雇用・就労状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて定められた、常用労働者数56人以上の民間企業での身体障がい者又は知的障がい者の法定雇用率1.80%に対して、平成23年6月1日現在のハローワーク龍ケ崎管内では、1.09%と下回っています。法定雇用率を達成している企業数の割合も44.7%と半数に達していません。

また、龍ケ崎市役所では、地方公共団体の法定雇用率(2.10%)を達成するために採用しなければならない障がい者の数10人に対して、平成23年6月1日現在の雇用者数は12人、雇用率は2.40%となっています。

< ハローワーク龍ケ崎管内の民間企業の障がい者雇用状況 >

(平成23年6月1日現在)

産業別	企業数	法定雇用労働者数	身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者		計 A×2+B+C+D×0.5+E×2+F+G+H×0.5+I+J×0.5	雇用率 %	雇用率達成企業数	達成企業の割合%
			A 重度	B 重度以外	C 短時間 重度	D 短時間	E 重度	F 重度以外	G 短時間 重度	H 短時間	I 精神	J 短時間				
製造業	31	4,934	5	29	2	0	3	15	0	0	1	0	63	1.28	15	48.4
サービス業	42	5,732	11	21	1	3	3	6	0	6	2	1	63	1.10	20	47.6
その他	12	1,750	2	3	1	0	0	1	0	0	0	0	9	0.51	3	25.0
計	85	12,416	18	53	4	3	6	22	0	6	3	1	135	1.09	38	44.7

< 龍ケ崎市役所の障がい者雇用状況 >

(平成23年6月1日現在)

法定雇用労働者数	採用しなければならない障がい者数	身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者		計 A×2+B+C+D×0.5+E×2+F+G+H×0.5+I+J×0.5	雇用率 %
		A 重度	B 重度以外	C 短時間 重度	D 短時間	E 重度	F 重度以外	G 短時間 重度	H 短時間	I 精神	J 短時間		
501	10	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	12	2.40

※ 重度身体障がい者・重度知的障がい者については、1人の雇用をもって2人を雇用していると思なされます。

※ 重度身体障がい者・重度知的障がい者の短期労働者については、1人として計上しています。

※ 重度身体障がい者・重度知的障がい者以外の障がい者のうち短期労働者については、0.5人として計上しています。

平成19年度から平成22年度の県内の特別支援学校の卒業生の進学率は平均で3.1%、就職率は25.5%となっています。

＜ 県内の特別支援学校卒業生の進路 ＞

年度	A 卒業生数 (人)	B 進学者数 (人)	C 就職者数 (人)	D 社会福祉施設等入所・通所者数 (人)	E 左記以外の者実数 (人)	F 進学率 =B/A	G 就職率 =C/A	H 社会福祉施設入所・通所利用率 =D/A	I 左記以外の者の割合 =E/A
H19	355	10	94	233	18	2.8%	26.5%	65.6%	5.1%
H20	399	13	81	289	16	3.3%	20.3%	72.4%	4.0%
H21	418	16	107	279	16	3.8%	25.6%	66.8%	3.8%
H22	406	11	120	258	17	2.7%	29.6%	63.5%	4.2%
平均	395	13	101	265	17	3.1%	25.5%	67.1%	4.3%

(資料:平成23年度学校基本調査)

(3) 障がい児の就学状況

龍ヶ崎市立の小・中学校に在籍している障がい児は、平成23年5月1日現在で小学生73人、中学生22人、合計で95人です。龍ヶ崎市内在住者で県内の特別支援学校に通学している児童・生徒は、平成23年5月1日現在で小学部19人、中学部22人、高等部21人、合計で62人です。

< 平成23年度 小・中学校特別支援学級と学級児童生徒数・学級数 >

(平成23年5月1日現在)

	上欄:特別支援学級児童生徒数 中欄:普通学級児童生徒数 カッコ内:普通学級数						上欄:総児童生徒数 カッコ内:総学級数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	普通学級	特別支援学級				合計
								知的障がい	情緒障がい	言語障がい	計	
小学校計	6	10	13	19	8	17						
	732	703	755	766	770	822	4,548	33	36	4	73	4,621
	(28)	(26)	(25)	(28)	(26)	(26)	(159)	(10)	(11)	(2)	(23)	(182)
中学校計	11	5	6									
	774	793	834				2,401	15	7	0	22	2,423
	(23)	(22)	(24)				(69)	(5)	(4)	(0)	(9)	(78)
合計							6,949	48	43	4	95	7,044
							(228)	(15)	(15)	(2)	(32)	(260)

(資料:龍ヶ崎市教育委員会)

< 平成23年度 龍ヶ崎市内在住者の県内特別支援学校の在籍状況 >

(平成23年5月1日現在)

学年	小学部							中学部				高等部				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
在籍者数	3	1	3	3	5	4	19	4	10	8	22	7	5	9	21	62

(資料:特別支援学校より)

また、龍ヶ崎市立の小・中学校に在籍している障がい児の学校における教育活動を援助し、教育効果の充実を図るため、障がい児支援員を派遣する事業を実施しています。平成22年度は17人が障がい児支援員を利用しています。

< 小・中学校の障がい児支援員派遣状況 >

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
支援員を利用した児童・生徒数(人)	9	0	12	0	15	0	17	0	17	0
委託団体数	2	0	2	0	3	0	3	0	3	0

(資料:龍ヶ崎市教育委員会)

第3節 障がい福祉に求められていること

(1) アンケート調査結果の概要

① 調査の目的

このアンケート調査は、障がい者の皆様の実情やニーズを把握したり、市民の皆様の障がい者施策へのご意見や事業所のご意見やご要望をうかがい、「龍ヶ崎市障がい者プラン及び障がい福祉計画（第3期）」に反映させることを目的に実施しました。

② 調査方法

種 類	対 象
①障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者
②一般市民	18歳以上の男女
③事業所	龍ヶ崎市の障がい者の利用実績のある事業所

種 類	調査方法
①障がい者	メール便による配布、郵送による回収
②一般市民	
③事業所	

種 類	調査期間
①障がい者	平成23年2月16日～3月16日（ハガキによる督促1回）
②一般市民	
③事業所	

③ 回収結果

種 類	配付件数	有効回収件数	回収率
①障がい者	2,173	1,149	52.9%
②一般市民	320	148	46.3%
③事業所	66	41	62.1%
合 計	2,559	1,338	52.3%

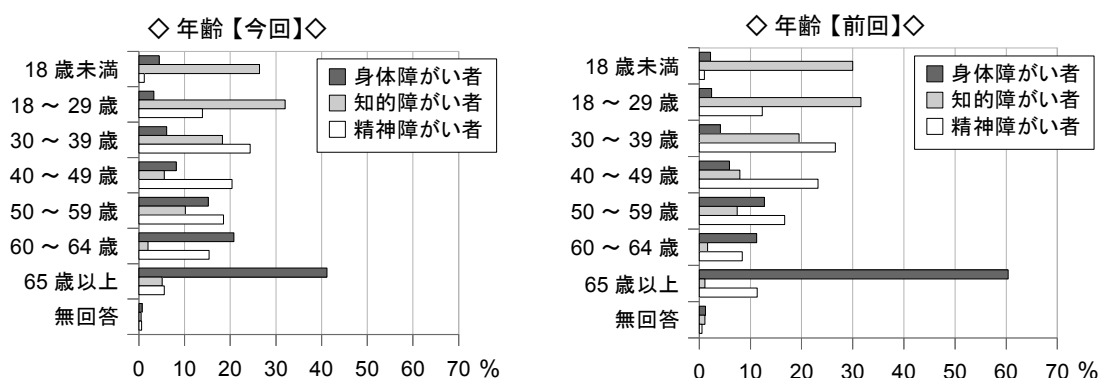
(2) 調査結果

障がい者対象調査結果

<本人の状況>

回答者の年齢については、「65歳以上」が27.2%と最も高く、次いで「60～64歳」が16.4%、「50～59歳」が14.1%、「30～39歳」が12.4%となっています。障がい種別にみると、身体障がい者は「65歳以上」、知的障がい者は「18～29歳」、精神障がい者は「30～39歳」がそれぞれ最も高くなっています。

前回と比較すると、身体障がい者、精神障がい者は「60～64歳」の割合が増加し、「65歳以上」の割合は減少しています。精神障がい者は逆に、「60～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合が増加しています。身体障がい者は「65歳以上」の割合が高く、知的障がい者は10代、20代の割合が高くなっています。

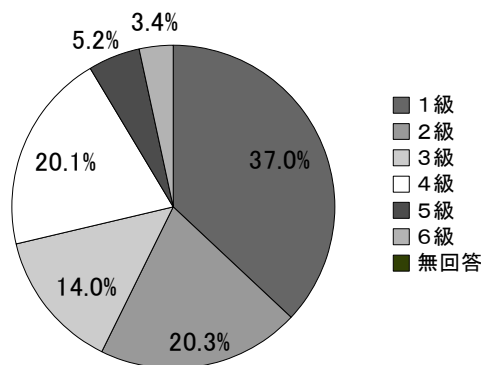


回答者が所持している障がい者手帳については、「身体障害者手帳」が64.0%と最も高く、次いで「自立支援医療（精神通院）」が24.4%、「療育手帳」が16.1%となっています。

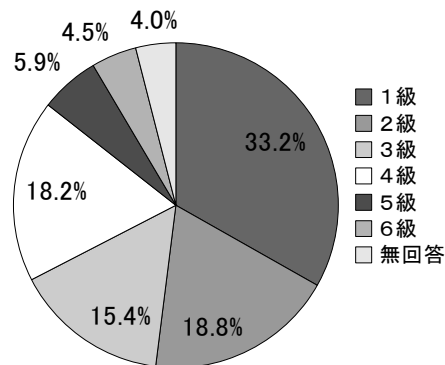
また、障がい種別にみると、重複して持っている割合も見られます。

身体障害者手帳の等級については、「1級」が37.0%と最も高く、次いで「2級」が20.3%、「4級」が20.1%となっています。前回と比較し、「1級」「2級」「4級」が若干増加し、「3級」「5級」「6級」は減少しています。

◇ 身体障害者手帳の等級【今回】◇

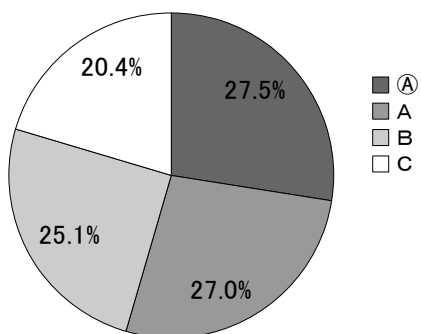


◇ 身体障害者手帳の等級【前回】◇

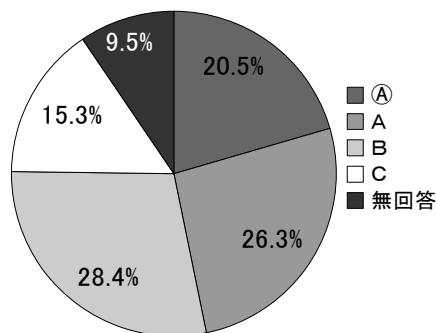


療育手帳の判定については、「㊤」が27.4%と最も高く、次いで「A」が26.9%、「B」が24.9%となっています。前回と比較し、「㊤」と「C」が増加し、「B」が減少しています。「A」はほぼ変わりありません。

◇療育手帳の判定【今回】◇

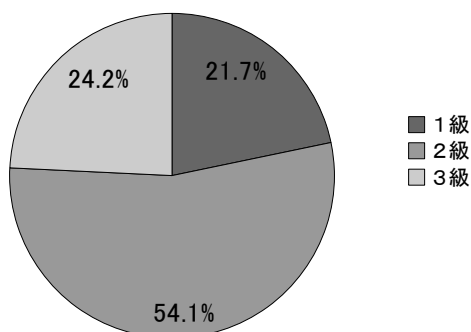


◇療育手帳の判定【前回】◇

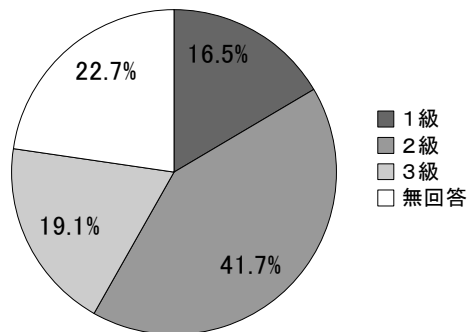


精神障害者保健福祉手帳の等級については、「2級」が54.0%と最も高く、次いで「3級」が24.2%、「1級」が21.7%となっています。

◇精神障害者保健福祉手帳の等級【今回】◇



◇精神障害者保健福祉手帳【前回】◇

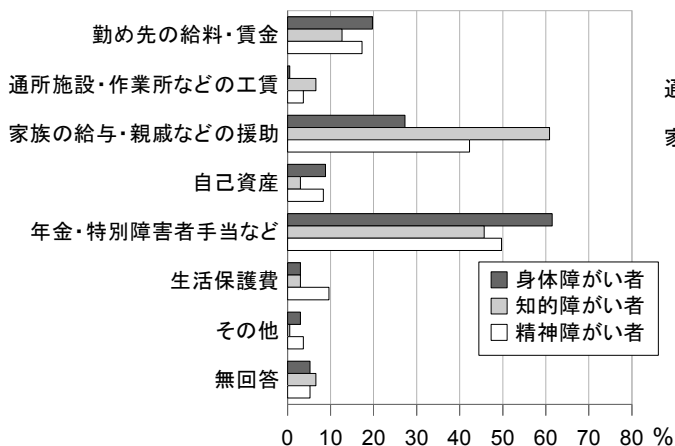


生活を支えている収入については、「年金・特別障害者手当など」が54.7%と最も高く、次いで「家族の給与・親戚などの援助」が35.3%、「勤め先の給料・賃金」が19.8%となっています。

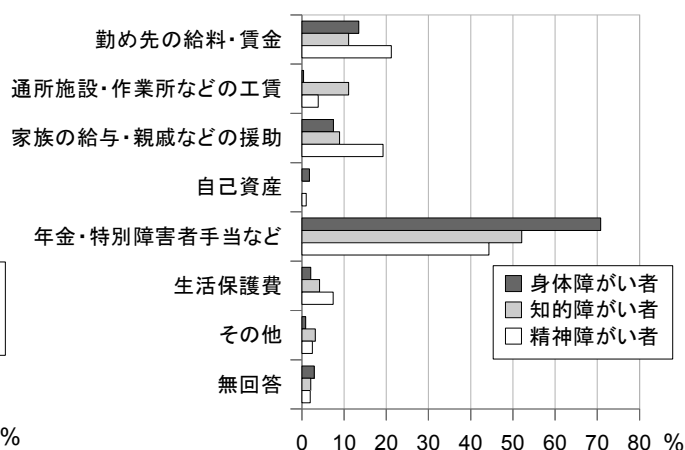
障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「年金・特別障害者手当など」、知的障がい者では「家族の給与・親戚などの援助」が最も高くなっています。

前回と比較すると、3障がいとも、「家族の給与・親戚などの援助」が増加しています。自分の就労による収入が生活の支えとなっている人は多くありません。

◇生活を支える収入源【今回】◇



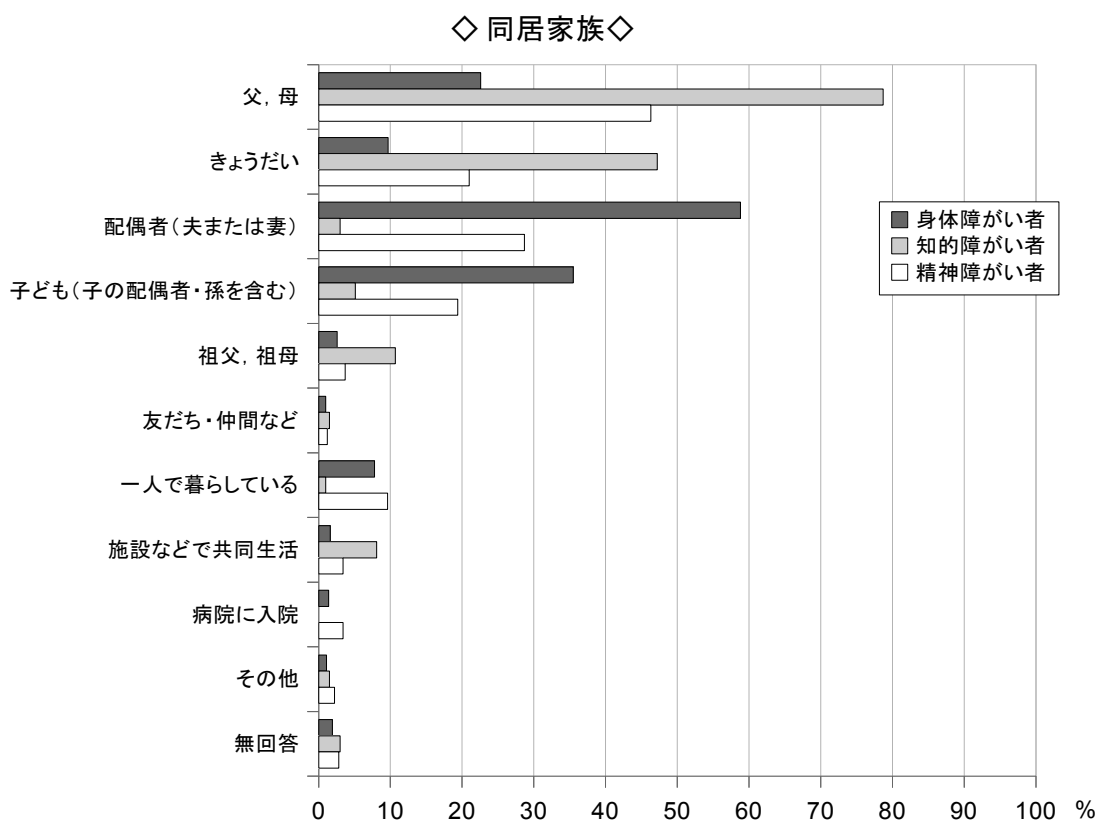
◇生活を支える収入源【前回】◇



<家族と住まいの状況>

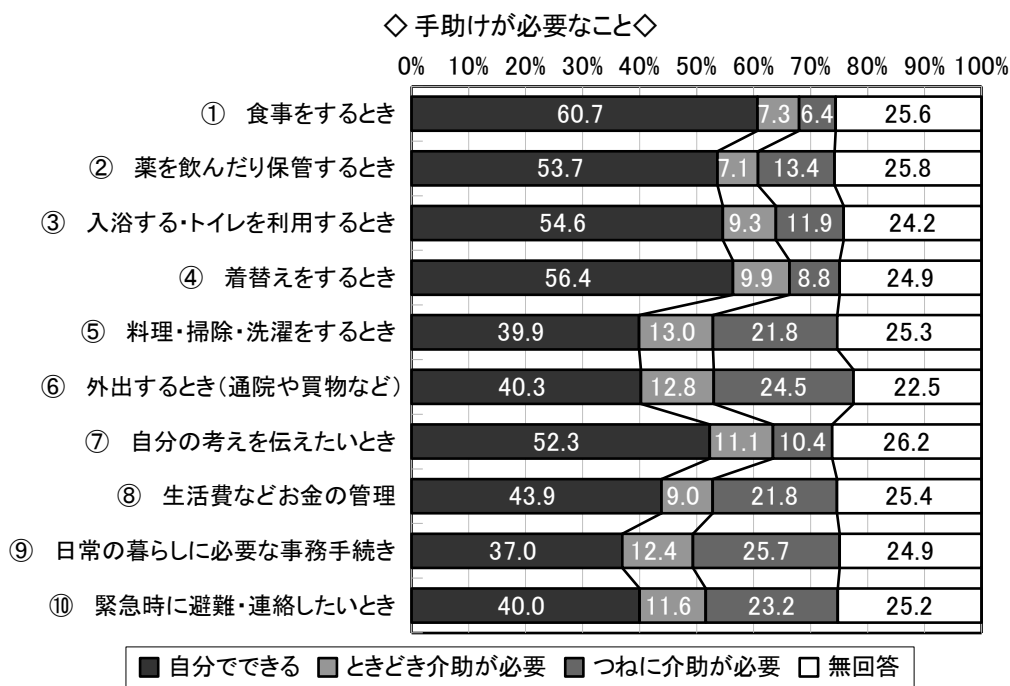
現在暮らしている場所については、「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む）」が79.8%と約8割となっています。障がい別による差はあまりみられません。同居している家族については、「配偶者（夫または妻）」が45.3%と最も高く、次いで「父、母」が35.4%、「子ども（子の配偶者・孫を含む）」が28.8%となっています。

障がい別にみると、身体障がい者では「配偶者（夫または妻）」、知的障がい者・精神障がい者では「父、母」が最も高く、特に知的障がい者で8割弱となっています。また、知的障がい者では「きょうだい」も約5割となっています。

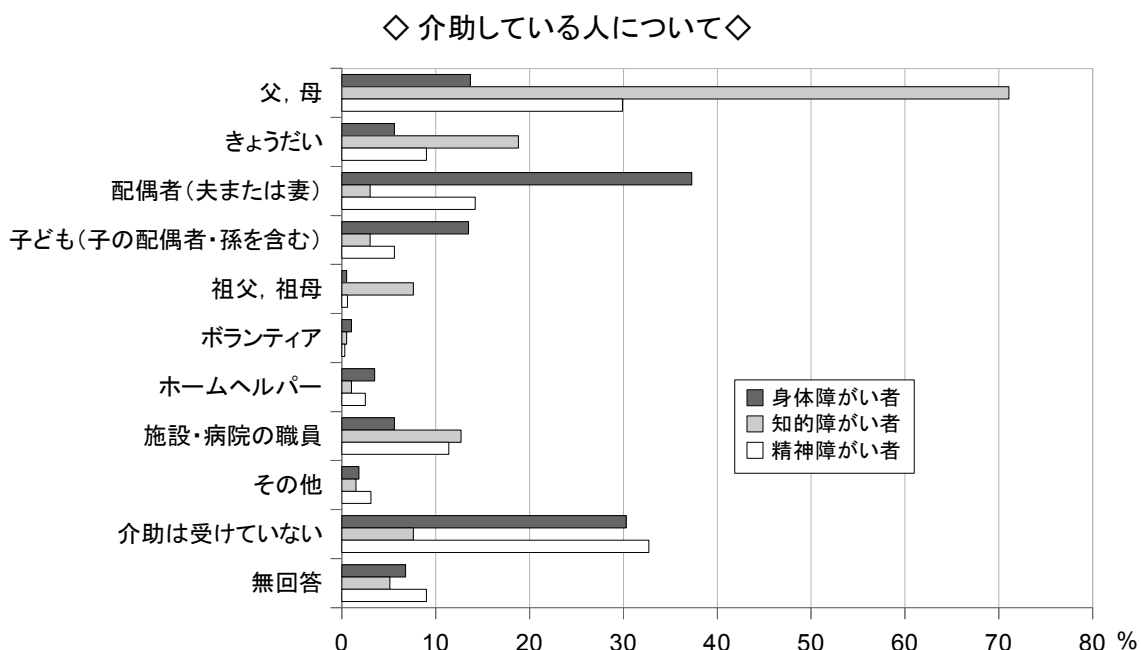


<日常生活と介助の状況>

手助けが必要なことについては、⑤ 料理・掃除・洗濯をするとき、⑥外出するとき（通院や買物など）、⑧ 生活費などお金の管理、⑨日常の暮らしに必要な事務手続き、⑩緊急時に避難・連絡したいときで「つねに介助が必要」が2割を超えています。



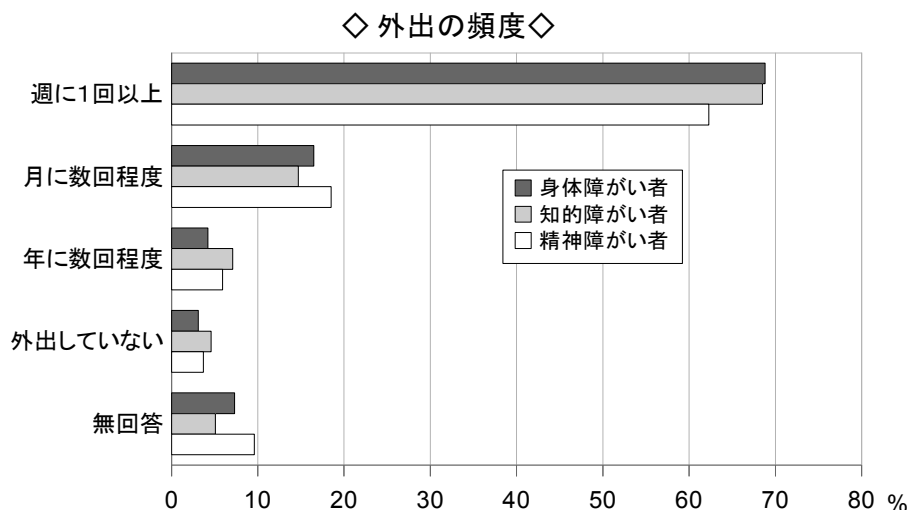
主な介助者については、障がい種別にみると、身体障がい者では「配偶者（夫または妻）」、知的障がい者では「父、母」が最も高く、7割強となっています。身体障がい者・精神障がい者では「介助は受けていない」が3割を超えています。



<外出や就労、学校生活の状況>

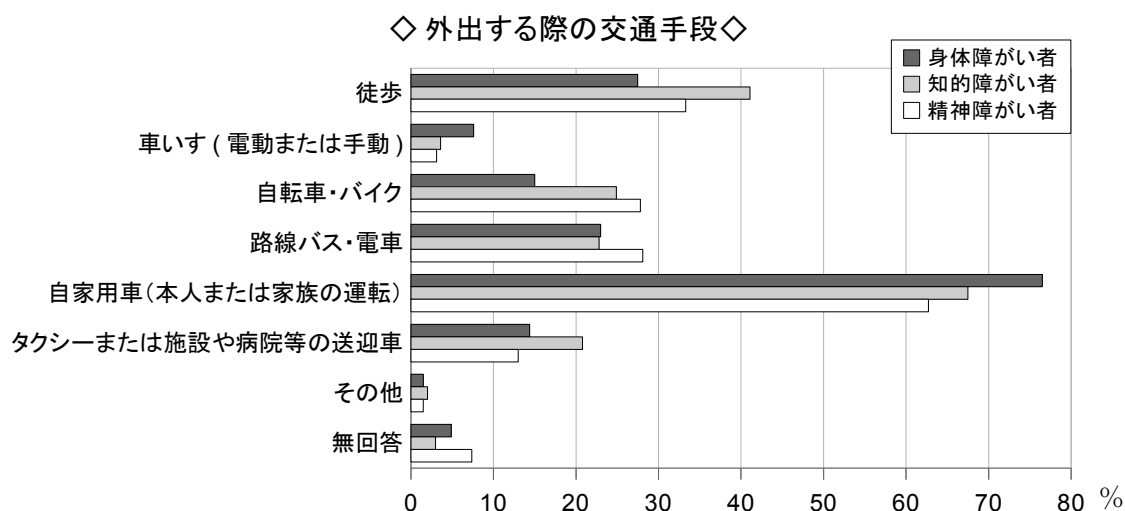
外出の頻度については、「週に1回以上」が69.4%と最も高く、次いで「月に数回程度」が15.9%となっています。

障がい種別にみてもあまり差はみられません。



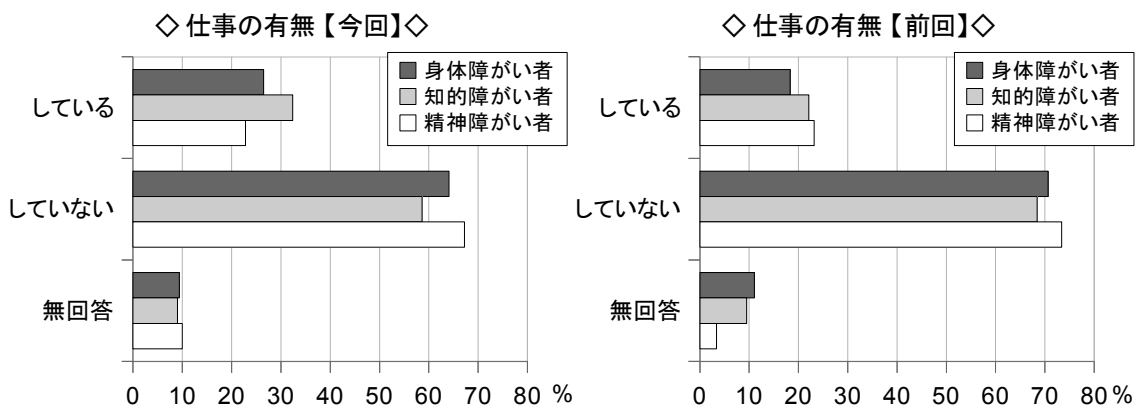
外出するときの主な交通手段については、「自家用車（本人または家族の運転）」が72.1%と最も高く、次いで「徒歩」が31.9%、「路線バス・電車」が26.0%となっています。

障がい種別にみると、3障がいすべてで「自家用車（本人または家族の運転）」が最も高くなっています。



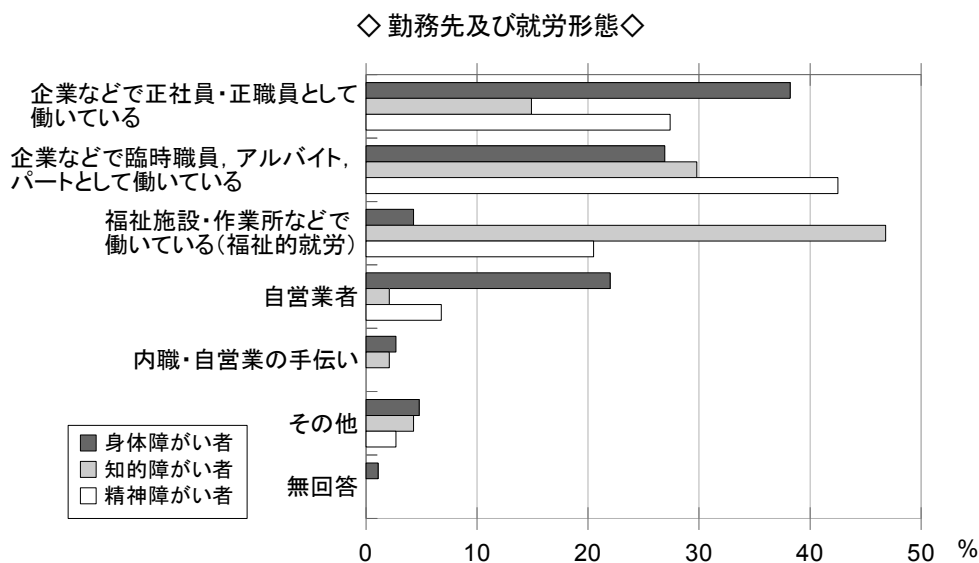
仕事の有無については、「している」が27.7%、「していない」が63.2%となっています。障がい種別にみると、知的障がい者で「している」が3割を超え、やや高くなっています。

前回と比較し、身体障がい者と知的障がい者は「仕事をしている」が増加し、「していない」は3障がいとも減少しています。全体的には仕事をしていない人が多い傾向にあります。

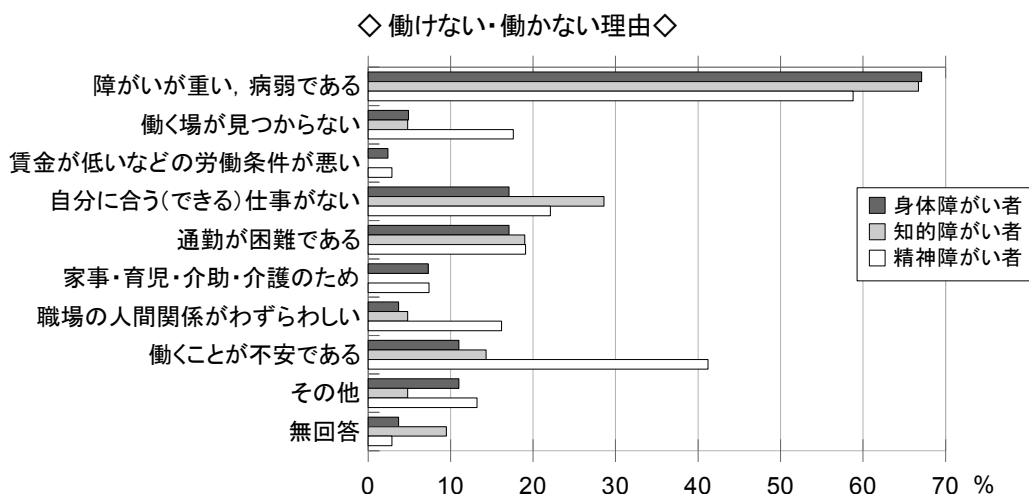


勤務先及び就労形態については、「企業などで正社員・正職員として働いている」が33.3%と最も高く、次いで「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が32.3%、「自営業者」が15.5%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「企業などで正社員・正職員として働いている」、知的障がい者では「福祉施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」、精神障がい者では「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が最も高くなっています。

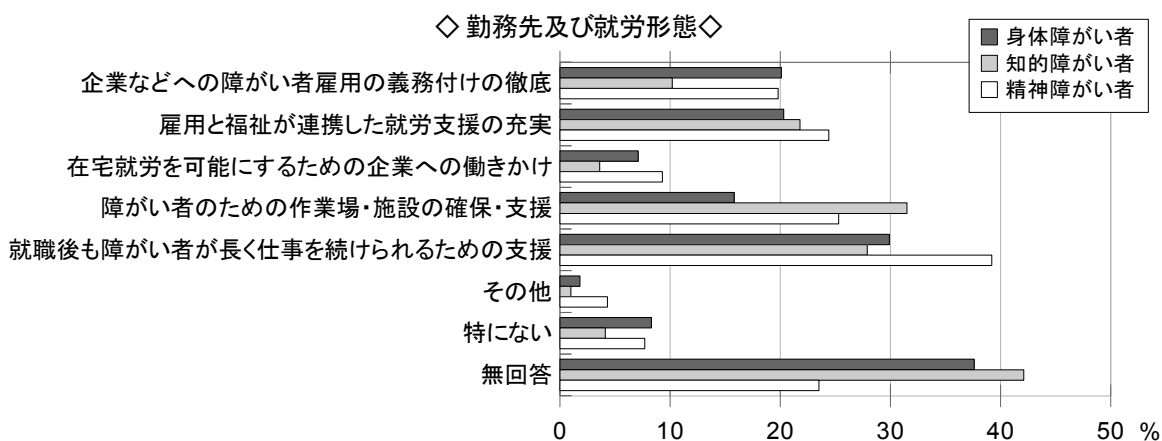


働いていない人は64.1%、その理由は「年齢のため（学生・高齢）働けない」が37.8%、次いで「障がいなどで、できる仕事がない」が23.1%、「働けない・働きたくない」が18.2%となっています。



雇用・就業に必要なことについては、「就職後も障がい者が長く仕事を続けられるための支援」が34.0%と最も高く、次いで「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」が21.8%、「企業などのへの障がい者雇用の義務付けの徹底」が19.9%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者で「就職後も障がい者が長く仕事を続けられるための支援」、知的障がい者で「障がい者のための作業場・施設の確保・支援」が最も高くなっています。

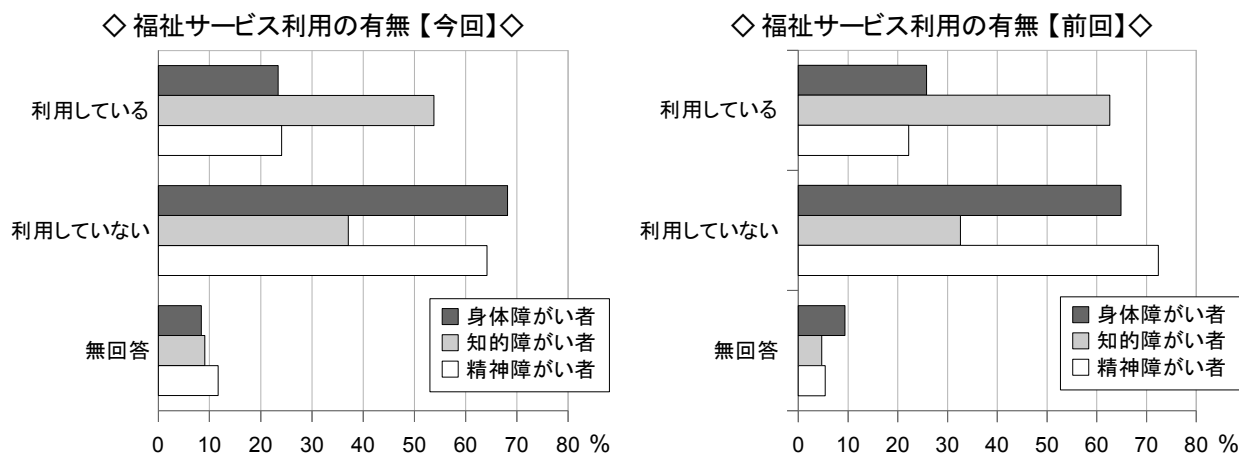


＜福祉サービスの利用状況＞

福祉サービスの利用の有無について、「利用していない」が65.1%、「利用している」が25.5%となっています。

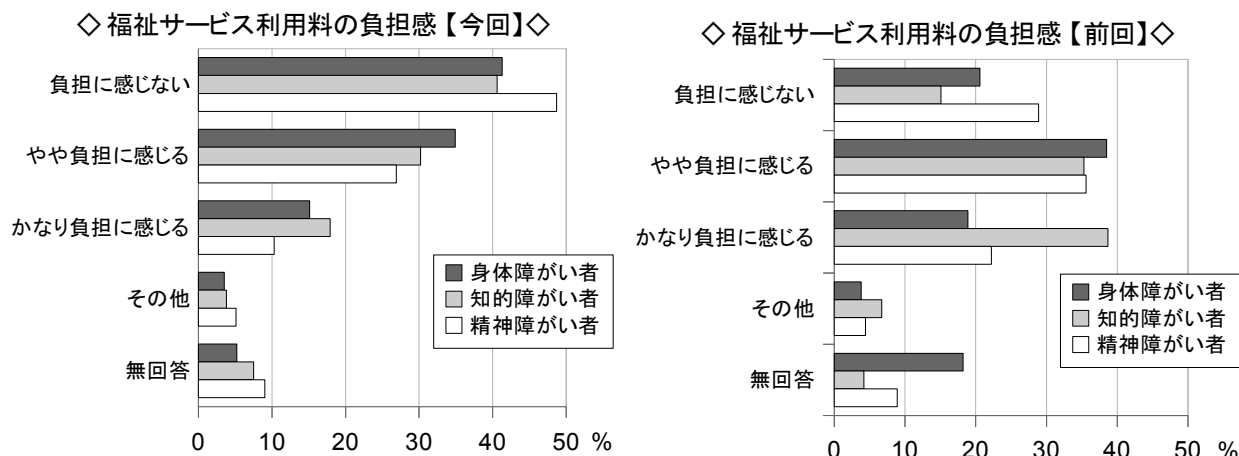
障がい種別にみると、身体障がい者・精神障がい者では「利用していない」、知的障がい者では「利用している」が最も高くなっています。

前回と比較し、「利用している」が減少し、「利用していない」が増加しています。障がい別では、知的障がい者が5割を超えており、比較的多く利用しています。



福祉サービス利用料の負担感については、「負担に感じない」が42.7%と最も高く、次いで「やや負担に感じる」が34.1%、「かなり負担に感じる」が13.7%となっています。障がい種別にみると、あまり差はみられません。

前回に比べ、3障がいとも共通して、「負担に感じない」が大幅に増加し、「負担に感じる」が減少しています。

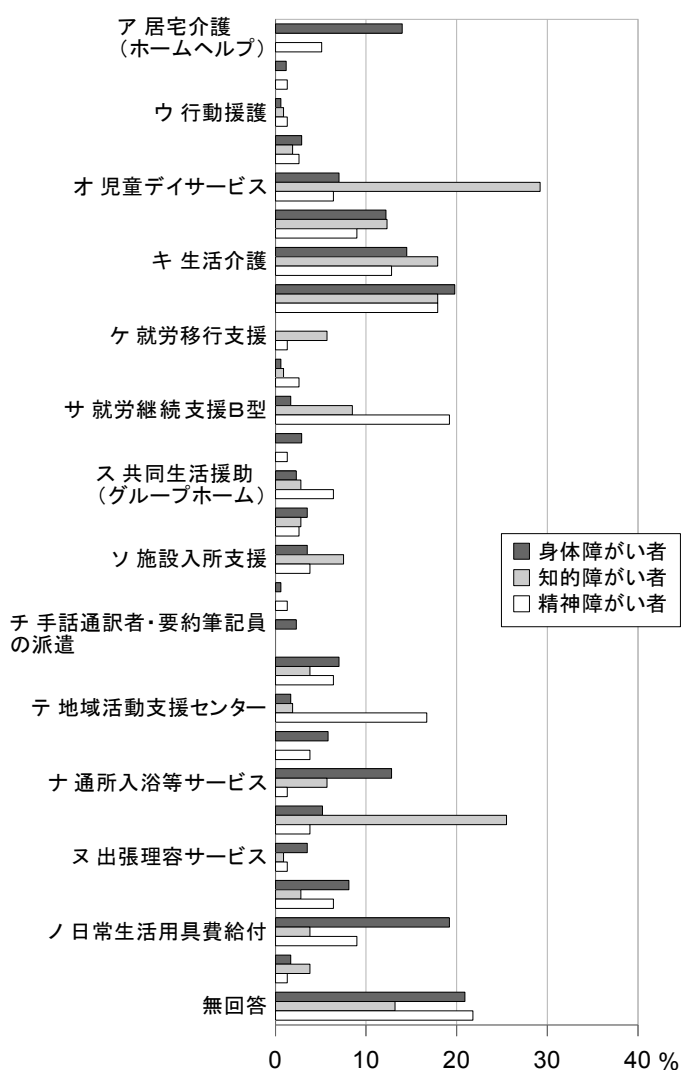


利用サービスについては、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が16.7%と最も高く、次いで「生活介護」が14.0%、「児童デイサービス」が12.6%となっています。

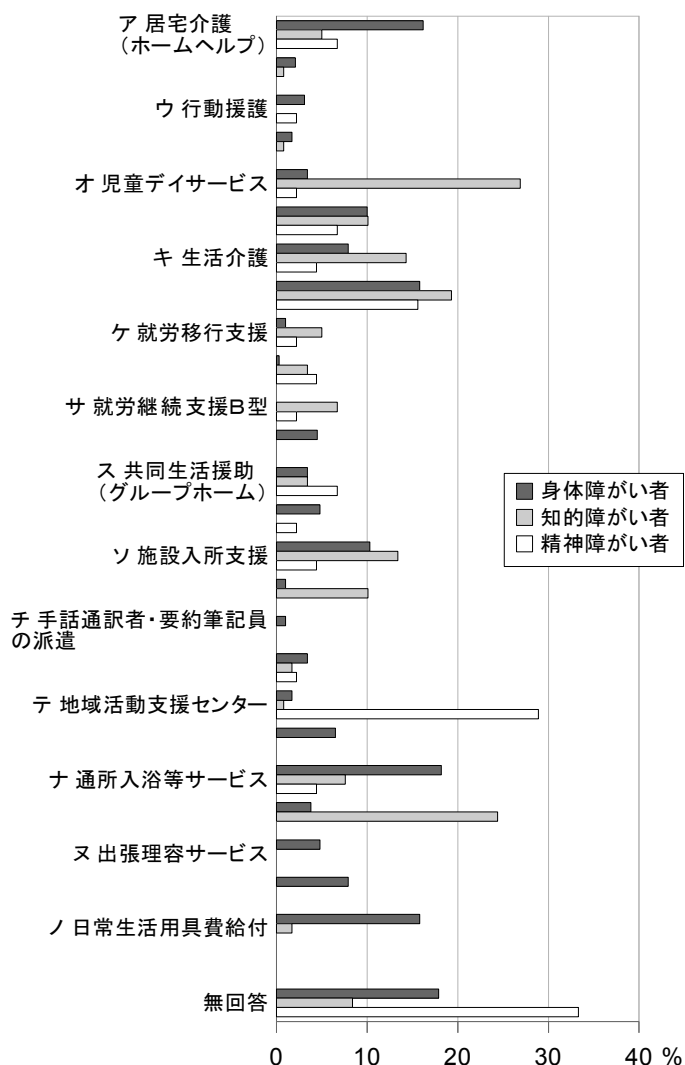
障がい種別にみると、身体障がい者では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「日常生活用具費給付」、知的障がい者では「児童デイサービス」、「日中一時支援」、精神障がい者では「就労継続支援B型」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の割合が高くなっています。

前回と比較すると、利用しているサービスでは、精神障がい者で「地域活動支援センター」が減少し、「就労継続支援B型」が増加しています。その他では、それほど大きな変化はありません。

◇ 利用サービスについて【今回】◇



◇ 利用サービスについて【前回】◇

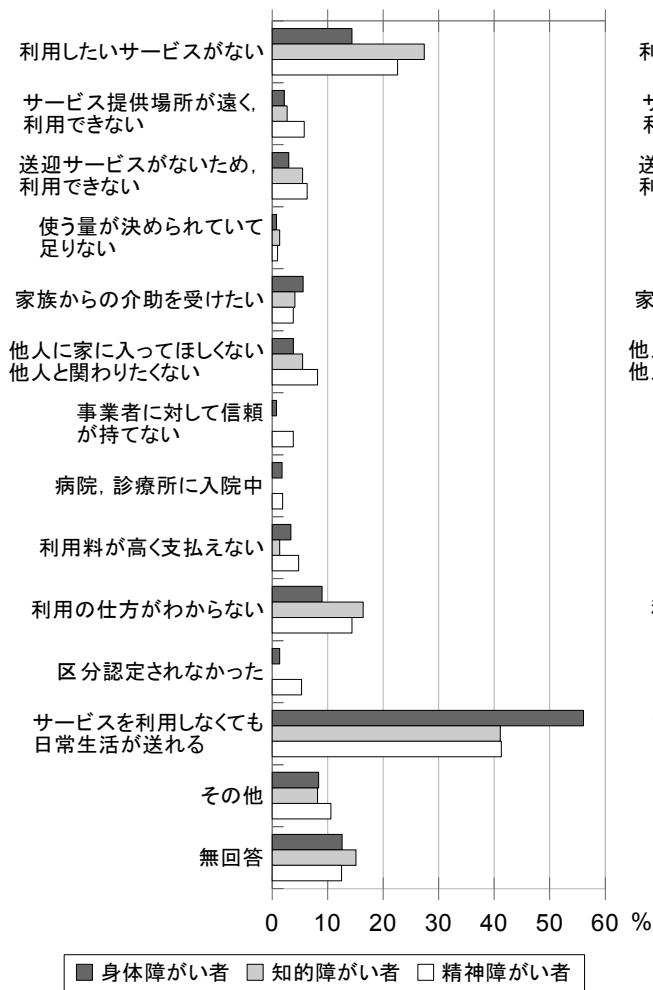


福祉サービスを利用していない人68.2%うち、福祉サービスを利用しない理由については、「サービスを利用しなくても日常生活が送れる」が52.7%と最も高く、次いで「利用したいサービスがない」が16.8%、「利用の仕方がわからない」が11.6%となっています。

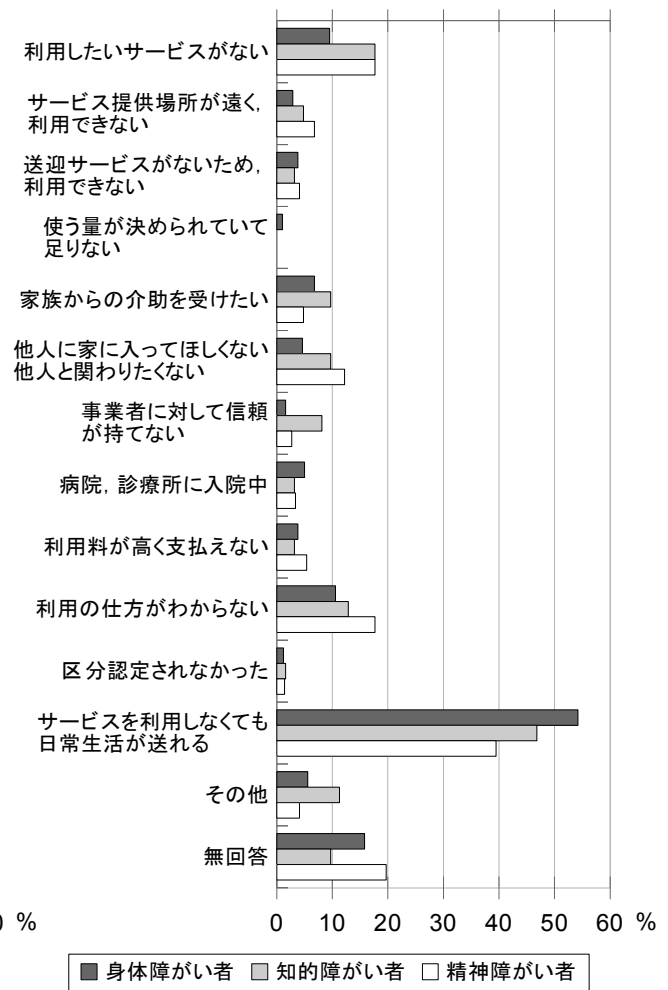
障がい種別にみると、3障がいすべてで「サービスを利用しなくても日常生活が送れる」が最も高くなっています。また、知的障がい者・精神障がい者で「利用したいサービスがない」が2割を超えています。

前回と比較すると、どの項目もそれほど大きな変化はなく前回と同じような傾向にあり、「サービスを利用しなくても日常生活が送れる」の割合が高く、次いで「利用したいサービスがない」となっている。

◇福祉サービスを利用しない理由【今回】◇



◇福祉サービスを利用しない理由【前回】◇



<日常生活における不安や心配ごと>

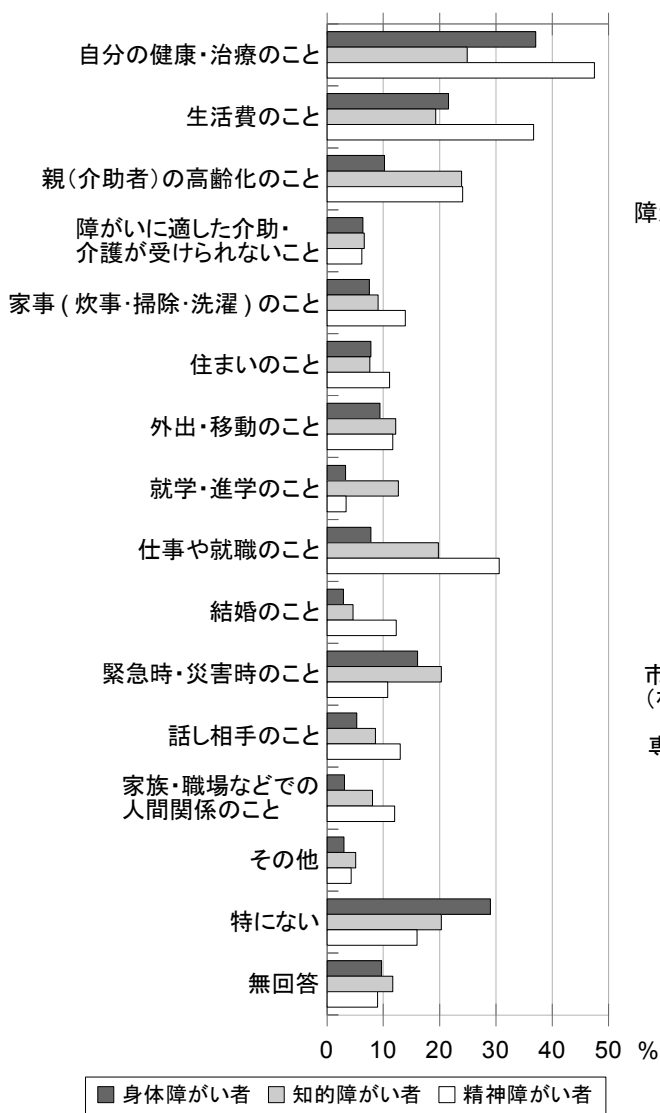
現在、悩んでいることや相談したいことについては、「自分の健康・治療のこと」が38.1%と最も高く、次いで「生活費のこと」が24.9%、「特にない」が24.3%となっています。

障がい種別にみると、3障がいすべてで「自分の健康・治療のこと」が最も高くなっていますが、特に精神障がい者で4割を超えています。また、精神障がい者では「生活費のこと」や「仕事や就職のこと」で3割を超え、他の障がいに比べて割合が高くなっています。

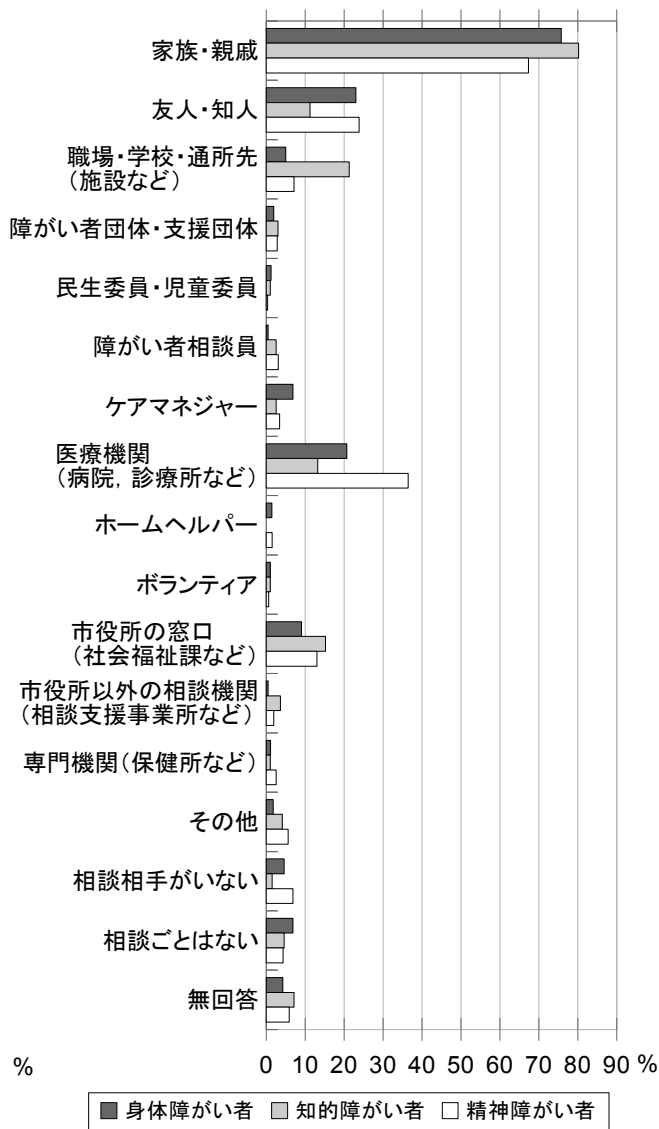
主に相談する人については、「家族・親戚」が74.8%と最も高く、次いで「医療機関（病院、診療所など）」が23.7%、「友人・知人」が22.1%となっています。

障がい種別にみると、3障がいすべてで「家族・親戚」が最も高くなっています。また、精神障がい者で「医療機関（病院、診療所など）」、知的障がい者で「職場・学校・通所先（施設など）」の割合が高くなっています。

悩みや相談ごとの内容



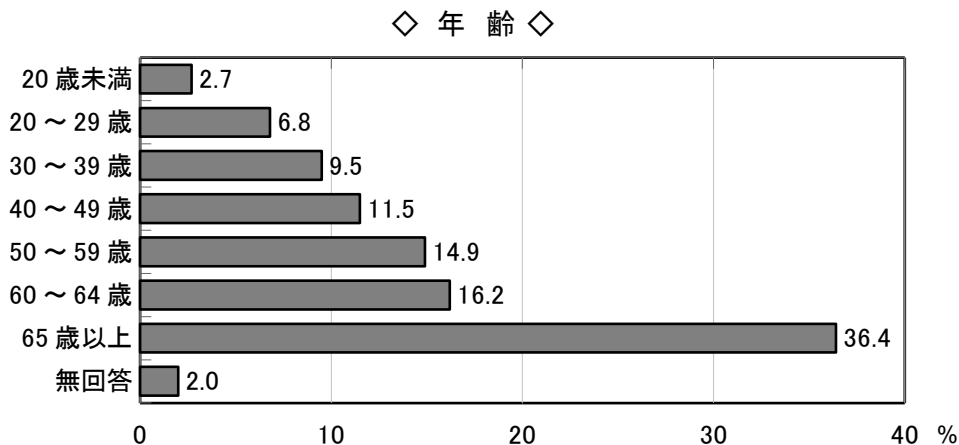
相談先について



一般市民対象調査結果

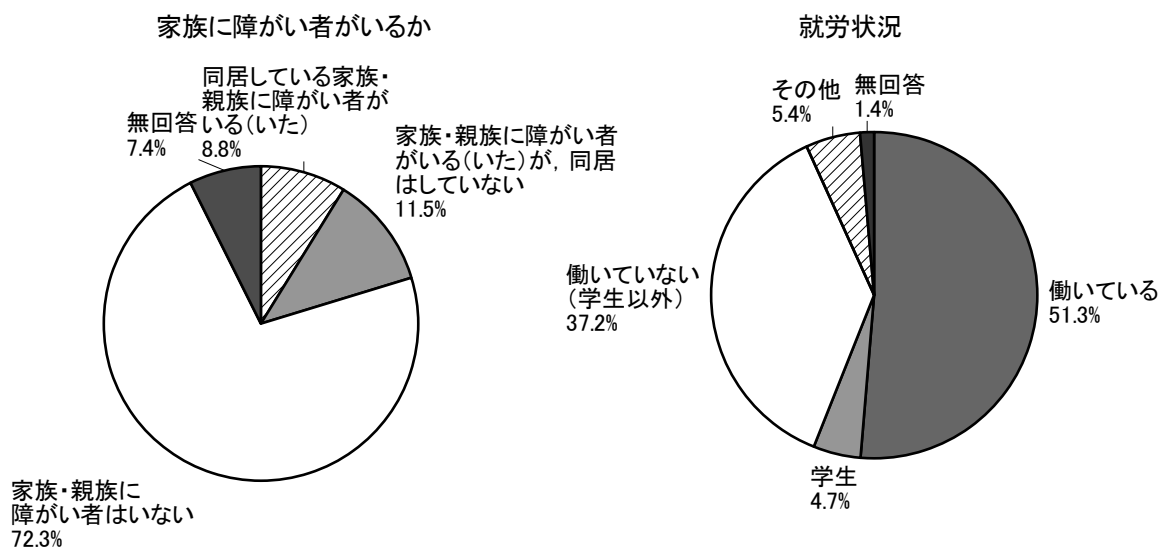
<本人の状況>

回答者の年齢は、「65歳以上」が36.5%と最も高く、次いで「60～64歳」が16.2%、「50～59歳」が14.9%となっています。



あなたの家族・親族に障がい者がいるかどうかでは、「家族・親族に障がい者はいない」が72.3%と最も高く、次いで「家族・親族に障がい者がいる(いた)が、同居はしていない」が11.5%となっています。「同居している家族・親族に障がい者がいる(いた)」は8.8%となっています。

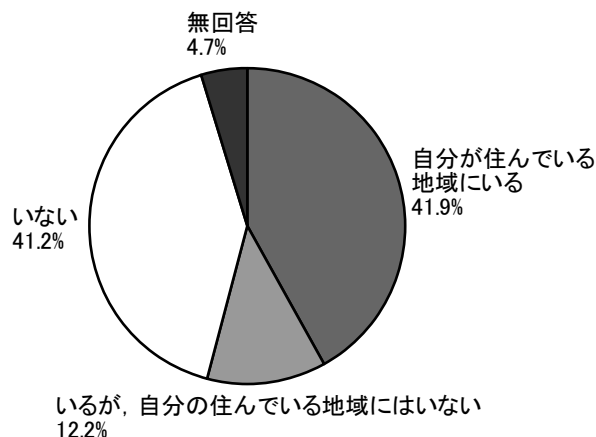
就労状況については、「働いている」が51.3%と最も高く、次いで「働いていない(学生以外)」が37.2%となっています。



＜障がいのある方との交流＞

身近に障がい者がいるかについては、「自分が住んでいる地域にいる」が41.9%と最も高く、次いで「いない」が41.2%、「いるが、自分の住んでいる地域にはいない」が12.2%となっています。

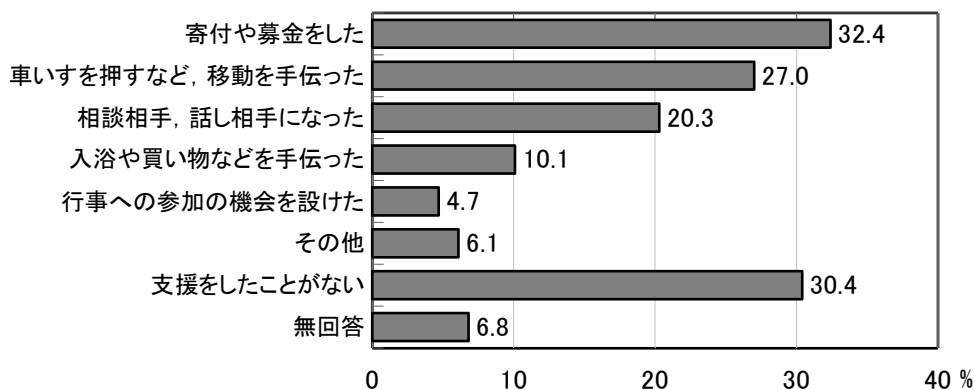
◇ 身近に障がい者がいるか◇



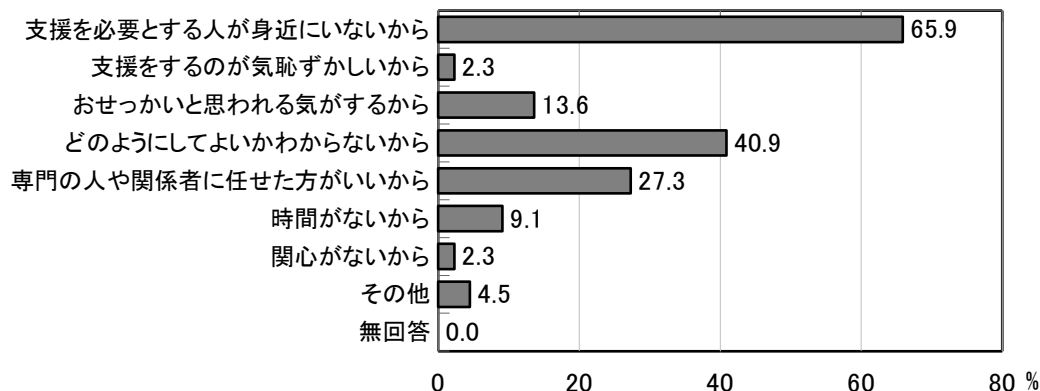
今まで障がい者へ行ったことのある支援については、「寄付や募金をした」が32.4%と最も高く、次いで「支援をしたことがない」が30.4%、「車いすを押すなど、移動を手伝った」が27.0%となっています。

支援をしたことがない理由については、「支援を必要とする人が身近にいないから」が65.9%と最も高く、次いで「どうしてよいかわからないから」が40.9%、「専門の人や関係者に任せ方がよいから」が27.3%となっています。

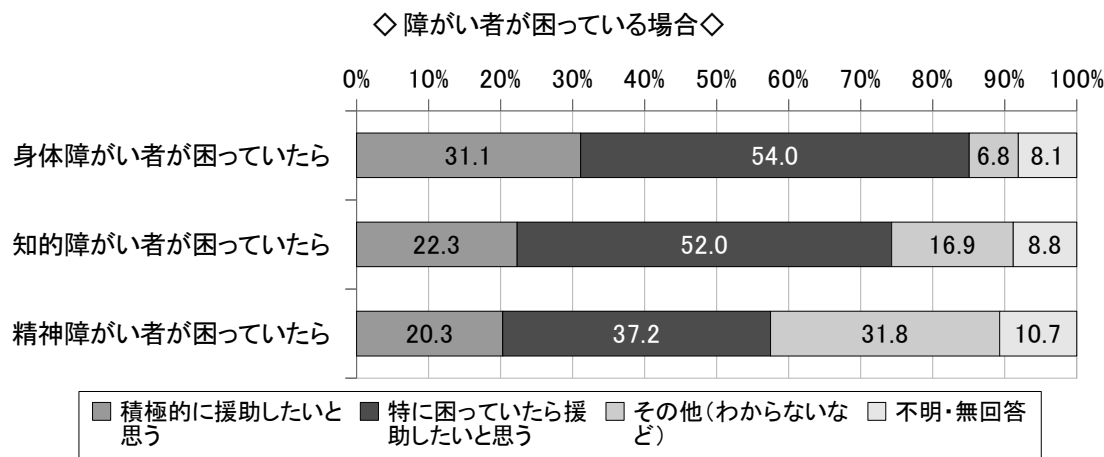
◇ 行ったことのある障がい者への支援◇



◇ 支援をしたことがない理由◇

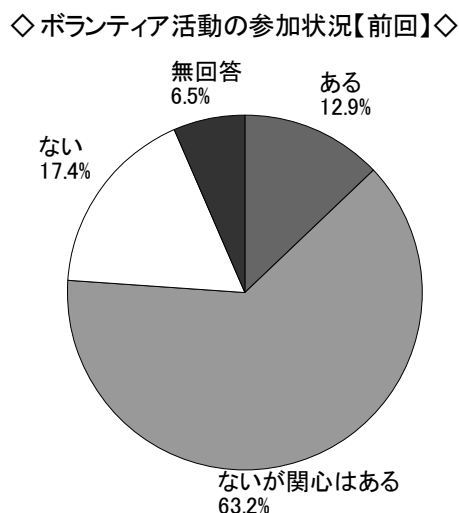
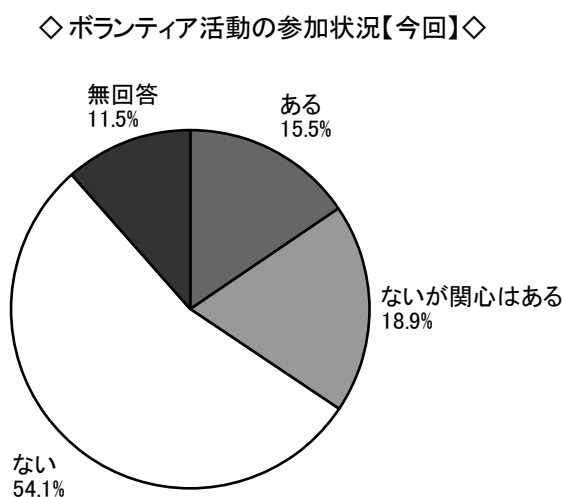


障がい者が困っている場合の対応については、いずれの障がいでも「特に困っていたら援助したいと思う」が最も高く、身体障がい者で54.0%、知的障がい者で52.0%、精神障がい者で37.2%となっています。また、精神障がい者では「その他（わからない）」が31.8%と高くなっています。障がいの種類によって考え方に違いがでています。



障がい者を対象とするボランティア活動の参加状況については、「ない」が54.1%と最も高く、次いで「ないが関心はある」が18.9%、「ある」が15.5%となっています。

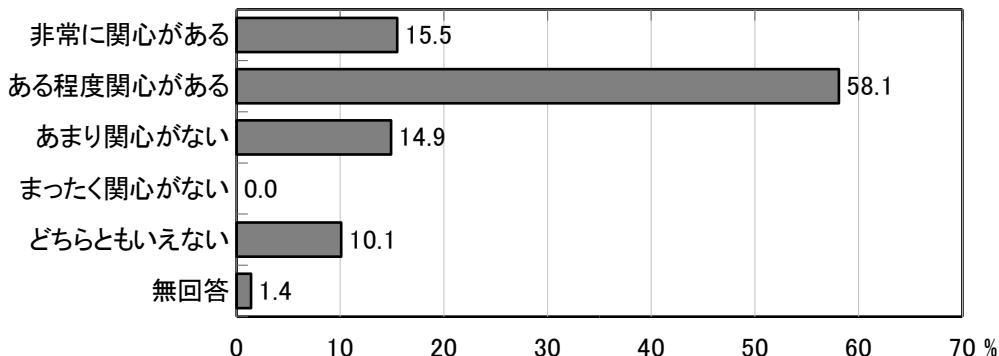
前回と比較すると、前回よりも「ないが関心はある」の割合が大幅に減少し、その分「ない」の割合が大幅に増加しています。「ない」と「ないが関心はある」を合わせると、障がい者を対象とするボランティア活動をしたことがない人は7割を超えています。



<障がいのある方への理解>

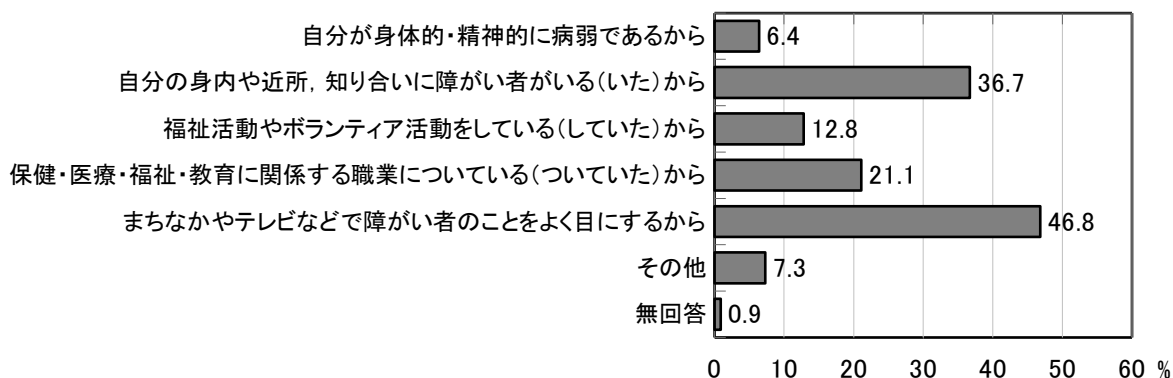
障がい者の福祉への関心の有無については、「ある程度関心がある」が58.1%と最も高く、次いで「非常に関心がある」が15.5%であり、合わせて『関心がある』が73.6%となっています。

◇ 障がい者の福祉に関心があるか◇



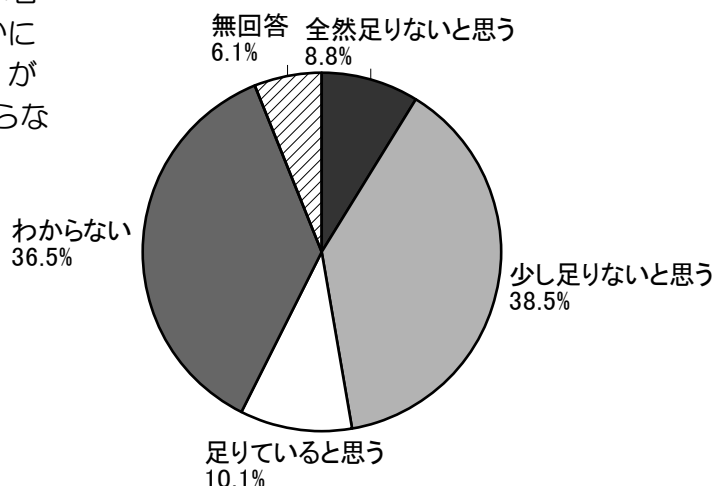
障がい者への福祉に関心のある理由については、「まちなかやテレビなどで障がい者のことをよく目にするから」が46.8%と最も高く、次いで「自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいる(いた)から」が36.7%、「保健・医療・教育に関する職業についている(いた)から」が21.1%となっています。

◇ 関心のある理由◇

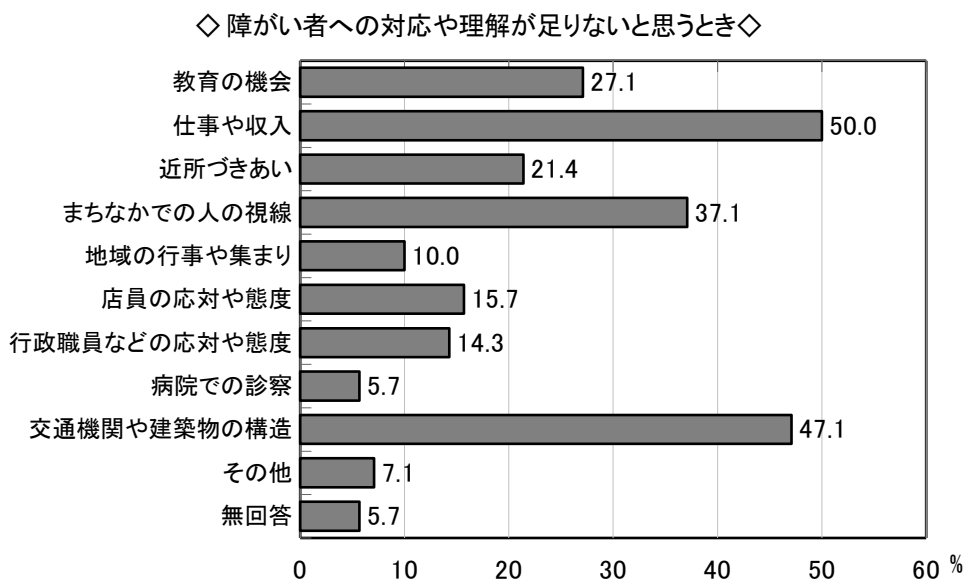


あなたが住む地域社会には障がい者への対応や理解が足りないと思うかについては、「少し足りないと思う」が38.5%と最も高く、次いで「わからない」が36.5%となっています。

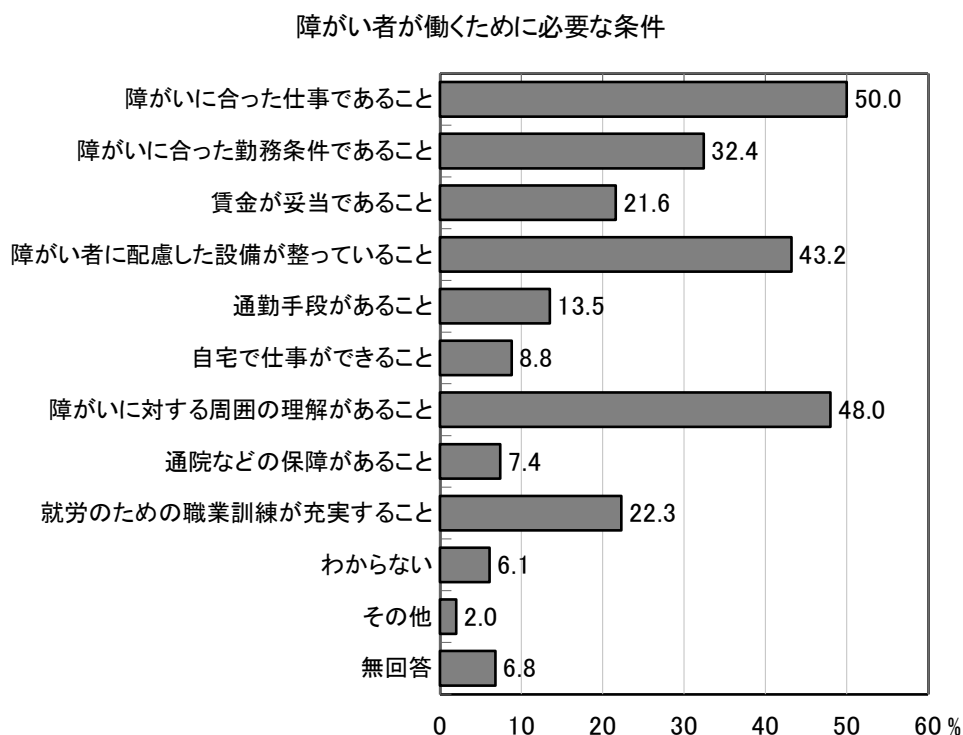
◇ 障がい者への対応や理解が足りないか◇



あなたが住む地域社会には障がい者への対応や理解が足りないと思う状況については、「仕事や収入」が50.0%と最も高く、次いで「交通機関や建築物の構造」が47.1%、「まちなかでの人の視線」が37.1%となっています。

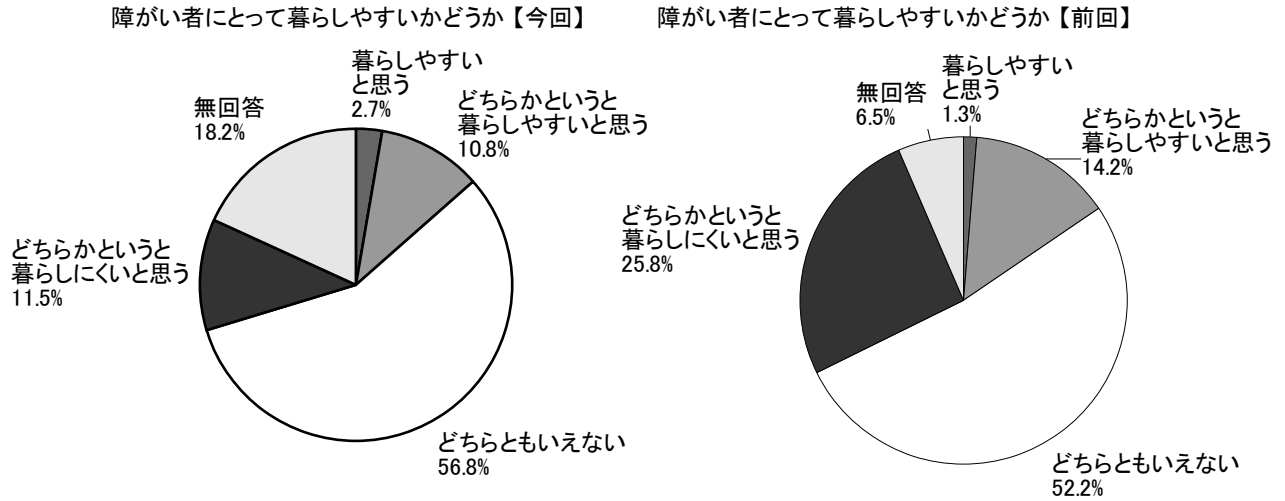


活動に参加するために必要なことについては、「気軽に参加できる雰囲気」が38.0%と最も高く、次いで「時間の余裕」が30.6%、「ボランティア活動の情報」が26.9%、「参加方法のわかりやすい説明」が25.0%となっています。

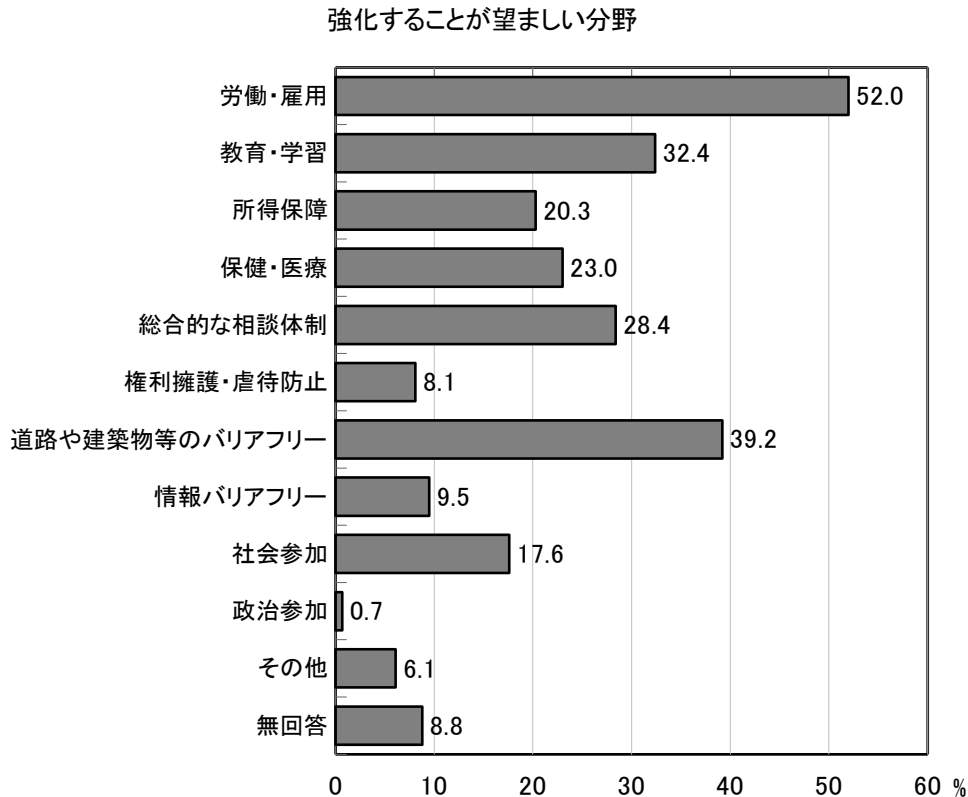


<障がい福祉のまちづくり>

龍ヶ崎市が障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらともいえない」が56.8%と最も高く、次いで「どちらかという暮らしにくいと思う」が11.5%、「どちらかといえば暮らしやすいと思う」が10.8%となっています。



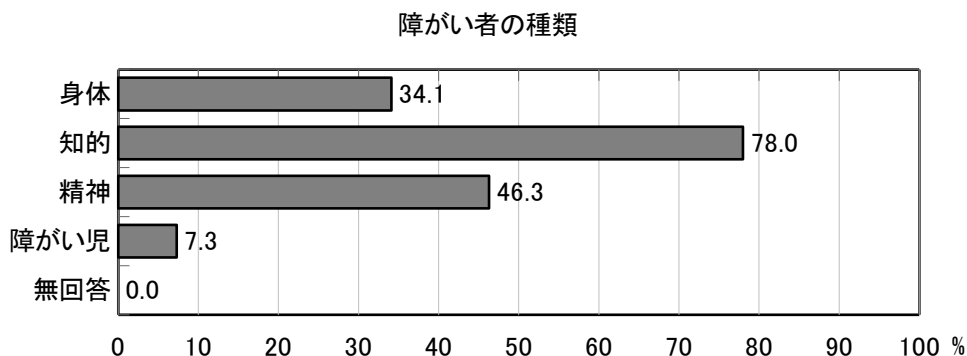
今後の龍ヶ崎市の障がい者施策において、強化することが望ましい分野については、「労働・雇用」が52.0%と最も高く、次いで「道路や建築物等のバリアフリー」が39.2%、「教育・学習」が32.4%、「総合的な相談体制」が28.4%となっています。



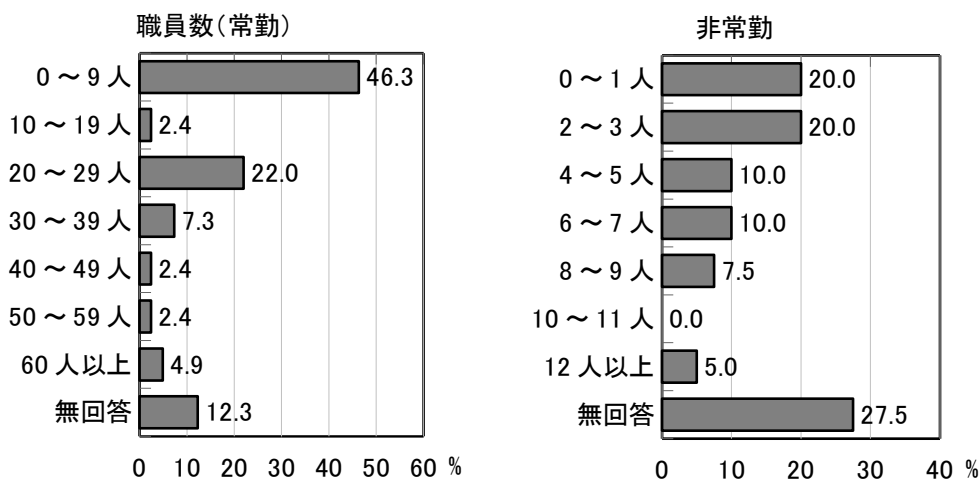
事業所対象調査結果

＜事業所の状況＞

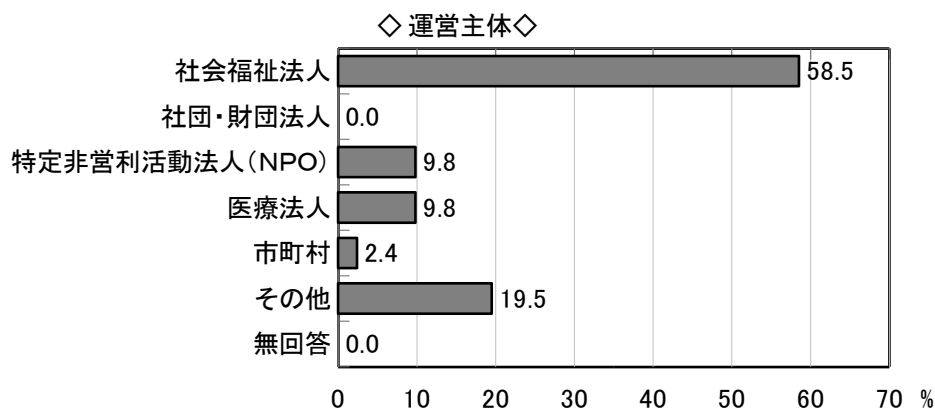
事業所で対象としている障がいについては、「知的」が78.0%と最も高く、次いで「精神」が46.3%、「身体」が34.1%となっています。



職員数については、【常勤】では「0～9人」が46.3%と最も高くなっています。また、【非常勤】については、「0～1人」、「2～3人」が20.0%と最も高くなっています。

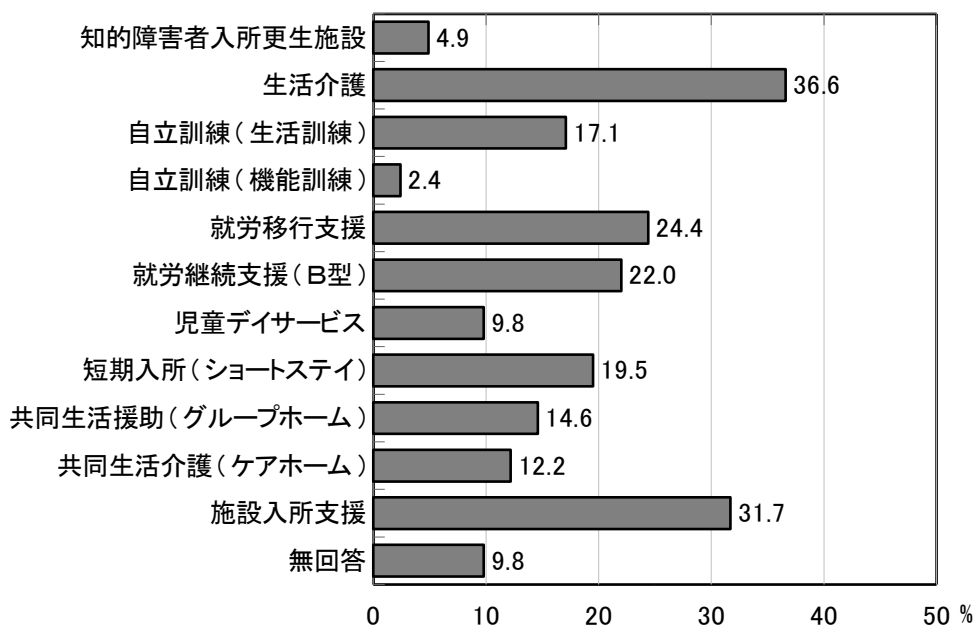


運営主体については、「社会福祉法人」が58.5%と最も高く、次いで「その他」が19.5%となっています。



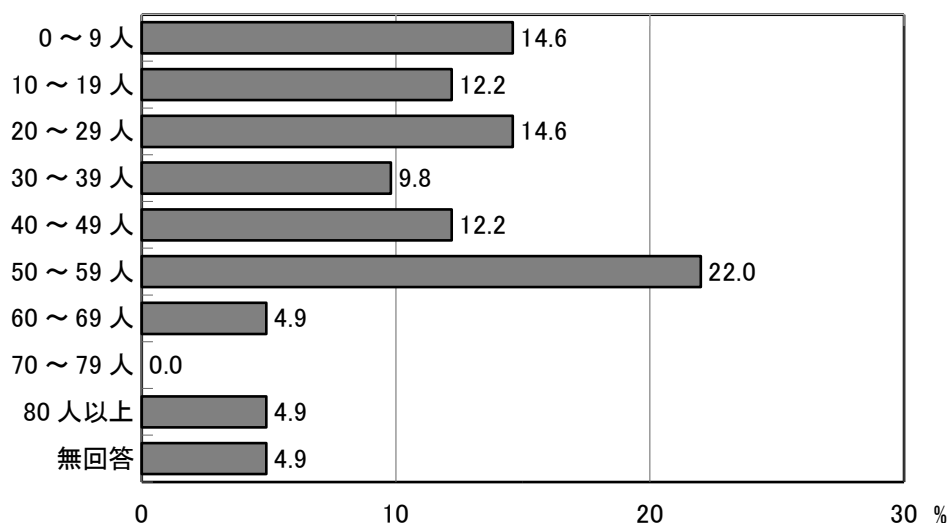
現在の事業所の種別については、「生活介護」が36.6%と最も高く、次いで「施設入所支援」が31.7%、「就労移行支援」が24.4%となっています。

◇現在の事業所種別◇



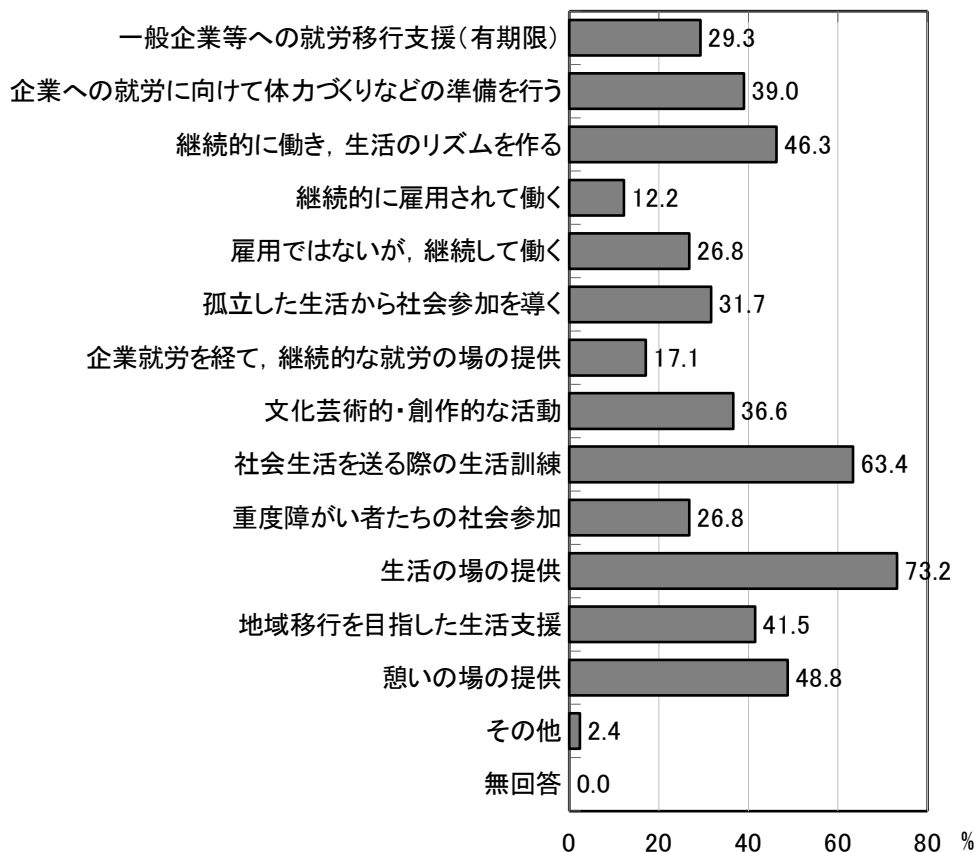
1日あたりの平均利用者数については、「50～59人」が22.0%と最も高く、次いで「0～9人」「20～29人」が14.6%、「10～19人」「40～49人」が12.2%となっています。

利用者数



事業所の活動内容については、「生活の場の提供」が73.2%と最も高く、次いで「社会生活を送る際の生活訓練」が63.4%、「継続的に働き、生活のリズムを作る」が46.3%となっています。

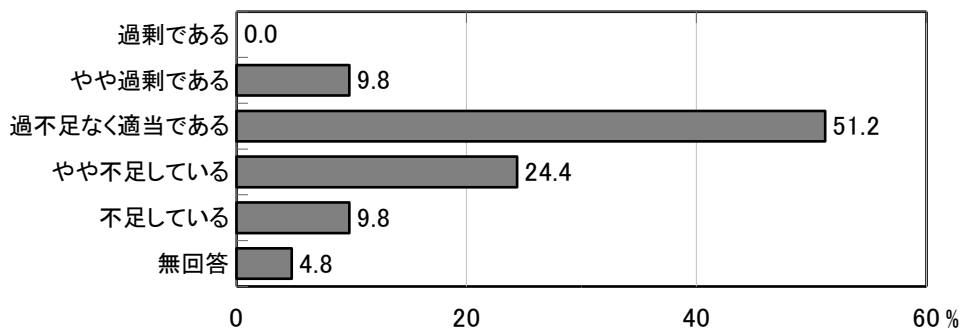
◇ 事業所の活動内容 ◇



< 事業所の運営 >

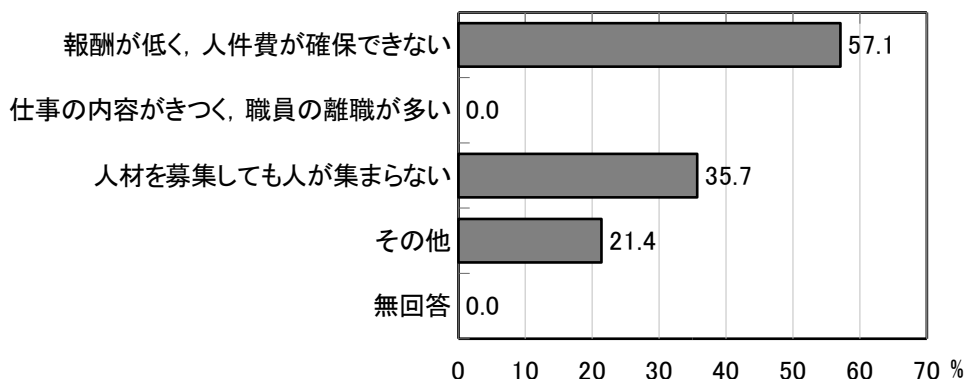
職員の過不足については、「過不足なく適当である」が51.2%と最も高く、次いで「やや不足している」が24.4%、「やや過剰である」「不足している」が9.8%となっています。

職員の過不足について



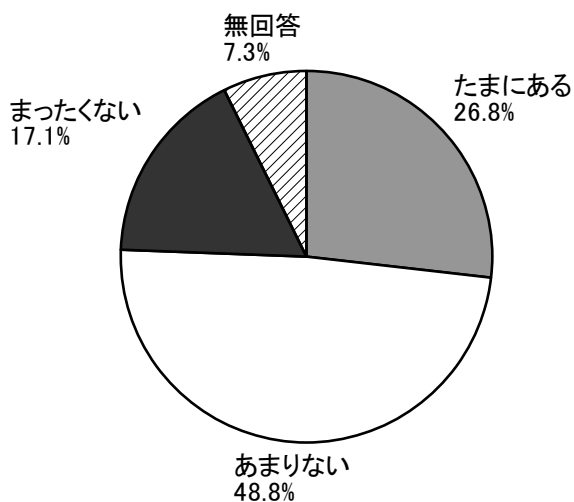
職員が不足している理由については、「報酬が低く、人件費が確保できない」が57.1%と最も高く、次いで「人を募集しても集まらない」が35.7%となっています。

職員が不足している理由



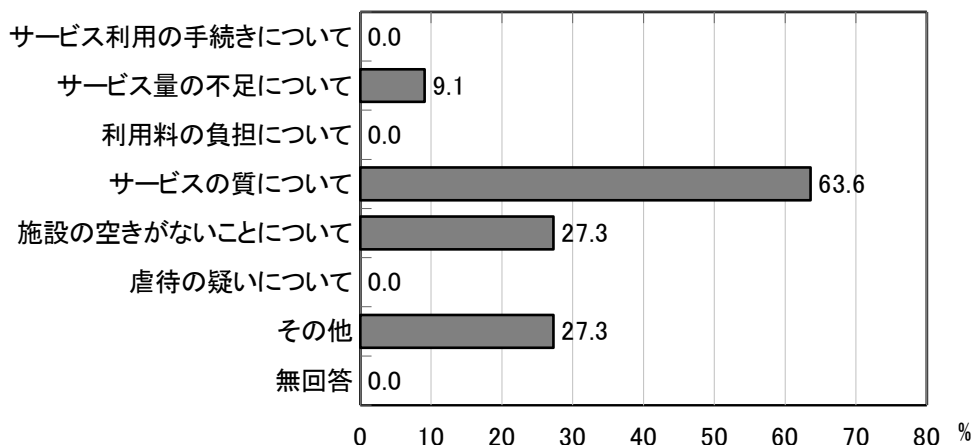
利用者からの苦情については、「あまりない」が48.8%と最も高く、次いで「たまにある」が26.8%、「まったくない」が17.1%となっています。

利用者からの苦情について



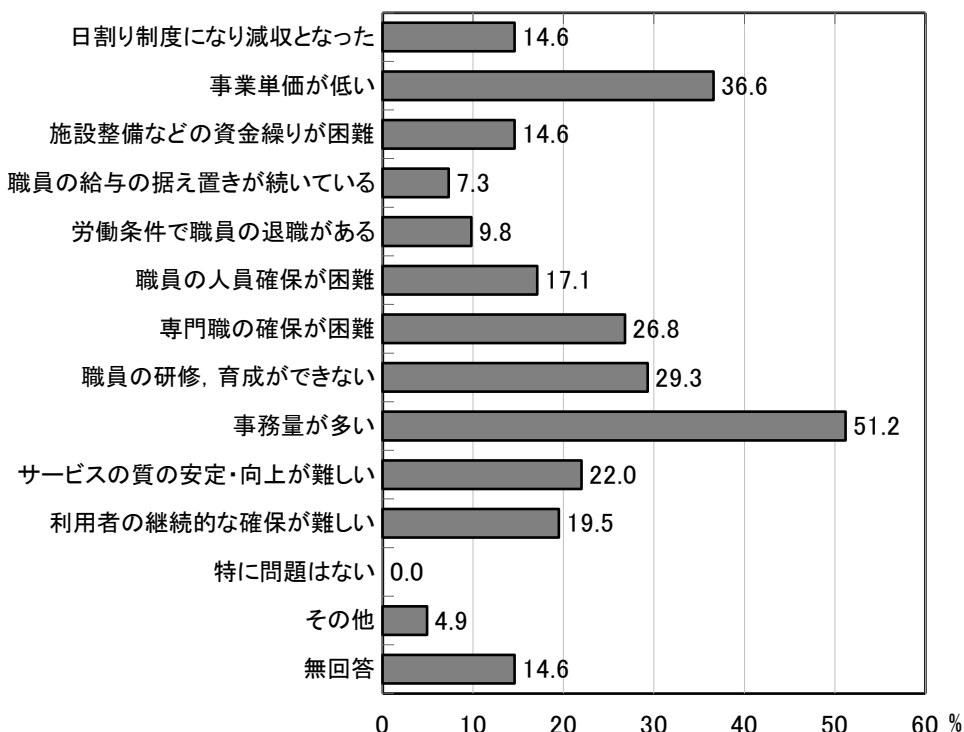
苦情の内容については、「サービスの質について」が63.6%と最も高く、次いで「施設の空きがないことについて」「その他」が27.3%となっています。

◇ 苦情の内容について ◇



事業所の運営に関する問題については、「事務量が多い」が51.2%と最も高く、次いで「事業単価が低い」が36.6%、「職員の研修、育成ができない」が29.3%、「専門職の確保が困難」が26.8%となっています。

◇ 事業所の運営に関する問題◇

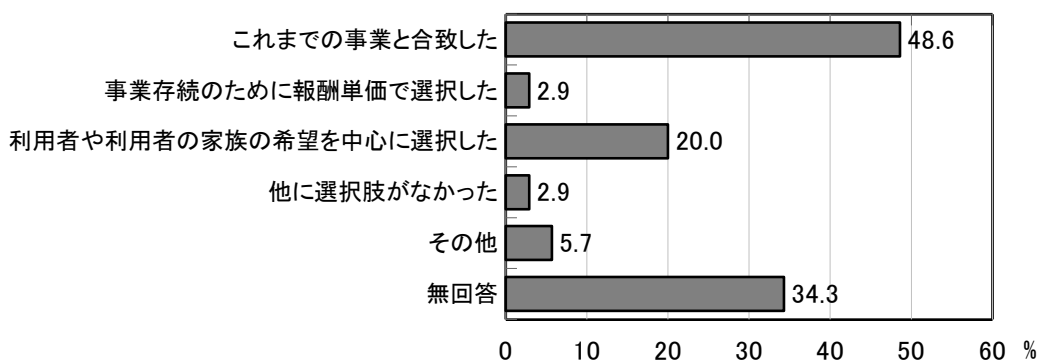


<サービスの提供について>

新体系への移行を検討している事業所について、移行を検討する際に問題となっていることは何かの問いに対し、「職員配置の調整ができない」「具体的な事業のあり方のイメージが掴みきれない」「移行後の事業の趣旨に合わない利用者がある」に1件ずつの回答がありました。移行するためにどのような支援が必要かとの問いに対し、「事業移行に際して具体的な相談ができること」「必要な人材のあっせん」に1件ずつの回答がありました。

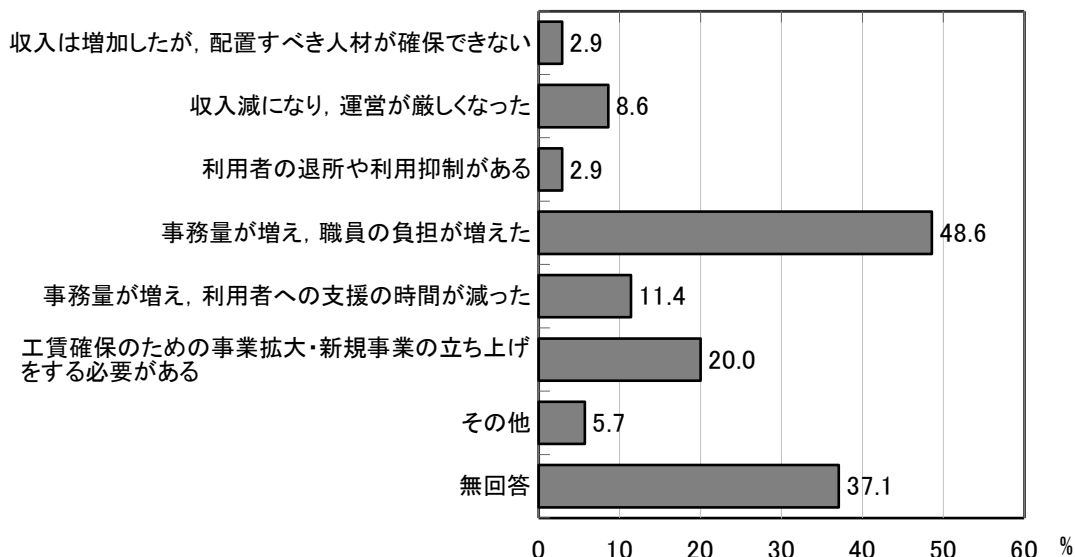
新体系への移行の際に現在の事業を選択した理由については、「これまでの事業と合致した」が48.6%と最も高く、次いで「利用者や利用者の家族の希望を中心に選択した」が20.0%となっています。

◇ 現在の事業を選択した理由◇



移行後の事業運営で課題になっていることについては、「事務量が増え、職員の負担が増えた」が48.6%と最も高く、次いで「工賃確保のための事業拡大・新規事業の立ち上げをする必要がある」が20.0%、「事務量が増え、利用者への支援の時間が減った」が11.4%となっています。

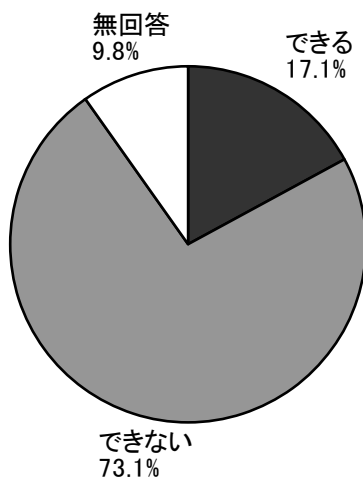
◇ 移行後の事業運営で課題になっていること◇



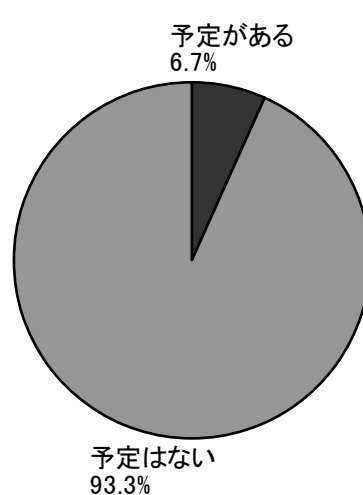
事業所において、重度心身障がい児・者の受け入れができるかについては、「できない」が73.1%、「できる」が17.1%となっています。

今後、重度心身障がい児・者の受け入れ体制を整備する予定があるかについては、「予定はない」が93.3%、「予定がある」が6.7%となっています。

◇ 重度心身障がい児・者の受け入れについて◇

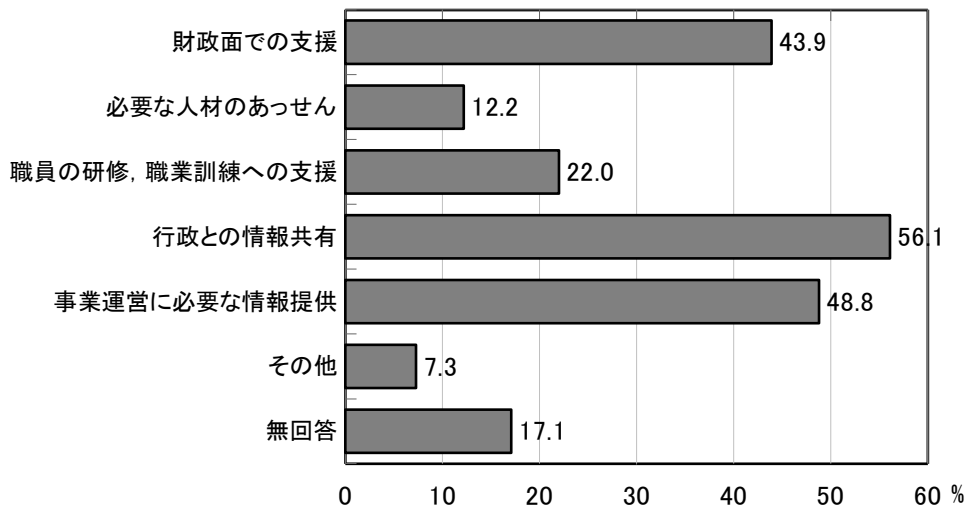


◇ 重度心身障がい児・者の受け入れ予定◇



サービスの質を向上させるために、行政として必要な支援については、「行政との情報共有」が56.1%と最も高く、次いで「事業運営に必要な情報提供」48.8%、「財政面での支援」が43.9%となっています。

◇ サービスの質を向上させるために必要な支援 ◇

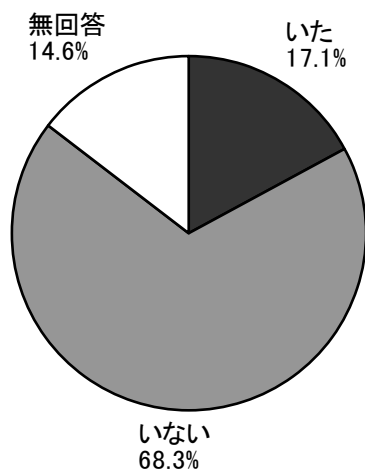


<福祉施設（入所）利用者の地域移行について>

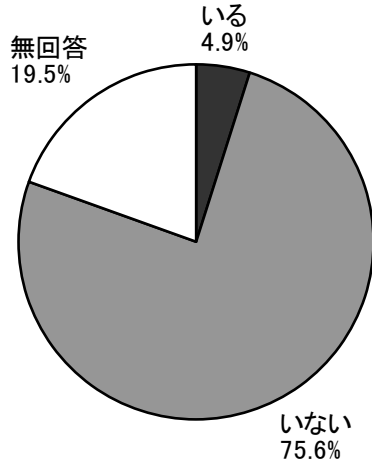
平成18年度から現在（平成23年2月1日）までの間で、地域移行した方について、「いた」が17.1%、「いない」が68.3%となっています。

また、地域移行先については、「自宅・アパート（独居）」と「自宅・アパート（家族と同居）」がそれぞれ28.6%となっています。人数は、「自宅・アパート（独居）」が18人、「自宅・アパート（家族と同居）」が2人、「グループホーム」が3人、「ケアホーム」「福祉ホーム」が1人ずつとなっています。

◇ 地域移行した方 ◇



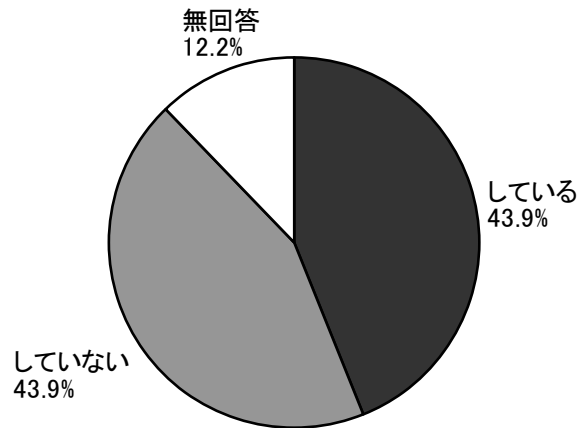
◇ 一般就労予定者 ◇



<生産活動における工賃について>

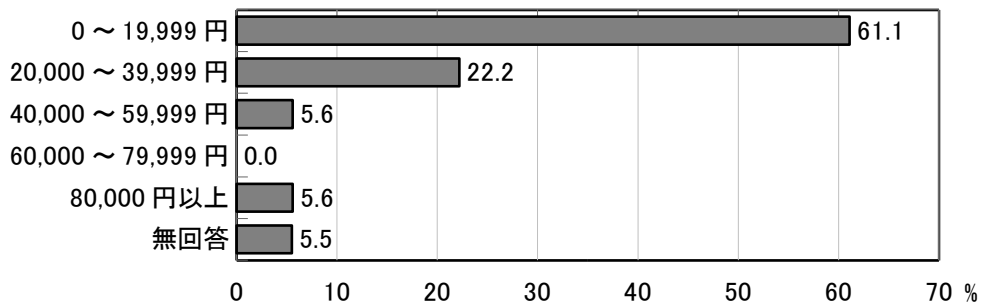
利用者に工賃が発生するサービスについては、「している」が43.9%、「していない」が43.9%となっています。

◇ 工賃支払いが発生するサービスの有無◇

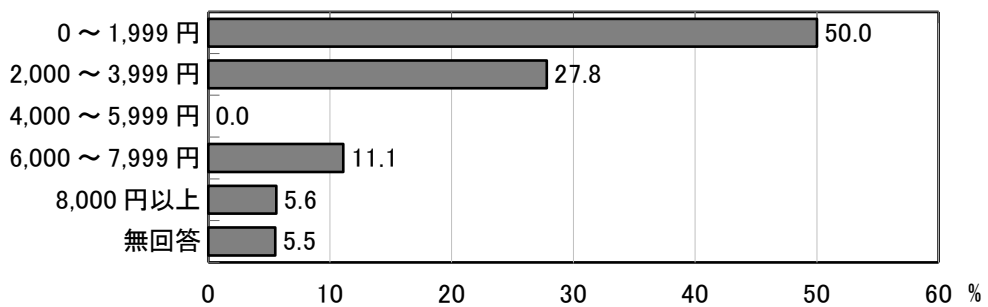


平成23年1月時点の月額工賃について、最高工賃については、「0～19,999円」が61.1%となっています。最低工賃は、「0～1,999円」が50.0%となっています。平均工賃は、「0～9,999円」が72.2%となっています。

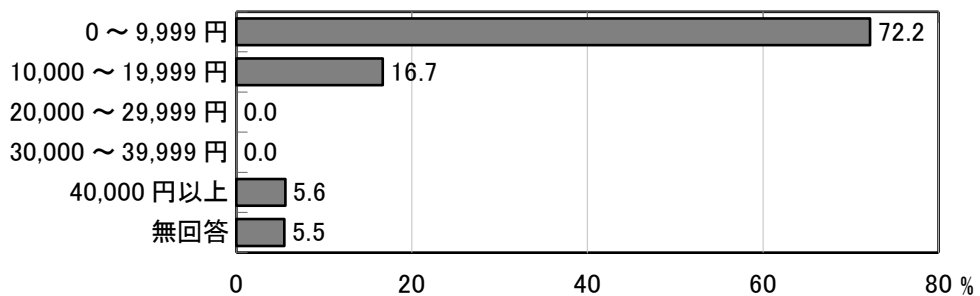
◇ 最高工賃◇



◇ 最低工賃◇

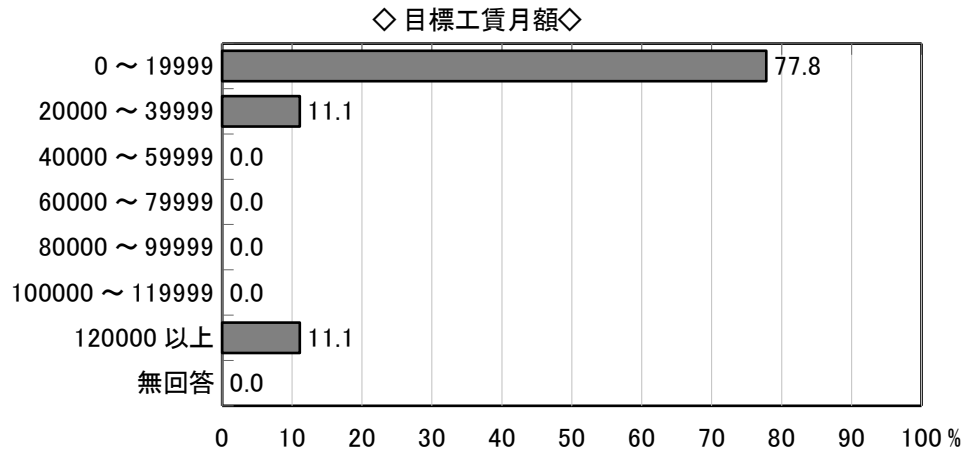


◇ 平均工賃◇



工賃の目標については、「設定している」が22.0%、「設定していない」が39.0%となっています。

目標工賃の月額は、「0～19,999円」が77.8%となっています。



<市の福祉施策について>

今後の事業所への支援として、龍ヶ崎市に実施してほしいことや望むことについては、次のような意見がありました。

- ・グループホーム利用者への助成（家賃補助）
- ・利用者への情報提供
- ・社会福祉士や精神保健福祉士の増員
- ・日中一時支援の単価報酬の増額
- ・障がい者の就労支援の強化
- ・家族相談の強化
- ・無料移送サービス
- ・利用者の状況調査

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

《支えあい健やかに暮らせるまちづくり》

これまで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の構成員として平等に生活し、共に活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方、さらには障がい者のライフステージのすべての段階において、身体的・精神的・社会的自立、社会参加、そのほかあらゆる面での復権を目指す「リハビリテーション」を理念として、「完全参加と平等」を目標に計画を推進してまいりました。

今回策定する本計画では、これら「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念を継承するとともに、個人の差異や多様性を認めあい地域全体で支えあう「ソーシャル・インクルージョン」の概念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあうことで、地域における自立した生活と社会活動を促進し、共に生活できるような共生社会の実現を目指します。

第2節 基本目標と施策の体系

＜基本目標＞

1. 心のバリアフリーと地域の支えあい活動の推進

障がいについての正しい知識や、障がい者に対する理解をさらに深めるため、ボランティア講座や学校教育における福祉教育の充実などいろいろな機会を通じて啓発活動の充実に努めます。また、ユニバーサルデザインの視点から企画や設計を行い、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進します。

誰もが住みなれた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促進することで、市民が障がいについて自らの問題として捉え、支えあいの社会づくりを進めます。

2. 障がい者の地域生活支援

障がい者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、身近で相談が受けられ、サービス利用の促進につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。障がい者の自立と社会活動を促進するための基盤として在宅支援サービスが提供できるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。また、意思能力が十分でなく、権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活を送れるように権利擁護に努めます。

3. 障がい者の雇用・就労の推進

障がい者が地域で自立し安定した生活を送るため、安定した収入が得られるよう、雇用の促進や就労の支援に努めます。また、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重するため、一般雇用だけでなく福祉的就労も含め、関係機関と連携を図りながら、就労の支援と就労の機会の充実に努めます。障がい者の雇用促進のため、事業者等に対する啓発活動の充実や就労継続のために職場環境向上の支援を推進します。

4. 障がい者の社会活動支援

障がい者のコミュニケーションにおけるさまざまな障壁の除去に努めます。聴覚障がい者や視覚障がい者が必要なときに的確な情報を得られるよう、コミュニケーション手段の充実を図ることにより社会活動・自立を促します。障がいのある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図り、社会活動の促進を図ります。

5. 安心して生活できる保健・医療施策の推進

障がい者の年齢や生活環境に対応した保健・医療を提供するため、保健・医療機関だけでなく関係機関が連携を強めながら、障がいの早期発見から自立のためのリハビリテーションまでの一貫した体制の確立を図ります。障がいの早期発見・早期療育のための体制の充実に努めるだけでなく、障がいの特性を踏まえた個別のニーズにも対応できるよう相談機能の充実を図ります。

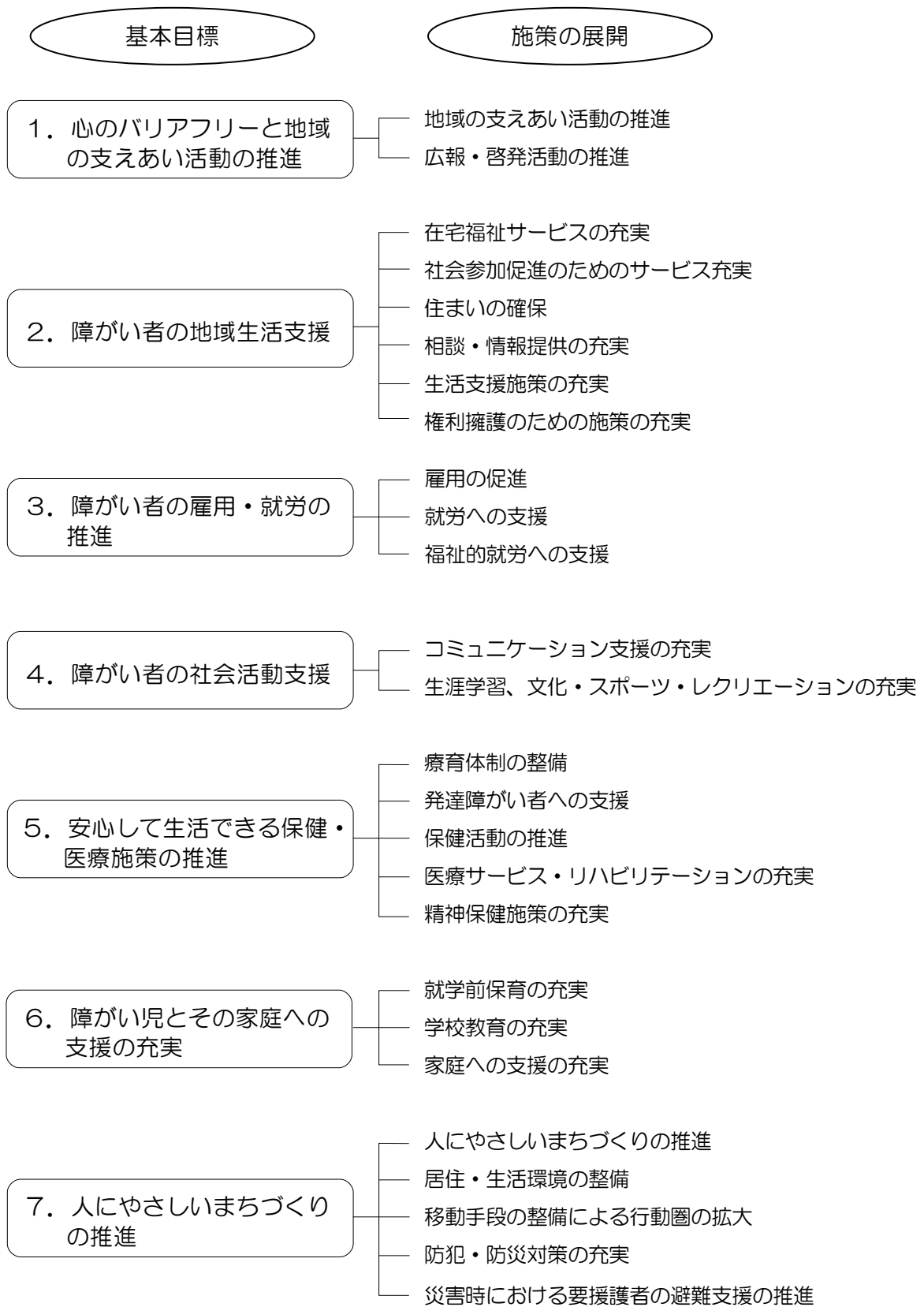
6. 障がい児とその家庭への支援の充実

障がい児が、地域で自分らしく生きられるよう、障がいの特性や現状にあわせた保育・教育体制の整備に努めます。また、障がいのある児童・生徒やその家族、学校に対する相談・援助体制の充実を図り、個々の障がいの状況に応じた適切な教育が受けられるよう就学指導の充実を図ります。学校と家庭での豊かな生活を図るため、福祉、教育等の関係機関が連携し適切な支援に努めます。

7. 人にやさしいまちづくりの推進

障がい者だけでなく、すべての市民が快適な生活を送れるように、人にやさしいまちづくりを進めます。障がいの特性に配慮した住まいの環境や公共施設の整備・改善に努め、移動に制約がある人の生活圏拡大のための移動手段を確保し、社会活動の促進につなげます。障がい者が安心して生活を送れるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。

<施策の体系図>



第3節 重点的に取り組む施策

本計画においては、障がい者を取り巻く状況に応じ、多様な障がい者施策を横断的、効果的に実施していくために、特に重視すべき以下の施策を「重点的に取り組む施策」と位置づけ、計画期間中に重点的に推進していくものとします。

○ 全庁的な取り組みの推進

障がいに関する施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の関係する各課の連携を強化するとともに、全庁的な支援・協力体制を築き、障がい者施策を推進していきます。推進にあたり、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ります。

○ 居住支援

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、住まいの確保が重要です。また、介助者がいなくなった場合の生活が不安であるといった声も多くあります。そのため、グループホームやケアホームなどの事業者の参入を促進し、障がい者とその家族、みんなが安心して生活できる環境づくりに努めます。

○ 相談体制の充実

障がい者が適切な支援を受けるためには、サービス事業者等の情報提供や相談支援が重要です。そのため、市役所窓口には精神保健福祉士などの専門員を増員し、相談体制の充実を図ります。また、地域全体の支援力を高めるため、サービス事業者や関係機関、地域住民との連携強化を図り、障がい者支援のためのネットワークづくりを推進します。

○ 就労への支援

障がい者がいきいきと自立して生活するために、就労は重要な要素です。障がい者の就労には、相談や訓練などの本人への支援と、経営者の理解と職場環境の整備が必要となり、事業者や関係機関との連携の強化が重要となります。そのため、市やハローワーク、民間事業者等からなる組織化を図り、障がい者の就労を促進します。

第4章 施策の具体的な展開

第1節 心のバリアフリーと地域の支えあい活動の推進

障がいのある人もない人も、共に地域で安心して自立した生活を送れる社会を目指して、これまでも「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいに対する理解の普及・啓発に努めてきました。

しかし、アンケート調査によると、障がい又は障がい者に対する対応や理解について、市民の理解は十分であるとは言えません。障がい者が地域で暮らすために、障がいについての啓発や教育を推進し、市民が自らの課題として受けとめ、「共に生きる社会」の仕組みづくりが必要になります。

(1) 地域の支えあい活動の推進

これまで社会福祉協議会を中心として、「ふれ愛広場」など多くの市民が参加できるボランティア活動を推進してきました。それにより、障がい者に対する正しい理解と認識の高揚が図られ、大人だけでなく小中高生のボランティアも育ち始めています。ボランティア活動が充実するよう支援し、地域の交流により障がいがある人もない人も地域で生きいきと自立して生活できるよう、共に支えあいながら生きる「共生社会」の実現が必要になります。そこで、社会福祉協議会は、より地域に密着した活動を推進するため、平成23年度に支所・交流サロン・福祉の店「りゅう」を設けた施設を上町に設置しました。

【施策の方向】

障がい者が地域で安心して生活を営めるよう、地域におけるNPO・ボランティア団体を積極的に支援するとともに、地域での人のつながりを尊重し、地域住民による支えあい活動を促進します。また、社会福祉協議会などと協力し、障がい者の自立した生活を支えるために必要なボランティアや福祉人材の育成・確保に努めます。

【主な事業】

① ボランティア活動参加の促進 【社会福祉課・市民協働課・社会福祉協議会】
<input type="checkbox"/> 多くの市民が気軽に、より広くボランティア活動に参加できるよう、NPO・ボランティア団体の紹介や情報提供を進めます。
<input type="checkbox"/> 広報活動、福祉教育などと連動し、子どもから大人まで年齢を問わず多くの市民がボランティア活動に参加できる施策を推進します。
<input type="checkbox"/> 障がい者自身がボランティア活動に参加できるよう支援します。
② ボランティア活動の振興 【社会福祉課・市民協働課・社会福祉協議会】
<input type="checkbox"/> ボランティア活動の情報提供やボランティア登録など、情報のデータベース化を進め、参加機会の拡大や派遣体制の充実を図ります。
<input type="checkbox"/> 情報交換の場や活動拠点の拡大などを支援します。
<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体の活動の育成や振興を支援します。

③ 福祉人材の育成・確保 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 福祉サービスの質的向上と福祉人材の確保にむけ、障がい（者）を正しく理解し、障がい別の対応方法についての基礎ボランティア講座を毎年度開設します。
- 点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー^{※1}、手話通訳者、要約筆記者、傾聴ボランティアなどの育成・確保のため、各種養成講座等の情報提供や参加促進に努めます。

(2) 広報・啓発活動の推進

障がい及び障がい者について正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページを活用し、障がい者への理解を図るなど啓発活動を行っています。また、学校においては福祉教育や障がい者との交流など、豊かな人間関係をはぐくむよう取り組んできました。

誰もが安心して生きいきと活動するためには、今後とも継続して広報・啓発活動を推進し、誰の心にも「共に暮らすまちづくり」の意識を醸成していくことが必要です。

【施策の方向】

障がい者プランの施策について、「心のバリアフリー」を基本にした施策の展開を図ります。

障がい者に対する市民の理解と認識を深めるため、市の広報紙『りゅうほー』をはじめ多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいの有無にかかわらずすべての市民が安心して生活できる地域社会づくりを進めます。特に、精神障がい者に対する誤解が、回復途上の精神障がい者が地域で自立するための大きな壁となっていることから、正しい知識の啓発に努めます。

また、誰もが安心して生きいきと暮らせるような地域社会をつくるため、学校教育での福祉教育を継続するとともに、市民が障がいについて正しい知識や理解をもてるよう、職場・地域社会などにおいて、福祉教育を推進し、市民の「心のバリアフリー」を実現できるように努めます。

【主な事業】

① 広報・広聴活動の充実 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 市の広報紙『りゅうほー』、社会福祉協議会の広報紙『しゃきょうだより』や市と社会福祉協議会のホームページの運営など多様な媒体を通じて広報活動を推進します。
- 行事・講座などの案内や障がい者の生活環境向上のために活動している市民団体の様子など、情報の収集・広報に努めます。
- 障がい福祉施策やまちづくりに障がい者や市民の参加機会を拡大し、広く意見を反映できるよう、相談時の要望聴取やパブリックコメント^{※2}など広聴活動の充実に努めます。

※1 ガイドヘルパー……………視覚障がい者や知的障がい者が外出する際に、歩行の介助や付き添いなどを専門的に行う介護員のことです。

※2 パブリックコメント……………市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

② 啓発活動の充実 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 障がい及び障がい者について、正しい理解と認識を深めるため、ボランティア講座等の学習機会を提供します。
- 障がい者と市民が共に参加できる行事や活動を企画・実施します。
- 障がい者団体の自主的な活動の支援を行うとともに、連携の強化を図り、共に啓発活動の充実に取り組みます。

③ 学校での福祉教育の推進 【指導課】

- 障がいのない児童・生徒が障がい児に対する正しい理解と豊かな人間関係を育めるよう、特別支援学級や特別支援学校との交流機会の拡充に努めます。
- 学校教育で、点訳教室・手話教室・車いす体験学習・盲導犬体験学習などの体験活動や、特別養護老人ホームや介護施設などへの訪問などを通して、児童・生徒一人ひとりの「豊かなこころ」を育む福祉教育を展開します。

④ 地域での福祉教育の推進 【社会福祉課】

- まち育てハートフル講座^{※1}を活用するなど、地域や職場での福祉教育の機会の拡充を進めます。
- 福祉情報や資料について広く市民に提供します。
- 市職員の障がい者への理解を深め、より福祉的配慮のある行政サービスを提供できるよう、研修や講習会などへの参加を進めます。

^{※1} まち育てハートフル講座…市で用意した講座メニューの中から市民が「知りたい・聞きたい」内容の講座を選び担当職員が地域や学校に出向いてその内容を説明する講座です。

第2節 障がい者の地域生活支援

これまで、障がい者も可能な限り住み慣れた家庭や地域で生活できるように、生活訓練等（夜間支援）及び重症心身障がい者短期入所など、障がいの特性や程度に応じた在宅福祉サービス^{※1}の充実に努めてきました。

また、相談支援体制の整備や「福祉の店ひまわり・たつのこ・りゅう」での物品販売など、社会参加促進のための事業を展開してきました。

障がい者が自立した地域生活を送るため、障害福祉サービスの充実を図るとともに、利用者の意向に合わせてサービスを選択できるよう、サービス供給の確保に努めることが必要になります。また、相談体制やサービスや制度に関する情報提供をより一層充実することが必要になります。

(1) 在宅福祉サービスの充実

アンケート調査では、ほとんどの障がい者が将来にわたって自宅での生活を希望していました。住み慣れた地域や家庭で、安心して自立した生活を営めるよう、充実した在宅福祉サービスの提供が必要です。

【施策の方向】

在宅で日々の生活を快適に、自立して送れるよう、障がい者本人へのサービスの提供とあわせて、介助する家族を支援するための訪問相談支援やサービス提供体制の充実に努めます。

【主な事業】

① 訪問サービスの充実 【社会福祉課】
<input type="checkbox"/> 障がい者が住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に自立して送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じた適切なサービスの充実に努めます。 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
<input type="checkbox"/> 障がい児の日常生活能力が向上するよう、住み慣れた地域での療育体制の確保に努めます。（障がい児支援）
<input type="checkbox"/> 介護者が疾病等により一時的に介護ができない場合に、障がい者が安心して地域で生活を送れるよう、短期入所の体制の整備に努めます。（短期入所）
<input type="checkbox"/> 利用者自らが主体的にサービスの選択を行えるよう、サービス事業者やサービスメニューなどの情報提供を推進します。

^{※1} 在宅福祉サービス… 高齢者や障がい者などの要援護者が、家庭において安心して暮らせるためのホームヘルプサービス、ショートステイ等をはじめとする社会福祉サービスの総称です。

(2) 社会参加促進のためのサービスの充実

アンケート調査では、障がい者への理解を深めるために必要なこととして、積極的な社会への進出や、障がい者施策においては就労・雇用の支援を望む割合が高くなっています。自立し、生きいきとした暮らしを実現するための活動の場や交流の機会を提供する必要があります。

【施策の方向】

障がい者の自立と社会参加を促進するために創作的活動や生産活動などの機会を提供するとともに、市民との交流の機会を拡大するための事業を推進します。

【主な事業】

① 日中活動支援サービスの充実 【社会福祉課】

- 常時介護が必要な方の介護サービスの充実や創作的活動の機会の拡充を図ります。（生活介護）
- 障がいの程度や目的にあたりハビリテーションなどのサービスの充実に努めます。（自立訓練）
- 一般就労を促進するために必要な訓練・指導の充実に努めます。そのうち、一般企業への雇用に結びつかなかった障がい者についても、就労や生産活動の機会などの提供に努めます。（就労移行支援、就労継続支援）
- 利用者自らが主体的にサービスの選択を行えるよう、サービス事業者やサービスメニューなどの情報提供を推進します。

② 社会参加への支援 【社会福祉課】

- 社会福祉協議会が実施する障害者自立化支援事業の支援を行います。（「福祉の店ひまわり・たつこの・りゅう」、「福祉の名刺屋さん」、「福祉のパン屋さん」、「アートカレンダー」の制作販売）

(3) 住まいの確保

アンケート調査の結果から、障がい者の多くは家族と共に生活し、家族から介助を受けています。また、生活を支えている収入についても、家族や親戚からの援助を受けている割合が高く、家族や親戚がいなくなった場合の生活に対する不安が大きいことがわかりました。障がい者が安心して生活できる住まいを確保することが必要です。

【施策の方向】

ひとりで自立して生活することが困難な方に配慮し、グループホームやケアホームなど安心して生活できる場の整備に努めます。

【主な事業】

① 居住支援サービスの促進 【社会福祉課】

- 事業者等の関係団体と連携して、グループホーム・ケアホーム等の事業者の参入を促進し、生活の場の確保に努めます。

(4) 相談・情報提供の充実

アンケート調査では、福祉サービスに関する情報は、市役所の窓口や市の広報紙などから情報を得ている割合が高く、また、相談や助言に対する要望が多くあがっていました。障がいの特性を理解し、共感性のある相談を実施するため、気軽に相談できる体制の充実と情報提供が必要です。

【施策の方向】

障がいの種類や程度に応じて一人ひとりにあったサービスを総合的に調整し、必要なサービスが受けられるよう、関係機関と連携し、総合的な相談や情報提供を行うための体制の整備と機能の充実を図ります。

【主な事業】**① 相談体制の充実 【社会福祉課・健康増進課】**

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員の研修会への参加を促進して資質の向上を図ります。
- サービス事業者、保健・医療機関、学校等の関連機関との相互情報交換や連携と強化を図ります。
- 指定相談支援事業への事業者の参入を促進します。
- ピアカウンセリング^{※1}ができる場所の設定や機会の提供の支援に努めます。
- 市役所に気軽に相談できるワンストップ窓口の設置を検討します。

② 情報提供機能の充実 【社会福祉課】

- 広報紙、パンフレットや冊子、ホームページ等を活用し、各種手当や助成制度、サービスに関する情報提供を推進します。
- 制度やサービスの利用方法や手続きの周知を図るため、ホームページ上の「福祉ガイドブック」をより分かりやすくし、内容の充実を図ります。

(5) 生活支援施策の充実

アンケート調査では、主たる収入が年金であるという障がい者が多く、給与収入がある方は少ない状況です。住み慣れた地域や家庭で、安定して自立した生活を送れるよう、必要な福祉サービスを十分に活用できる体制を整備するとともに、経済的負担の軽減を図る必要があります。

【施策の方向】

障がい者の生活の質的な向上を図るため、各種手当の周知、福祉機器の活用促進などの支援を行います。また、障害福祉サービス利用にかかる負担の軽減については、国・県の動向を見ながら検討します。

^{※1} ピアカウンセリング… 障がい者が自らの経験に基づき、障がいのある仲間からの相談に対等な立場で応じて、自立に向けた支援を行うことです。ピア（peer）とは、仲間や同僚という意味です。

【主な事業】

<p>① 経済的負担軽減制度の利用促進 【社会福祉課】</p> <p><input type="checkbox"/> 各種手当等の周知に努めます。（特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済制度、在宅心身障がい児福祉手当等）</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的負担軽減制度を周知し利用促進に努めます。（有料道路における障がい者割引制度、NHK放送受信料の減免、バス料金・JR運賃・私鉄運賃・航空運賃の割引、所得税・住民税控除、自動車税・自動車取得税の減免等）</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉ガイドブックやパンフレット、ホームページ等を活用して制度の概要や申請手続きの周知を図ります。</p>

<p>② 福祉機器の活用促進 【社会福祉課】</p> <p><input type="checkbox"/> 補装具費給付事業の周知と利用促進に努めます。（車いす・義足等の交付・修理）</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活用具費給付事業の周知と利用促進に努めます。（特殊寝台、ストマ用装具^{※1}、拡大読書器等の給付）</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉ガイドブックやパンフレット、ホームページ等を活用して事業の概要や手続きの周知を図ります。</p>

(6) 権利擁護のための施策の充実

アンケート調査では、約7割の知的障がい者が、公共機関や銀行での手続きなど日常の暮らしに必要な事務手続きや、生活費などの金銭の管理に介助が必要であると回答しています。判断能力が十分でない方や意思疎通が困難な方が自立した生活を送る上で必要なサービスを利用できるための支援が必要です。

【施策の方向】

福祉サービスの利用手続きの援助などを行い、安心して生活できるよう支援を行うとともに、障がい者の権利擁護に努めます。

【主な事業】

<p>① 権利擁護の推進 【社会福祉課・社会福祉協議会】</p> <p><input type="checkbox"/> 茨城県社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 成年後見制度利用支援事業^{※2}を活用し、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。</p>
--

※1 ストマ用装具… 膀胱又は直腸の機能障がいのため、膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工膀胱・人工肛門）からの排泄物を入れる袋です。

※2 成年後見制度… 認知症の方や知的障がいや精神障がいのある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

第3節 障がい者の雇用・就労の推進

障がい者が自分の能力を活かし、自分にあった仕事に就いて働くことは、経済的な安定にとどまらず、生きがいや社会的責任感を高め、社会的自立を達成する重要な要素です。

これまでに、平成23年4月にひまわり園に就労継続支援B型を開設し、障がい者の就労に向けた相談や職業訓練など、就労促進のためのさまざまな支援や啓発活動を行ってきましたが、法定雇用率1.80%に対して、ハローワーク龍ケ崎管内では平成23年6月1日現在、1.09%となっています。

アンケート調査では、現在働いている障がい者は3割弱と低い結果でした。働いていない理由として、知的障がい者の回答では、できる仕事がないが5割を超えるなど、働く環境が十分ではないことが伺えます。今後働きたい就労形態では、身体障がい者と精神障がい者では正規の社員として働ける職場、知的障がい者では軽作業を行う施設を希望する割合が高くなっています。

今後も、障がい者が地域で自立し安定した生活が送れるよう、適性や能力に応じた雇用の場の確保と就労への支援が必要になります。

(1) 雇用の促進

障がい者が就労を通して社会参加するだけでなく、経済的に安定し自立した生活を送るため、関係機関が連携し、適性や能力に応じた雇用の場の確保など、雇用促進に向けた取り組みが必要です。

【施策の方向】

企業やハローワーク、関係機関と連携を図り、事業所に対する障がい者雇用の啓発活動を充実し、障がい者雇用の促進に努めます。

【主な事業】

① 啓発活動の充実 【社会福祉課】

- ハローワークや商工会等の関係機関と連携して、障がい者雇用セミナーの開催を通じて事業者に対し障がい者雇用に対する意識の啓発を促進します。
- 関係機関と連携して、法定雇用率1.80%を未達成の事業所を対象に障がい者の雇用に関する情報提供を行い、早期に雇用率を達成するよう働きかけを行います。
- 障がい者を雇用した事業者に対する助成金の交付制度の活用について、事業者への周知を図ります。

(2) 就労への支援

アンケート調査では、働くことに対して不安を感じている方が多いことがわかりました。障がい者が継続して働き、やりがいや働く喜びを感じられるよう、職場環境や雇用条件などの向上に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

県やハローワークなどの関係機関と連携し、障がい者の職場への適応や職場定着に向けた支援を行います。

【主な事業】

① 就労継続支援 【社会福祉課】

- 障がい者の企業面接への同行や合同就職説明会の開催周知など、求職活動に対する支援を行います。
- 職業訓練に関する情報について、広報紙等を活用して情報提供に努めます。
- ハローワーク等の関係機関と連携して、職業相談・指導を行い、就労の支援に努めます。
- 事業者に対し、試行雇用（トライアル雇用）や生徒のインターンシップ（職場実習）への取り組みの促進を図ります。
- 就労を希望している障がい者への職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を周知するなど、職場適応の向上と職場定着に努めます。
- 精神障がい者の雇用や職業訓練について、県の職業リハビリテーションセンターや保健所と連携して、情報提供や雇用促進を支援します。
- 障がい者を雇用している事業所や関係機関と連携し、セミナーや講演会などを通じ、職場での障がい者への理解と協力を促し、職場環境の向上を図ります。

(3) 福祉的就労への支援

本市においてはこれまで、精神障がい者の作業所や福祉の店の開設等により、一般就労が困難な障がい者について福祉的就労の場の確保に努めてきました。今後とも、一般就労が困難な障がい者についても自立と生きがいづくりにつながるよう、福祉的就労の場の一層の充実が必要になります。

【施策の方向】

一般企業での雇用が困難な障がい者に配慮して、福祉的就労の場の確保に努め、雇用と福祉の連携を図りつつ、就労による社会参加が可能となるよう支援します。

【主な事業】

① 就労に向けた環境の整備 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 作業所等の関係機関と連携して、協力事業者の拡大に努めます。
- 福祉の店で、福祉的就労の場の確保に努めます。
- 福祉の店から、一般事業所等への就労を目指します。
- 職親委託制度を事業者に周知し、茨城県福祉相談センターや保健所と連携を図りながら、知的障がい者の生活指導・技能訓練などを行い、就労に向けて支援します。

第4節 障がい者の社会活動支援

障がいのある方が社会活動への参加機会を拓げるためにも、情報の入手手段の充実や意思疎通の円滑化は不可欠です。また、生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーション活動は、生きがいづくりや機能の回復、社会参加につながる重要な要素のひとつであり、幅広い交流が期待されるとともに、障がい者への理解を浸透させる上でも高い効果が期待されます。

障がい者の生きがいづくりや健康づくりなど豊かな生活を実現するために、手話通訳者や要約筆記者、点訳奉仕員の育成のための技術ボランティア養成講座を開催し、情報入手の支援に努めるとともに、文化活動施設の改修やたつのこアリーナなどの施設利用料の減免などを行い、社会活動への参加促進に努めてきました。

今後も、障がい者が生きがいをもって豊かな生活が送れるよう、社会活動に参加しやすい仕組みづくりをより一層推進することが必要になります。

(1) コミュニケーション支援の充実

自立した生活を支えるためには、福祉サービスや制度についての情報入手は不可欠です。また、社会生活には円滑なコミュニケーションが重要で、情報の共有や正確でスムーズな意思伝達ができるように障がい特性に合わせて支援することが必要です。

【施策の方向】

情報の入手やコミュニケーションにおけるさまざまな障壁の除去に努め、必要なときに的確な情報を得られるよう、情報提供方法の拡充や多様な情報入手手段の活用促進に努めます。

【主な事業】

① 情報バリアフリーの推進 【社会福祉課】

- 障がいの特性や程度に応じて、必要なコミュニケーション支援機器を活用できるよう支援を行います。
- 県の障害者ITサポートセンター^{※1}の利用促進に努めます。

② 情報入手の支援 【社会福祉課】

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣制度を実施します。
- 市広報紙等の情報について、点訳・朗読などを行い、障がいの特性に応じた情報提供を行います。

^{※1} 障害者ITサポートセンター…… IT活用によって障がい者の自立支援を図るため、利用相談やパソコンボランティアの養成・派遣、パソコンセミナーの開催を実施する施設です。

(2) 生涯学習、文化・スポーツ・レクリエーションの充実

文化やスポーツに親しむことは健康づくりや生きがいづくりなど豊かな生活の実現に欠かせない要素です。

生涯学習や余暇活動などの機会を増やすとともに、活動を支援する人材の養成に努め、生活の質の向上や市民の理解促進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

より多くの障がい者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーション活動を通じ、健康を増進し、生きがいを感じられるよう、活動する機会の拡充や施設整備を推進するとともに、支援体制の確立に努めます。また、参加の促進を図り、障がい者同士や市民が広く交流できるよう支援します。

【主な事業】

- | |
|--|
| ① 生涯学習活動の推進 【青少年育成課・中央図書館】 |
| <input type="checkbox"/> 学習講座や教室の開催について、障がい者の参加を促し、学習機会が拡充するよう努めます。
<input type="checkbox"/> 介助者や手話通訳者の配置など、参加のための条件整備に努めます。
<input type="checkbox"/> 録音テープ・CDの貸し出し等の利用促進に努めます。
<input type="checkbox"/> 録音図書や点字図書の郵送サービスの利用を促進します。 |
| ② 文化活動機会の拡充 【社会福祉課・まちづくり推進課】 |
| <input type="checkbox"/> さまざまな文化活動の開催等について情報提供を行い、障がい者の参加促進を図ります。
<input type="checkbox"/> 県の「ふれあい福祉の作品展」のほかに、障がい者の作品の展示機会の充実を図ります。 |
| ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進
【社会福祉課・スポーツ振興課・社会福祉協議会】 |
| <input type="checkbox"/> 市が実施するイベント等では、高齢者・障がい者に配慮し、スポーツ・レクリエーション活動への一層の参加促進に努めます。
<input type="checkbox"/> 障がい者のレクリエーションや健康づくりとして、身体障がい者スポーツ大会や集いに関する情報提供や周知を行い、参加を促進します。
<input type="checkbox"/> 広く障がい者の交流機会を確保するため、県や全国大会等の行事への参加を支援します。
<input type="checkbox"/> スポーツやレクリエーション指導員の研修機会を拡充し、資質の向上を図ります。 |
| ④ 施設整備と利用促進 【まちづくり推進課・市民協働課・スポーツ振興課】 |
| <input type="checkbox"/> 文化・スポーツ・レクリエーション活動のための施設のバリアフリー化を推進し、障がい者の利用に配慮した施設の整備・運営に努めます。
<input type="checkbox"/> 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）受け入れなど、施設の対応力の向上を図るとともに、イベント開催時などにおいて手話通訳者の配置に努めます。
<input type="checkbox"/> 施設の利用方法や空き情報などの情報提供方法の拡充を図ります。 |

第5節 安心して生活できる保健・医療施策の推進

乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育や心身の健康の保持・増進のため、保健・医療の果たす役割は極めて重要です。

市民の心身の健康の維持と増進のため、健康診査や健康教育などの保健事業や精神保健福祉対策に取り組んできました。また、障がいの軽減や地域での自立した生活を促進するため、総合福祉センターやひまわり園での機能訓練や自立訓練の支援を行ってきました。

今後は、心身ともに健康な生活が送れるよう、保健・福祉・医療の各分野が十分連携し、それぞれのライフステージに応じた体系的な保健・医療施策に取り組むことが必要になります。

(1) 療育体制の整備

関係団体への意向調査では、就学前から一貫した療育体制の整備や療育の場の拡充などが求められていました。早期に適切な療育を行うことは、障がいのある子どもが生活の基礎・基本を習得し、障がいの軽減と生活能力を向上させ、友達や自然とふれあう機会が増えるなど、社会参加を遂げるために重要です。

【施策の方向】

乳幼児健康診査など母子保健の充実に取り組み、障がいの早期発見に努めるとともに、連続した一貫性のある療育を提供できるよう支援します。また、障がい児の療育に対する保護者の不安を軽減するため、保健・医療機関や施設と連携し、療育施設の整備や機能強化を図るとともに、保護者が安心して療育を行えるよう相談支援の充実に努めます。

【主な事業】

① 乳幼児の健康の保持・増進 【健康増進課】

- 乳幼児の健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳5か月児）の受診率の向上、障がいの早期発見に努めます。
- 健康診査後の要観察児のフォロー体制の充実を図ります。

② 早期療育体制の充実 【社会福祉課・健康増進課】

- 赤ちゃん訪問指導、乳児・幼児健康相談等の保健指導・相談体制の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉・教育の各分野が連携して、障がいの発見から相談・指導といった一貫した療育援助体制の確立を図ります。
- つぼみ園で、言語療法士等の専門療法士による訓練等を充実し、早期療育に努めます。

(2) 発達障がい者への支援

アンケート調査から、療育手帳所持者のうち発達障がいの診断を受けている人は約3割でした。また、発達障がいに対する理解が十分ではなく、家族の介助の負担の大きさがうかがえました。しかし、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい等の発達障がいに対する支援は、他の障がいに比べると十分な対応がとられていないのが現状です。

県の発達障害者支援センターや保健・医療機関などの関連機関と連携し、療育施設の整備や機能強化を図るとともに、相談や支援を充実させることが必要です。

【施策の方向】

発達障がいに対しては、各ライフステージに対応し、地域において保健・福祉・医療・教育・就労などの関係機関が相互に連携し、生涯一貫した支援に努めます。

【主な事業】

① 発達障がい者の支援の充実 【社会福祉課・教育センター】

- ヘルパーや指導員の研修機会を拡充し、発達障がい者に対する正しい理解や支援の知識習得を促進し、資質の向上を図ります。
- 教育センターの発達障がい等を専門とする教育相談員の活用により、相談体制のより一層の充実を図ります。
- 県の発達障害者支援センターや保健・医療機関などの関連機関と連携し、利用可能なサービスの情報を提供するなど、就学期以降の生涯一貫した相談・指導・助言等、きめ細やかな対応に努めます。
- ことばや発達の遅れが気になる児童・生徒に対して、専門の療法士によるコミュニケーションの取り方や言語療法、機能改善等の支援を行います。

(3) 保健活動の推進

アンケート調査から、日常生活を送る上で健康に対する不安や心配ごとが大きいことがわかりました。障がいの予防、早期発見、障がいの軽減を図るため、健康診査や日常生活上の指導などライフステージに応じた保健活動を推進します。

【施策の方向】

健康に対する意識の向上と市民の健康づくりにつながるよう、基本健康診査・各種がん検診、健康教育、健康相談等、保健サービスの有機的な提供に努めます。また、障がい者の保健サービスについては、老人保健の高齢者対策と連携をとりながら、健康づくりに取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

【主な事業】

① 成人保健対策の推進 【健康増進課】

- 障がいの早期発見に役立つように正しい知識の普及を図り、きめ細やかな対応に心がけ、生活習慣病の予防に努めます。
- 保健センターにおいて、健康教室を実施します。

② 相談機能の充実 【社会福祉課・健康増進課】

- 保健センターにおいて、健康相談を実施します。
- 県身体障害者更生相談所が実施する巡回相談の周知、利用促進を図ります。

(4) 医療サービス・リハビリテーションの充実

アンケート調査から、日常生活を送る上で医療や治療に対する不安や心配ごとが大きいことがわかりました。医療・リハビリテーションは、障がいの軽減や早期治療、早期の社会復帰、社会参加に大きな役割を担っています。だれもが安心して健康的な日常生活を送れるよう、地域での医療・リハビリテーションサービスの充実が必要です。

【施策の方向】

保健・医療・福祉のサービスの連携、医療機関との連携による情報化、緊急医療体制の確立など内容の充実を図り、住み慣れた地域や家庭で医療やリハビリテーションを提供できる体制の整備に努めるとともに、マルフク制度による費用の負担軽減を継続します。

【主な事業】

① 医療サービスの充実 【健康増進課・保険年金課】

- 障がい者が適切な医療を安心して必要なときに受けられるよう、医療機関や保健所と連携して、医療サービスの情報提供や緊急医療体制の充実を県に働きかけます。
- 市の基準を満たした重度心身障がい者に対し、医療費の自己負担分の助成を行います。（マルフク）

② 難病対策の推進 【健康増進課】

- 市民が難病に対する正しい理解と認識をもてるよう、保健所と連携して保健活動の推進を図ります。

③ リハビリテーションの充実 【社会福祉課】

- 障がいの程度や目的にあったリハビリテーションの充実に努めます。（機能訓練、生活訓練）

④ 地域ケアシステム^{*1}の充実 【社会福祉課・社会福祉協議会】

- 保健・医療・福祉の分野の関係者が連絡をとりあいながら、障がい者一人ひとりに必要なサービスの調整を行い、在宅サービスが総合的に利用できることを周知します。

^{*1} 地域ケアシステム… 市町村が実施主体となり、高齢者や障がい者などが住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるよう、一人ひとりに保健・医療・福祉の関係者がケアチームを編成し、地域全体で総合的かつ効率的に各種の在宅サービスを提供、支援するシステムです。

(5) 精神保健施策の充実

関係団体への意向調査から、精神障がいに対する正しい理解や認識の不足が指摘され、また、支援費制度では精神障がい者に対するサービスが対象外であったことから、早期の社会復帰が難しい現状が伺えます。精神障がいに対する正しい知識の普及や市民の関心と理解を深めるため、啓発・広報活動をより一層推進させるとともに相談支援体制を充実させる必要があります。

【施策の方向】

保健所や医療機関など関係機関との連携を一層強化し、相談体制を充実させ、心の健康の保持・増進と早期の社会復帰に向けた支援を行います。

【主な事業】

① 精神保健福祉対策の推進 【社会福祉課】
<input type="checkbox"/> 保健所等の関係機関との連携を強化し、精神障がいに対する正しい知識の普及や市民の関心と理解を深めるよう広報・啓発活動に取り組みます。
<input type="checkbox"/> 精神障がい者の在宅生活支援や社会復帰支援のため、ホームヘルパー派遣を推進します。
<input type="checkbox"/> 医療機関や保健所など関係機関と連携を強化し、引きこもりや自殺防止などの精神保健相談及び訪問指導の周知と利用促進に努めます。

第6節 障がい児とその家庭への支援の充実

これまで市内小中学校において、スロープや手すり、階段昇降機、身体障がい者用トイレ、簡易型温水シャワー、重度身体障がい児用テーブル等、障がい児教育に必要なハード面の整備を進めてきました。また、障がい児への介助員の派遣や相談体制の整備などソフト面における教育環境の充実にも取り組んできました。

アンケート調査では、障がいの有無にかかわらず共に学べる環境のもと、障がいに応じた個々の教育的ニーズに適したサポートを望む割合が高くなっています。

今後、障がいのある子どもが地域社会の中で健やかに成長するため、地域の子どもたちと共に育ち、学べる環境づくりをより一層推進し、成長のあらゆる段階で、それぞれの障がいの状況に応じた適切な教育を受けられる体制づくりが必要になります。

(1) 就学前教育の充実

関係団体への意向調査から、乳幼児からの療育体制の整備や療育の場の拡充、療育内容の充実が求められていました。関係機関と連携し、障がいのある子どもの成長・発育を促し、早期対応の充実、適切な相談・助言に努めるとともに、障がいのない子どもたちとの交流を通じて社会性を養うことが必要です。

【施策の方向】

就学前から就学後を見据えた連続性のある療育相談の支援体制の充実を図ります。また、障がいの種別や程度に応じた指導の推進を図り、障がいのない子どもと共に過ごせるよう、受入れ体制の整備や保育士の資質の向上、相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

① 障がい児幼児教育の充実 【社会福祉課・こども課】

- 障がいのある子どもの受入れに対応できるよう、保育環境の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの保育に携わる保育士の資質向上と保育内容の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉機関などと連携を図り、相談機会を拡充し、保護者に対し適切な教育相談や支援の実施に努めます。

② 早期療育体制の充実【再掲】 【社会福祉課・健康増進課】

- 赤ちゃん訪問指導、乳児・幼児健康相談等の保健指導・相談体制の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉・教育の各分野が連携して、障がいの発見から相談・指導といった一貫した療育援助体制の確立を図ります。
- つぼみ園で、言語療法士等の専門療法士による訓練等を充実し、早期療育に努めます。

(2) 学校教育の充実

これまで、就学相談担当者の増員や訪問相談の実施など、多様な問題に対応できる体制づくりを行ってきました。

アンケート調査では、学校・学園生活を送るうえでの問題点として、学校内の設備面のほか、教職員の理解が得にくい、友達ができにくいことがあげられています。障がいのある人もない人も共に生きる社会を築くため、地域の中で交流を深めながら、学び、育つことができる教育体制の一層の充実を図ることが必要です。

【施策の方向】

障がいのある子どもの将来の可能性を広げ、能力を伸ばし、充実した学校生活を送れるよう、本人や家族の意向を尊重しながら、障がいの種類・程度に応じた適切な学校選択等の就学指導に努めます。また、障がいのある子どもが自立した生活を営めるよう、各学校では特別支援教育や進路指導の充実に努めます。

【主な事業】

① 就学指導の充実 【指導課】

- 教育センターや教育・福祉・医療などの関係機関との連携を強化し、障がいの状況を踏まえ、本人と保護者の意向を尊重した就学指導に努めます。

② 交流教育の充実 【指導課】

- 障がいのない児童・生徒が障がい児に対する正しい理解と豊かな人間関係をはぐくめるよう、特別支援学級や特別支援学校との交流機会の拡充に努めます。

③ 教職員の資質向上 【指導課】

- 障がいの種類・程度に応じた指導方法、指導内容など、教職員の障がいに対する知識の向上を図るため、研修の充実に努めます。

④ 教育環境の充実 【学務課・指導課】

- 障がい児に適した施設や設備の整備を推進します。
- 障がい児支援員を派遣するとともに、学校・保護者・支援員の連携を密にします。

(3) 家庭への支援の充実

アンケート調査では、障がいのある子どもの介護は親等の家族が行っている割合が高く、家族の負担も大きいことが伺えます。家族の負担を軽減するためのサービスが重要であり、障がいのある子どもが将来、社会との交流を深め、自立し豊かな生活を送るため、家族を含めた支援の充実が必要です。

【施策の方向】

障がいのある子どもや介助する家族を支援するためのサービスの提供体制の充実に努めます。

【主な事業】

- | |
|--|
| <p>① 介助者や家族への支援の充実 【社会福祉課・青少年育成課・教育センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 短期入所サービスの利用拡大に努めます。<input type="checkbox"/> 障がいのある中高生の放課後や長期休暇期間中の活動の場の拡大に努めます。<input type="checkbox"/> 障がいのある子どもの兄弟姉妹に対しても心のケアが行えるよう相談支援を行います。<input type="checkbox"/> 障がいのある子どもの放課後児童健全育成事業（学童保育）への受け入れに努めます。 |
|--|

第7節 人にやさしいまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等で共に活動する社会の実現には、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進が必要です。

障がい者や高齢者等すべての人にとってのやさしいまちづくりを目指して、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」※¹などをもとに施設整備を行っています。

居住環境の改善のため、住宅改造の助成や市営住宅のバリアフリー化を推進しています。また、障がい者の生活圏拡大のため、移動手段の確保、公共交通機関の利便性の向上にも努めてきました。

今後、人にやさしいまちづくりを継続的に推進するため、都市基盤、生活環境、移動手段の充実など、総合的な福祉のまちづくりをより一層推進することが必要になります。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

アンケート調査では、整備または援助を必要とするものとして、道路の段差解消や歩道の整備、住宅・建築物のバリアフリー化、障がい者用駐車場、障がい者用トイレなどの割合が高くなっています。

住み慣れた地域や家庭で安心して生活するためには、建築物や道路・公園等の生活環境全般について、障がい者の利用を前提とした整備が必要です。

【施策の方向】

まちづくりや行政サービスは、ユニバーサルデザインの考え方を基本として推進するとともに、その考え方の普及に努めます。

【主な事業】

① ユニバーサルデザインの推進 【社会福祉課・都市計画課】

- まちづくりや施設整備はユニバーサルデザインの考え方を基本に行います。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・情報提供に努めます。

② 福祉のまちづくりの推進 【社会福祉課・都市計画課】

- 都市計画マスタープラン等のまちづくりの計画と整合性を保ち、福祉的配慮をしながら、都市基盤の整備を進めます。
- 障がいのない方による障がい者用駐車場の利用や歩道上への放置自転車、不法看板の設置などに対し、マナー改善の啓発を推進します。
- いばらき身障者等用駐車場利用証制度※²の周知活動に努めます。

※¹ 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例…………… 高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、茨城県が平成8年3月に制定しました。

※² いばらき身障者用駐車場利用証制度…………… ショッピングセンターや公共施設などに設置する車いすマークの駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により利用証を発行する制度です。

(2) 居住・生活環境の整備

アンケート調査では、住宅・建築物のバリアフリー化、障がい者用トイレの整備を必要としている割合が高く、特に身体障がい者ではその傾向が顕著です。市役所庁舎等の公共施設では、障がい者用トイレや視覚障がい者誘導用ブロックの設置、通路のスロープ化等の整備を行い、障がい者が利用しやすい公共施設となるよう整備を進めてきました。住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、自立促進と家族の負担軽減を図るために、居住環境、公共施設や道路などあらゆる場面でのバリアフリー化が必要です。

【施策の方向】

障がい者が居住しやすい住宅改造への支援に努めます。安全で快適に移動できるよう、施設、道路や交通安全施設の整備を図るとともに、違法駐車や放置自転車対策の強化に努めます。

公共施設や公園、道路、交通安全施設などの新設や改修は、障がい者や高齢者をはじめとして市民全体が利用しやすい施設となるよう、県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、設計マニュアルを活用し、福祉的配慮のある施設整備を推進します。

【主な事業】

① 居住環境の整備 【社会福祉課】

- 重度障がいがある方の日常生活をより円滑にするため、住宅リフォームへの支援を行うとともに、事業の周知に努めます。

② 生活環境の整備 【施設整備課】

- 地域と密着した公園の管理体制を推進することにより、障がい者を含めたすべての人が安心して利用できる環境の維持に努めます。

③ 道路・交通施設の整備 【危機管理室・施設整備課】

- 安全性のある道路整備に努め、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック、音の出る信号機の設置等は、緊急性、重要性を考慮し、計画的に整備します。
- 車いすの利用を考慮して、歩道に必要な幅員の確保、段差解消などの整備を推進します。
- 違法駐車防止のため、需要に応じた駐車場の整備や警察等関係機関と連携した、市内主要道路での指導、市民への啓発を強化します。
- 佐貫駅など市内の駅周辺や歩道上の放置自転車を減らすため、利用者への啓発に努めます。
- 道路において障害物となっている広告物や看板、自動販売機などの撤去や改善の指導を強化します。

(3) 移動手手段の整備による行動圏の拡大

アンケート調査から、外出する際に介助の必要な場合が多く、中でも知的障がい者は6割以上の方が介助が必要と回答しており、ガイドヘルパー等の外出時の介助者の支援を必要としています。障がいのある方がさまざまな社会活動に容易に参加できるよう、行動範囲を広げるための手段を確保するとともに、外出時の支援の充実が必要です。

【施策の方向】

障がい者の移動手手段を確保するとともに、外出を容易にするための支援制度の拡充に努めます。

【主な事業】

① 移動手手段の拡充 【社会福祉課・都市計画課・社会福祉協議会】

- 障がい者の移動手手段を確保するため、福祉有償運送制度の周知を図るとともに、制度の理解促進に努めます。
- コミュニティバスの運行ルートの再編など、より一層の充実を図ります。また、バス事業者と連携し、バリアフリーに対応したバスの普及に努めます。
- 車いすや福祉車両の貸出を行います。

② 外出支援対策の充実 【社会福祉課】

- ガイドヘルパー等による移動支援事業の利用促進を図ります。
- 各種制度の周知、利用の促進を図ります。（自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費用の助成、有料道路における障がい者割引制度、バス料金・JR運賃・私鉄運賃・航空運賃の割引、自動車税・自動車取得税の減免等）
- 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付制度を周知し、利用の促進を図ります。

(4) 防犯・防災対策の充実

アンケート調査では、災害など緊急時の対応を心配している割合が高くなっています。また、災害情報の周知、避難時での声かけや避難場所までの支援を望む割合が高くなっています。障がい者が地域で安心・安全に暮らすためには、地域のコミュニティの活性化を図るとともに、関係機関と地域の連携を強化し、地域防犯・防災対策の充実が必要です。

【施策の方向】

防犯・防災意識の高揚を図るとともに、警察・消防等の関係機関や地域と連携し、災害など緊急時の安全確保と迅速な対応ができる体制の整備を図ります。

【主な事業】

① 防犯対策の充実 【商工振興課】

- 多様化する消費生活被害を未然に防ぐよう、消費生活相談の充実など消費者保護に努めます。

② 防災対策の充実 【社会福祉課・交通防災課】

- 災害時避難場所や緊急時の対応の周知を図ります。
- 災害時の要援護者の把握とデータ更新に努めます。
- 避難訓練等への参加を促進し、避難体制の強化と防災知識の普及を図ります。
- 障がい者が必要な介護用品や生活必需品等の備蓄を進めます。

③ 緊急時の安全性の確保 【社会福祉課・高齢福祉課】

- 重度身体障がい者や高齢者と消防署を結ぶ緊急通報システムの周知を図ります。

(5) 災害時における要援護者の避難支援の推進

アンケート調査から、災害発生時に支援してほしいことは、災害情報の提供との回答が4割を超えていましたが、障がい者については、避難の支援を望む回答が5割近いものであり、避難支援を必要としています。障がいのある方が災害時に容易に支援が受けられる体制を構築することが必要です。

【施策の方向】

障がい者の避難支援の協力をいただける人（支援者）を地域の中から障がい者と共にリストに登録し、災害時には避難支援が実施できるよう体制整備に努めます。

【主な事業】

① 要援護者の把握と避難支援プラン個別計画の作成 【社会福祉課】

- 要援護者の全体像把握のため、支援が必要と考えられる障がい者の情報を基に災害時要援護者全体リスト（以下「要援護者全体リスト」）を作成します。
- 要援護者全体リストの登載者に対し、自ら支援希望を申し出る者について、災害時要援護者避難支援プラン個別計画（以下「避難支援プラン個別計画」）を作成します。

② 避難支援体制の整備 【社会福祉課】

- 要援護者全体リストや避難支援プラン個別計画の作成や管理に努めます。
- 要援護者を収容できる福祉避難所を障がい特性に合わせたレイアウトと必要備品の整備に努めます。
- 災害時には情報の収集や伝達など、必要な避難支援が実施できる医療体制及び、ボランティアの体制整備に努めます。
- 要援護者に対して、緊急時に障がい者の情報を知らせるための救急医療情報キットの保管普及を図ります。

第5章 障がい福祉計画（第3期）

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障害福祉サービス及び相談支援や地域生活支援事業の種類毎に必要な量を見込むとともに、その見込量を確保するための具体的な方策を設定するものです。

第1節 基本的な考え方

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、また社会参加を促進するために、障害福祉サービス及び指定相談支援、地域生活支援事業を提供するにあたって、以下の3つの考え方を基本的な理念として計画を推進します。

1 障がい者の主体性を尊重したサービスの選択

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者自らが居住地及び必要とする障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を選択できる体制の整備を進めま

す。

2 障がいの種別にかかわらず平等なサービスの提供

障がいの種別にかかわらず、誰もが平等にサービスを選択できる体制を確立し、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者に対する、サービスの利用促進のための周知を図ります。

3 身近な地域におけるサービスの提供

地域における生活や就労が実現できるよう、身近な地域でサービスを受けられる体制を確立します。

第2節 基本目標

障がい者の自立支援のために必要な地域生活移行支援や就労支援を推進するため、平成26年度を目標年度として以下の数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障がい者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定すること。

目標値の設定

項目	数値	考え方
施設入所者数（A）	41人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数（B）	13人	（A）のうち、平成26年度末までに施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数
新たな施設入所者数（C）	8人	平成26年度末までに新たに施設入所が必要となる者の数
目標年度施設入所者数（D）	36人	平成26年度末の施設入所者見込み数 (A-B+C)
【目標値】 施設入所者削減見込み	5人	差引減少見込み数（A-D）

2 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度における一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援A型事業を利用することを旨とする。

目標値の設定

項目	数値	考え方
年間の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	5人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

3 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標値の設定

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	324人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	32人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

4 就労継続支援A型事業の利用者の割合

国の基本指針

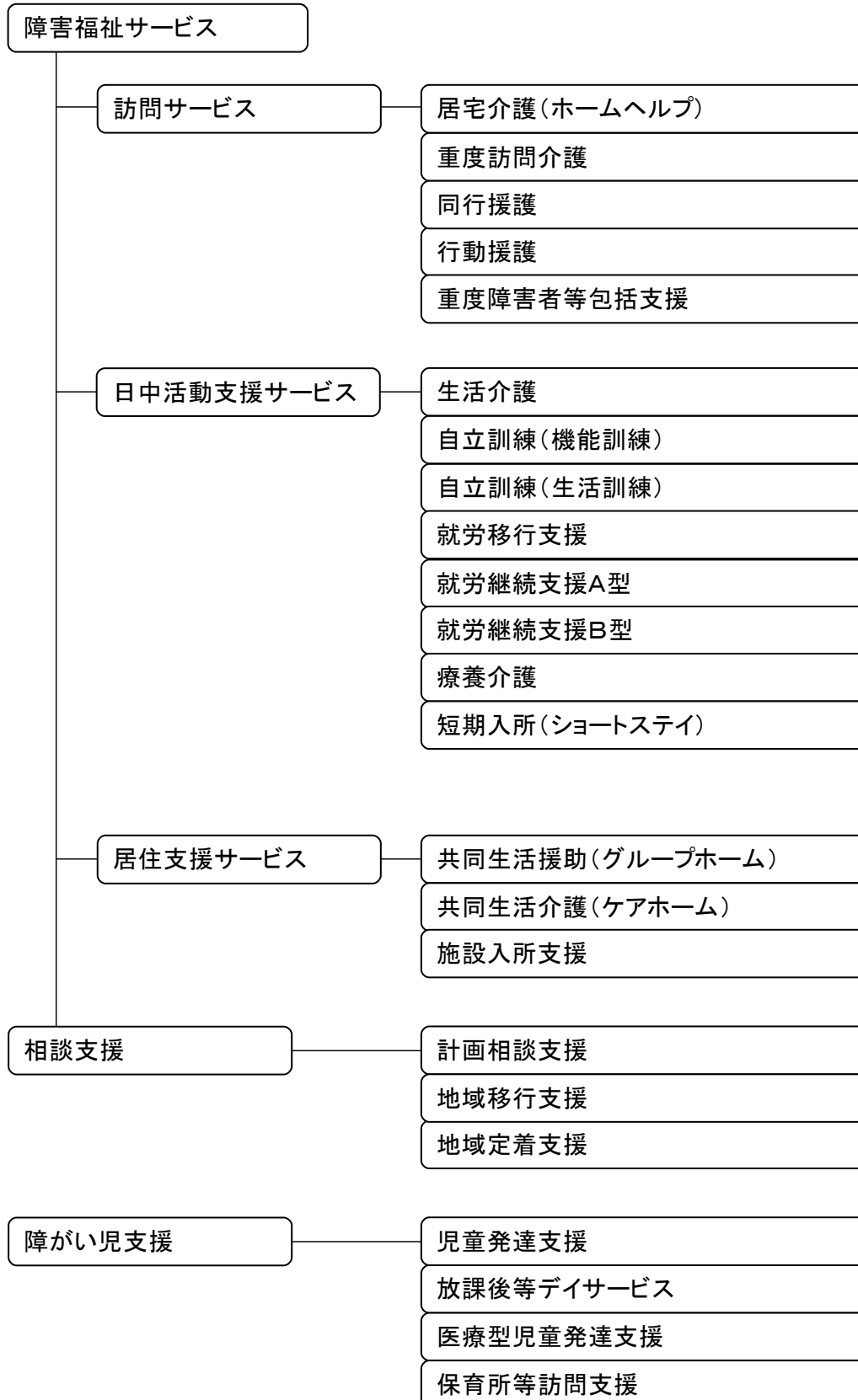
平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援A型事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標値の設定

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数（A）	2人	平成26年度末において就労継続支援A型事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	175人	平成26年度末において就労継続支援B型事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援A型+B型事業の利用者数（B）	177人	平成26年度末において就労継続支援A型+B型事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合（A）／（B）	1.1%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合

第3節 障害福祉サービス又は相談支援の見込量及びその見込量の確保のための方策

障害者自立支援法第5条に規定されている障害福祉サービス及び相談支援は、体系別に次のように分類され、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。



（1）訪問サービス

現 状

居宅介護の利用者は増加傾向に有ります。また、事業所は市内に5箇所ありますが、ヘルパーが減少しておりサービス供給量は不足傾向にあります。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援サービスはこれまでのところ利用がありません。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

実施の考え方	障がい者が住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に自立して送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じた適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、排せつ、食事等の介護 ・ 調理、洗濯、掃除等の家事援助
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分1以上

② 重度訪問介護

実施の考え方	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方が、住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じた適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、排せつ、食事等の介護 ・ 日常生活支援 ・ 外出時の移動介護
利用対象者	<p>障害程度区分4以上の肢体不自由者で常時介護を必要とし、以下のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二肢以上に麻痺がある ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「できる」以外と認定されている

③ 同行援護

実施の考え方	視覚障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読等） ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
利用対象者	<p>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者で、以下に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体介護を伴わない場合 同行援護アセスメント票により要件を満たす者 ・ 身体介護を伴う場合 同行援護アセスメント票により要件を満たし、かつ障害程度区分が2以上、障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定

④ 行動援護

実施の考え方	行動上著しい困難がある知的障がい者・精神障がい者が、住み慣れた地域や家庭で安全に安心して日々の生活を送れるよう、適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動する際に生じる危険を回避するための援護 ・ 外出時の移動中の介護
利用対象者	<p>知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常に介護が必要とし、以下に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分3以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が10点以上の方

⑤ 重度障害者等包括支援

実施の考え方	意思疎通に著しい困難がある重度の障がい者が、住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じて必要とする様々なサービスを包括的に提供します。
主な内容	・ 常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供
利用対象者	障害程度区分6に該当し、意思疎通に著しい困難があり、以下のいずれにも該当する方 ・ 重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺があり寝たきりの状態で、気管切開による人工呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が15点以上の方

訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、一括してサービス量を見込んでいます。

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用時間 (時間分/月 ^{*1})	460	483	506	538	582	616	630	656	683
	実利用者数 (人)	40	42	44	48	52	55	44	46	48
実績値	利用時間 (時間分/月)	437	520	458	392	368	487	-		
	実利用者数 (人)	37	38	39	32	28	32			

見込量確保のための方策

関係機関、事業所との情報交換や連絡調整を行い、利用者の伸びに対応したサービス供給の確保に努めます。

^{*1} 時間分/月…サービス量の単位で、1月当たりの利用者全員の延べ利用時間を表します。

（2）日中活動支援サービス

現 状

旧法入所施設^{※1}の新体系サービスへの移行に伴い、日中活動系サービス全体で利用が増加しています。今後も特別支援学校^{※2}生徒の卒業に伴う利用の増加が見込まれます。

また、療養介護はこれまで利用がありませんでしたが、児童福祉法に基づく重症心身障害児施設が障害福祉サービス事業所に移行することによりサービスの利用が見込まれています。

短期入所（ショートステイ）の利用者はほぼ横ばいですが、取手・龍ヶ崎障害福祉圏域^{※3}を越えて利用する傾向にあり、圏域でのサービス供給量は不足傾向にあると言えます。

※ 児童デイサービスは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の公布に伴い、平成24年4月以降、障害者自立支援法から児童福祉法に基づくサービスの一部として見直しが図られます。

① 生活介護

実施の考え方	常時介護が必要な方が安定した生活を送れるよう、介護サービスや創作的活動の機会を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 入浴、排せつ、食事等の介護 軽作業等の生産活動や創作的活動の実施
利用対象者	常時介護が必要で、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 障害程度区分3以上（施設入所の場合、区分4以上） 50歳以上で障害程度区分2以上（施設入所の場合、区分3以上）

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月 ^{※4})	—	1,338	1,382	1,540	1,628	1,733	2,285	2,578	2,907
	実利用者数 (人)		61	63	88	93	99	125	141	159
実績値	利用日数 (人日分/月)	901	1,135	1,300	1,579	1,915	2,107	—		
	実利用者数 (人)	53	62	70	89	103	113			

※1 旧法入所施設…………… 障害者自立支援法の施行以前から運営されている身体障害者療養施設、身体障がい者や知的障がい者の更生施設・授産施設で、法の経過措置により法が施行された平成18年10月以降も従来のサービスを継続して提供している施設をいいます。

※2 特別支援学校…………… 児童・生徒の障がいの程度、重複化や多様化に対応するための学校です。従来は盲・ろう・養護学校とされてきましたが、平成19年4月からは障がい区分をなくした特別支援学校に改められました。

※3 取手・龍ヶ崎障害福祉圏域… 茨城県が策定した「いばらき障がい者いきいきプラン」において、保健・医療・福祉の連携を図りながら、障がい者に対しさらに効率的なサービスが提供できるように県内を9つに分け設定されているものの1つで、龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町・利根町の9市町村が属しています。

※4 人日分/月…………… サービス量の単位で、1月当たりの利用者全員の延べ利用日数を表します。

② 自立訓練（機能訓練）

実施の考え方	身体障がい者が、地域で自立した社会生活を送れるよう、障がいの程度や目的にあったリハビリテーションなどのサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション 歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練 ※ 当サービスの利用期間は標準で18ヶ月以内
利用対象者	地域生活を送るために以下の支援が必要な身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> 病院や入所施設を退院・退所し、地域生活への移行のために身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 特別支援学校等を卒業し、地域生活を送る上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	—	67	84	65	65	65	110	157	220
	実利用者数 (人)		4	5	6	6	6	7	10	14
実績値	利用日数 (人日分/月)	51	51	55	48	62	78	—		
	実利用者数 (人)	4	5	4	3	4	4			

③ 自立訓練（生活訓練）

実施の考え方	知的障がい者・精神障がい者が、地域で自立した日常生活を送れるよう、障がいの程度や目的にあったリハビリテーションなどのサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 食事や家事等日常生活能力を向上させるためのリハビリテーション ※ 当サービスの利用期間は標準で24ヶ月以内（長期入所者の場合は36ヶ月以内）
利用対象者	地域生活への移行のために生活能力の維持向上などの支援が必要な知的障がい者・精神障がい者で以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 病院や入所施設を退院・退所した方 特別支援学校を卒業した方 継続した通院で症状が安定している方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	—	221	241	448	401	401	457	552	666
	実利用者数 (人)		11	12	38	34	34	24	29	35
実績値	利用日数 (人日分/月)	241	264	374	260	317	435	—		
	実利用者数 (人)	16	17	23	14	16	22			

④ 就労移行支援

実施の考え方	障がい者が地域で自立し、安定した生活が送れるよう、一般就労を促進するために必要な訓練・指導を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内や企業において作業や実習の実施 ・ 適性にあった職場探し ・ 就労後、職場定着のための支援 ※ 当サービスの利用期間は標準で24ヶ月以内
利用対象者	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しを通じ適性にあった職場への就労等が見込まれる方（65歳未満）

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	—	160	180	407	637	743	470	524	578
	実利用者数 (人)	—	8	9	23	36	42	26	29	32
実績値	利用日数 (人日分/月)	28	87	290	288	350	412	—		
	実利用者数 (人)	2	6	14	16	21	21	—		

⑤ 就労継続支援A型（雇用型）

実施の考え方	就労移行支援事業の利用等により一般企業への雇用に結びつかなかった障がい者が、地域で自立し、安定した生活が送れるよう、雇用契約に基づく就労機会を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約に基づく就労機会の提供 ・ 一般就労への移行に向けた支援
利用対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所で雇用契約に基づく就労が可能と見込まれ（利用開始時65歳未満）、以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業により一般企業への雇用に結びつかなかった方 ・ 特別支援学校等卒業後、雇用に結びつかなかった方 ・ 一般企業を離職した方又は就労経験のある方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	—	20	40	20	20	20	46	46	46
	実利用者数 (人)	—	1	2	1	1	1	2	2	2
実績値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0	—		
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	—		

⑥ 就労継続支援B型（非雇用型）

実施の考え方	就労支援事業や就労継続支援事業A型の利用により一般企業への雇用に結びつかなかった障がい者や一定年齢以上の方が、地域で自立し、生きがいづくりにつながるよう、雇用契約は結ばない就労や生産活動の機会を提供します。
主な内容	・雇用契約を結ばない就労や生産活動機会の提供
利用対象者	就労等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上・維持が期待され、以下に該当する方 ・就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方 ・就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった方 ・上記以外で、50歳に達している方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	—	100	200	311	533	622	1,365	1,924	2,715
	実利用者数 (人)		5	10	21	36	42	88	124	175
実績値	利用日数 (人日分/月)	70	154	92	392	598	861	—		
	実利用者数 (人)	4	6	5	23	44	59			

⑦ 療養介護

実施の考え方	長期入院による医療に加え、常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をするサービスを提供します。
主な内容	・医学的管理下における入浴、排せつ、食事等の介護 ・声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援
利用者	・気管切開を伴う人工呼吸器による管理を行っており、障害程度区分6以上の方 ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害程度区分5以上の方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	—	0	0	30	30	30	180	210	210
	実利用者数 (人)		0	0	1	1	1	6	7	7
実績値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0	—		
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0			

⑧ 短期入所（ショートステイ）

実施の考え方	介護者が疾病等により一時的に介護ができない場合に、障がい者が安心して地域で生活を送れるよう、サービスを提供します。
主な内容	・ 短期間の施設入所
利用対象者	・ 障害程度区分1以上で、介護者の疾病等により一時的に介護を必要とする障がい者

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	利用日数 (人日分/月)	41	76	100	86	108	130	150	249	410
	実利用者数 (人)	20	31	41	39	49	59	27	45	74
実績値	利用日数 (人日分/月)	26	56	41	40	44	64	-		
	実利用者数 (人)	6	8	9	7	8	15			

見込量確保のための方策

事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保に努めます。

（3）居住支援サービス

現 状

共同生活援助（グループホーム）は、退院可能な精神障がい者の地域生活での受皿になるなど今後も利用者は増加すると見込まれておりますが、市内の事業所はほぼ満員であり供給量は不足傾向にあります。

共同生活介護（ケアホーム）の利用者数は他のサービスに比べ少ないですが、グループホームと同様に施設入所者が地域生活へ移行するには重要なサービスであり、今後、需要の増加が見込まれます。

① 共同生活援助（グループホーム）

実施の考え方	施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるため、地域における生活の場として家事等の日常生活の支援や相談支援サービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事や掃除等の日常生活上の家事支援 ・ 日常生活上の相談支援
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労し、又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を送る上で相談等の日常生活の援助が必要な方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	実利用者数 (人分/月)	10	18	32	19	25	32	22	29	40
実績値	実利用者数 (人分/月)	9	11	13	16	15	15	-		

② 共同生活介護（ケアホーム）

実施の考え方	施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるため、ひとりで自立して生活することが困難な方が安心して生活できるよう、ケアホーム事業者の参入を促進し、家事等の日常生活の支援、相談支援のほか、入浴や排せつ、食事等介護のサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、排せつ、食事等の介護 ・ 食事や掃除等の日常生活上の家事支援 ・ 日常生活上の相談支援
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を送る上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援が必要な障害程度区分2以上の方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	実利用者数 (人分/月)	3	4	4	6	8	10	13	18	26
実績値	実利用者数 (人分/月)	1	2	3	3	4	12	-		

③ 施設入所支援

実施の考え方	生活介護の利用者や自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難な方が安定した日常生活を送れるよう、夜間等に介護を受けることができる居住場所を確保し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間における入浴、排せつ、食事等の介護 ・ 日常生活上の相談支援
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分4以上で生活介護の利用者（50歳以上の場合、区分3以上） ・ 自立訓練又は就労移行支援の利用者で、近隣に通所施設がないため入所が必要な方

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	実利用者数 (人分/月)	—	3	4	6	8	10	39	38	36
実績値	実利用者数 (人分/月)	1	5	14	24	36	40	—		

※指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る）について、当該指定知的障害児施設において、法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けて引き続き入所している者がいる施設を除く。

見込量確保のための方策

予想される需用の増加に対応するため、新規事業者の参入を進め、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（4）相談支援

現 状

これまで、サービスを利用できる利用者が限定されていたため、利用はありませんでした。平成24年4月からの自立支援法の改正により、相談支援体制の充実が図られ、利用対象者も拡大されます。

① 計画相談支援（平成24年4月からの事業）

実施の考え方	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
主な内容	<p><支給決定時></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用計画・障害児支援計画案の作成 サービス事業者との連絡調整、計画の作成 <p><支給決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス又は地域相談を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用するすべての障がい児 障害児通所支援を利用するすべての障がい児

		H24	H25	H26
見込量	実利用者数 (人分/月)	22	43	61

② 地域移行支援（平成24年4月からの事業）

実施の考え方	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談 地域移行のためのサービス事業所等への同行支援
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院に入院しており、支援の必要性が高い精神障がい者

		H24	H25	H26
見込量	実利用者数 (人分/月)	1	1	1

③ 地域定着支援（平成24年4月からの事業）

実施の考え方	居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時の連絡体制の確保 ・ 障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談、緊急訪問、緊急対応
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行し、居宅において単身及び家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

		H24	H25	H26
見込量	実利用者数 (人分/月)	0	0	1

見込量確保のための方策

サービスの周知に努め、事業者の参入を促進し供給の確保に努めます。

（5）障がい児支援

現 状

障害者自立支援法の改正により、障害者自立支援法に規定されていた「児童デイサービス」は、平成24年4月から、児童福祉法に「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」として規定されることになりました。

① 児童発達支援（平成24年4月からの事業）

実施の考え方	障がい児の日常生活能力が向上するよう、住み慣れた地域での療育を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における基本的な動作の指導 集団生活への適応訓練
利用対象者	療育を必要とする未就学の障がい児

② 放課後等デイサービス（平成24年4月からの事業）

実施の考え方	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進します。また、放課後等の居場所づくりを推進します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活能力の向上のための訓練 社会との交流の促進
利用対象者	学校教育法に規定する学校に就学している療育が必要な障がい児

		H24	H25	H26	
見込量	児童発達支援	利用日数（人日分/月）	123	116	108
		利用者数（人）	34	32	30
	放課後等デイサービス	利用日数（人日分/月）	335	371	407
		利用者数（人）	93	103	113

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
児童デイサービス							
実績値	利用日数（人日分/月）	284	370	427	416	384	426
	利用者数（人）	86	106	113	117	120	119

見込量確保のための方策

利用者及び児童デイサービス事業者に対し、法改正による事業移行について周知し、新しい事業体制への円滑な移行を図ります。また、利用者のニーズ把握に努め、提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

③ 医療型児童発達支援（平成24年4月からの事業）

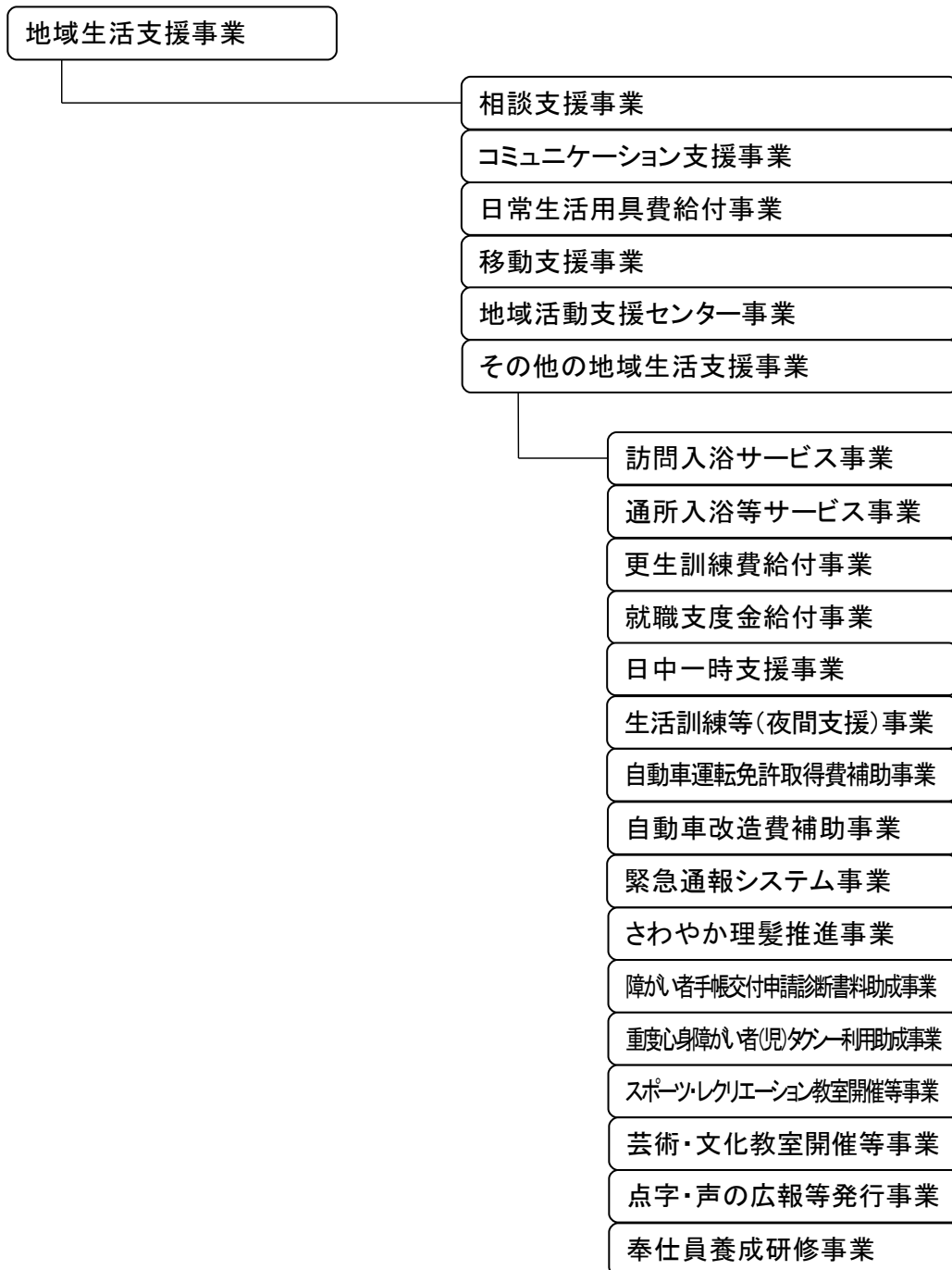
実施の考え方	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における基本的な動作の指導 集団生活への適応訓練および治療
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童

④ 保育所等訪問支援（平成24年4月からの事業）

実施の考え方	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育等の安定した利用を促進します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児に対する集団生活適応のための訓練 訪問先施設のスタッフに対する支援方法等の指導
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

第4節 市が実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害者自立支援法第77条に基づき、障がいのある方々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう本市の実情や利用する方の状況に応じて独自に実施する事業で、本市では、次の事業を実施しています。



（1）相談支援事業

市の相談窓口に精神保健福祉士を配置し、相談支援の強化を図っています。

① 一般的な相談支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」や、相談支援事業を適切で効果的に実施していくために、障害福祉サービス事業者、雇用（ハローワーク、商工会等）、教育（特別支援学校等）、医療機関等の関連する分野の関係者が、地域の課題について情報を共有し、具体的に協議する場である「地域自立支援協議会」を設置します。

② 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費等を助成し、障がい者の権利擁護を図れるよう支援します。

（実施箇所数又は実施の有無）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
(1) 一般的な相談支援事業					
相談支援事業	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	無	無	有	有	有
地域自立支援協議会	無	無	有	有	有
(2) 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有
(3) 成年後見人制度利用支援事業	0	0	1	1	1

（2）コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の社会活動への参加機会をを広げ、必要ときの確かな情報を得られるよう、円滑なコミュニケーションを図るための支援を推進します。

現在利用している障がい者は限られているため、より多くの障がい者に利用していただくように事業の周知に努めます。

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
手話通訳者・要約筆記者派遣事業					
(実利用見込み者数)	4	4	5	6	8
(延べ利用見込み件数)	17	21	26	32	40

(3) 日常生活用具費給付事業

日常生活を送る上で支障がある重度障がい者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活を送れるよう、日常生活の便宜を図るための用具に係る費用の給付を行います。

特に排泄管理支援用具に係る費用の給付が増加しており、今後も増加が見込まれます。

（単位：延べ給付見込み件数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
日常生活用具費給付事業	1,214	1,315	1,421	1,540	1,667
介護訓練支援用具	8	9	9	10	11
自立生活支援用具	7	8	8	9	10
在宅療養等支援用具	7	8	8	9	10
情報・意思疎通伝達支援用具	11	12	13	14	15
排泄管理支援用具	1,179	1,276	1,381	1,495	1,618
住宅改修費	2	2	2	3	3

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が地域で自立した社会生活や日常生活を送るため、さまざまな社会活動に容易に参加できるよう外出時の支援を行います。

現在利用者が少ないため、事業の周知に努めます。

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
移動支援事業					
（実利用見込み者数）	2	2	2	3	3
（延べ利用見込み時間数）	18	20	22	36	42

(5) 地域活動支援センター事業

障がい者が地域で自立した社会生活や日常生活を送れるよう、関係自治体と連携し、創作的活動や生産活動を提供する場の提供や、社会との交流促進を行えるよう支援を行います。

今後、精神障がい者の退院促進により利用の増加が見込まれます。

① 基礎的事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図れるよう支援を行います。

② 機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能を充実強化するため、次の類型を設け事業を実施します。

ア I型（1日当たりの実利用者人数：概ね20人以上）

精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉や地域のサービス提供事業者等の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及・啓発活動を実施します。また、相談支援事業も併せて実施又は委託を受けているものとしします。

イ II型（1日当たりの実利用者人数：概ね15人以上）

地域での雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

ウ III型（1日当たりの実利用者人数：概ね10人以上）

地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業や自立支援給付に基づく事業所に併設して実施します。

事業名		H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
地域活動支援センター事業						
I 型	(実施見込み箇所数)	1	1	1	1	1
	(実利用見込み者数)	29	34	38	43	49
II 型	(実施見込み箇所数)	1	1	1	1	1
	(実利用見込み者数)	31	31	33	36	39

(6) その他の地域生活支援事業

次のサービスや助成事業を実施し、障がい者の自立した地域生活への支援に努めます。

① 訪問入浴サービス事業

自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図れるよう支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
訪問入浴サービス事業	0	0	1	1	1

② 通所入浴等サービス事業

施設において介助入浴、食事等のサービスの提供を受け、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図れるよう支援します。

事業名		H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
通所入浴 サービス事業	利用実人数	2	2	2	3	3
	人日分/月	9	10	11	15	16

③ 更生訓練費給付事業

就労移行支援利用者や身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
更生訓練費給付事業	2	2	2	3	3

④ 就職支度金給付事業

就労移行支援又は就労継続支援を利用した障がい者や、身体障害者更生援護施設に入所又は通所している身体障がい者が訓練を終了して、就職等により自立する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
就職支度金給付事業	8	2	3	4	5

⑤ 日中一時支援事業

障がい者及び障がい児に対して、日中における見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行うことにより、日中における活動の場を確保し、障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

事業名		H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
日中一時支援事業	利用実人数	51	53	56	58	61
	人日分/月	112	121	132	143	155

⑥ 生活訓練等（夜間支援）事業

障がい者の夜間における生活の場を確保し、自立に向けた訓練・指導を行うことにより障がい者の地域生活支援の促進を図るとともに、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

事業名		H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
生活訓練等（夜間支援）事業	利用実人数	13	14	15	16	17
	実施回数	38	42	45	48	51

⑦ 自動車運転免許取得費補助事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労等の社会参加を促進できるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
自動車運転免許取得費補助事業	0	0	1	1	1

⑧ 自動車改造費補助事業

重度身体障がい者が自立した生活及び就労等の社会参加ができるよう、当該障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
自動車改造費補助事業	3	4	4	4	4

⑨ 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者に対して、専用電話器等を貸与することにより、急病、事故等の緊急時に即時に対応できるよう支援します。

（単位：新規設置見込件数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
緊急通報システム事業	0	0	1	1	1

⑩ さわやか理髪推進事業

外出が困難な重度身体障がい者に対して、自宅に訪問し出張理容サービスを実施することにより、快適な環境と生きがいを与えられるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
さわやか理髪推進事業	5	5	6	6	7

⑪ 障がい者手帳交付申請診断書料助成事業

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を新規申請する際に添付する医師の診断書の作成に要した経費を助成することにより、身体又は精神に障がいのある方の福祉の増進が図れるよう支援します。

（単位：助成者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
障がい者手帳交付申請診断書料助成事業	190	195	201	206	212

⑫ 重度心身障がい者(児)タクシー利用助成事業

重度心身障がい者(児)に対して、医療機関への通院などに利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、福祉の増進が図れるよう支援します。

（単位：交付者見込数）

事業名	H22 (実績)	H23	H24	H25	H26
重度心身障がい者(児)タクシー利用助成事業	175	180	185	190	195

- ⑬ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力の維持・増強を図り、また、参加者同士の交流を深めることにより社会参加を促進できるよう支援します。
- ⑭ 芸術・文化講座開催等事業
障がい者を対象とした芸術・文化活動の講座を開催し、作品展など発表の場を提供することにより、障がい者の創作意欲を助長し社会参加を促進できるよう支援します。
- ⑮ 点字・声の広報等発行事業
視覚障がい者に、市の広報紙などの地域で生活する上で必要度の高い情報を、点字や音声に訳し提供することにより、社会参加を促進できるよう支援します。
- ⑯ 奉仕員養成研修事業
日常会話程度の手話ができる手話奉仕員のほか、要約筆記員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成し、聴覚障がい者等との交流を推進し、市の広報活動の支援者となることができるよう支援します。

見込量確保のための方策

サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保とサービスの質の向上に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の達成状況の点検・評価

障がい者の社会参加と自立の実現に向けて、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）を1年サイクルで活用し、計画の有効性や進捗状況について点検・評価を実施するなど、計画の見直しを行います。

また、「障がい福祉計画」については、以下の内容を毎年、点検・評価し、必要に応じて目標値や見込量及び実現のための方策の見直しを行っていきます。

- 各サービスの見込量
- 地域生活への移行の進捗状況
- 一般就労への移行の進捗状況

第2節 進行管理体制

計画の推進にあたっては、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。そのため、庁内関係各課と十分に連携して、行財政制度に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるよう努めます。

また、龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会で定期的に計画の進捗状況や達成状況を報告するとともに意見を聞くこととします。さらには、国・県の基本的な考え方を踏まえつつ、障害福祉圏内の市町村との連携や本市の他の行政プランとの整合性にも留意し、計画の推進を図ります。

なお、障がい者の地域生活への移行、就労支援の推進にあたっては、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関、特別支援学校、ハローワークなどの行政機関、地元企業などの関連団体の積極的な参画や地域住民の理解が重要になります。そのため、地域のネットワークの強化に努め、市民の参加と協力を得ながら、社会状況や障がい者のニーズの変化に対応し、計画の適切な推進を図ります。

龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画策定経過

H23.2～H23.3	市民アンケート調査の実施
H23.7.6	市長から保健福祉総合推進協議会へ諮問 (障がい者プランの改定及び障がい福祉計画の策定について 第1回 保健福祉総合推進協議会 全体会
H23.9.27	第1回 障がい者プラン・障がい福祉計画検討委員会
H23.10.3～ H23.10.6	各課ヒアリング
H23.11.2	第2回 障がい者プラン・障がい福祉計画検討委員会
H23.11.11	第1回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H23.12.22	第2回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H24.1.10	第3回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H24.1.16～ H24.2.14	パブリックコメント
H24.1.24	第4回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H24.2.7	第5回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H24.2.17	第6回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H24.3.26	第7回 保健福祉総合推進協議会 障がい者福祉部会
H24.4.11	第4回 保健福祉総合推進協議会 全体会
H24.4	障がい者プラン・障がい福祉計画策定

龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会設置条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 17 号

(設置)

第 1 条 龍ヶ崎市における保健及び福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 保健及び福祉に係る施策の推進、運営及び進捗状況に関する事項
- (2) 保健及び福祉に係る市民の苦情及び要望に関する事項
- (3) その他保健及び福祉に係る施策の効果的推進に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、保健医療機関及び社会福祉事業を営む者並びに福祉団体からそれぞれ推薦された者、市議会議員、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 前項に規定する市民は、市内に住所を有する満 20 歳以上の者とし、公募により選出するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 協議会に専門部会を置く。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 3 月 21 日条例第 21 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

第6期(後期) 龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会

◎ 委員長 / ○ 副委員長

	区 分	氏 名
1	保健医療機関	龍ヶ崎市・牛久市医師会
2		龍ヶ崎市歯科医師会
3		茨城県龍ヶ崎保健所
4	社会福祉事業	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会
5	福祉団体	龍ヶ崎市長寿会連合会
6		龍ヶ崎市身体障害者福祉協会
7		龍ヶ崎地方家族会
8		龍ヶ崎市心身障がい者育成会
9	市議会	龍ヶ崎市議会
10		龍ヶ崎市議会
11		龍ヶ崎市議会
12		龍ヶ崎市議会
13	学識経験	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会
14		流通経済大学
15		龍ヶ崎市PTA連絡協議会
16		日本労働組合総連合会茨城県連合会
17	市民	公募
18		公募
19		公募
20		公募

(任期：平成23年6月1日～平成24年5月31日)

龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者福祉の推進を図るため、市の障がい者施策の柱となる龍ヶ崎市障がい者プラン（以下「プラン」という。）及びプランの実施計画となる龍ヶ崎市障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進について協議するため、龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、プラン及び計画の策定に関する調査・検討及び実施に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者を、副委員長は、社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は平成18年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年11月1日から施行する。

別表 (第3条第3項関係)

交通防災課長
企画課長
まちづくり推進課長
健康増進課長
こども課長
高齢福祉課長
市民協働課長
商工振興課長
都市計画課長
施設整備課長
学務課長
スポーツ振興課長
指導課長
健康福祉部政策監

用語解説

あ行

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、茨城県が平成8年3月に制定しました。

茨城県福祉相談センター

多様化、複合化している県民の相談ニーズに的確に対応するため、児童や障がい者、女性の相談に応じる施設です。障がい者が充実した地域生活を送ることができるよう、福祉と医療の専門スタッフがチームを組んで相談・指導を行います。

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

ショッピングセンターや公共施設などに設置する車いすマークの駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により利用証を発行する制度です。

か行

ガイドヘルパー

視覚障がい者や知的障がい者が外出する際に、歩行の介助や付き添いなどを専門的に行う介護員のことです。

完全参加と平等

「国際障害者年（1981年）」の目標テーマ。障がい者がそれぞれの住んでいる社会で、社会生活と社会発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の人と同じ生活条件の獲得と、社会的、経済的発展によって生みだされた成果の平等な配分の実現を意味します。

居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むうえで介助が必要な障がい者や高齢者の家庭をヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、調理、洗濯、掃除などの家事援助などを行う在宅福祉サービスです。

グループホーム

地域で自立した生活を営むために日常生活上の支援が必要な障がい者が、数人が共同で生活する住宅です。専任の世話人が、夜間や休日に食事、掃除等の日常生活上の家事支援や相談支援を行います。

ケアホーム

地域で自立した生活を営むために日常生活上の支援が必要な障がい者が、数人で共同で生活する住宅。専任の世話人が、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護や食事、掃除等の日常生活上の家事支援や相談支援を行います。

さ行

在宅福祉サービス

高齢者や障がい者などの要援護者が、家庭において安心して暮らせるためのホームヘルプサービス、ショートステイ等をはじめとする社会福祉サービスの総称です。

支援費制度

身体障がい者及び知的障がい者に対し、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、デイサービス、施設通入所などの障害福祉サービスについて、利用者自身がどこで、どんな福祉サービスを利用するかを決めて、事業者と契約を結びサービスを利用する制度で、平成15年4月から始まりましたが、「障害者自立支援法」の施行により平成18年10月から新しい福祉サービスの体系に移行し、障害福祉サービスと地域生活支援事業となりました。

試行雇用（トライアル雇用）

職場に障がい者を短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障がい者雇用のきっかけづくりを積極的に推進することにより、常用雇用への移行を促進する制度です。

児童デイサービス

在宅の障がいのある児童が、日帰りでデイサービスセンター等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うためのサービスです。

児童発達支援

就学前の発達に不安や心配のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

障がい者

障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします。

障害者ITサポートセンター

IT活用によって障がい者の自立支援を図るため、利用相談やパソコンボランティアの養成・派遣、パソコンセミナーの開催を実施する施設です。

障害者自立支援法

障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として制定されました。平成18年4月からサービスの利用量と所得に応じた費用負担の導入、平成18年10月から介護給付や訓練給付、地域生活支援事業の新しい福祉サービスの体系が整備されました。

障害福祉圏

茨城県が策定した「いばらき障害者いきいきプラン」において、保健・医療・福祉の連携を図りながら、障がい者に対しさらに効率的なサービスが提供できるように設定されているものです。龍ケ崎市は、本市のほか、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町の9市町村からなる取手・龍ケ崎障害福祉圏に属します。

障害福祉サービス

「障害者自立支援法」で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況をふまえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける「介護給付」（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）があります。

職親委託制度

知的障がい者の自立更生に熱意を有する事業経営者などが一定期間（原則として1年間、更新も可能。）知的障がい者を預かり、職業や日常生活に必要なことを指導する制度です。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障がい者等が職場に適応することを容易にするための援助を行う方です。職場に派遣され、障がい者への支援や事業主や上司、同僚、家族等への助言を行います。

自立支援医療

障がい者などの心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のこと。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、当市では平成22年度からは、権限委譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度のものを1級とし、6級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がいの5つに分かれています。

ストマ用装具

膀胱又は直腸の機能障がいのため、膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工膀胱・人工肛門）からの排泄物を入れる袋です。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受けやすくするためのもの。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

成年後見制度

認知症の方や知的障がいや精神障がいのある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

ソーシャル・インクルージョン

「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。

た行

短期入所（ショートステイ）

障がい者を介護している人が病気やその他の理由で、障がい者が居宅で介護を受けることができない場合に、障がい者が一時的に障がい者施設などに短期間入所するサービスです。

地域ケアシステム

市町村が実施主体となり、高齢者や障がい者などが住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるよう、一人ひとりに保健・医療・福祉の関係者がケアチームを編成し、地域全体で総合的かつ効率的に各種の在宅サービスを提供、支援するシステムです。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等の児童・生徒を対象としていた従来の特殊学級が、平成19年4月から特別支援学級に改められました。これまで対象とされていない発達障がいの児童・生徒も対象になります。

特別支援学校

児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するための学校です。従来は盲・ろう・養護学校とされていましたが、平成19年4月からは障がい区分をなくした特別支援学校に改められました。

な行

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会のなかで、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、言語の障がい、手足などの動作の協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいなどの症状が通常低年齢において発現します。

パブリックコメント

市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方で、具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロック・手すり・点字の案内板の設置等があげられます。

ピアカウンセリング

障がい者が自らの経験に基づき、障がいのある仲間からの相談に対等な立場で応じて、自立に向けた支援を行うことです。ピア（peer）とは、仲間や同僚という意味です。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がい者が、授産施設や福祉工場、福祉作業所などにおいて就労することです。

放課後等デイサービス

小学校から高等学校までに就学している障がい児につき、放課後や夏休み等の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うサービスです。

法定雇用率

「障害者の雇用等の促進に関する法律」で雇用者に占める身体障がい者及び知的障がい者の割合が一定以上であるよう事業主に義務付けられた割合のことで、平成18年4月からは精神障害者保健福祉手帳を所持する方を算定できるようになりました。民間企業1.80%、地方公共団体2.10%を超えて雇用する義務があります。

ボランティア

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて、援助、技術、労力提供等を行う民間奉仕者のことです。

ま行

まち育てハートフル講座

市で用意した講座メニューの中から市民が「知りたい・聞きたい」内容の講座を選び、担当職員が地域や学校に出向いてその内容を説明する講座です。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備するという考え方です。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指しています。

ら行

ライフステージ（発達段階）

人の一生をいくつかの区切りとしてとらえることです。その区切りを発達段階と呼び、幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などのように区分します。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮し、自立を促すために行われる専門的技術のことです。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがありますが、障がい者の人間的復権を図るためには、総合的な推進が重要です。

療育手帳

知的障がいのある方が各種制度やサービスを受けやすくするもの。申請を受けて、児童相談所（18歳未満）又は福祉相談センター（18歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、**Ⓐ**（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。

龍ヶ崎市障がい者プラン・障がい福祉計画（第3期）

発行 龍ヶ崎市
編集 龍ヶ崎市健康福祉部社会福祉課
〒301-8611
龍ヶ崎市3710番地
TEL 0297-64-1111（代表）
FAX 0297-64-7008



龍ヶ崎市